
平成30年大和町議会9月定例会議会議録

平成30年9月7日（金曜日）

応招議員（17名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	欠員
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

出席議員（17名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	14番	高平聡雄君
5番	槻田雅之君	15番	堀籠日出子君
6番	門間浩宇君	16番	大須賀啓君
7番	渡辺良雄君	17番	中川久男君
8番	千坂裕春君	18番	馬場久雄君
9番	浅野俊彦君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	産業振興課長	文 屋 隆 義 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	都市建設課長	蜂 谷 俊 一 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	上下水道課長	熊 谷 実 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	三 浦 伸 博 君
総 務 課 長	後 藤 良 春 君	教育総務課長	小 川 晃 君
まちづくり 政 策 課 長	千 葉 正 義 君	生涯学習課長	櫻 井 和 彦 君
財 政 課 長	千 坂 俊 範 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	蜂 谷 祐 士 君
税 務 課 長	千 葉 喜 一 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	遠 藤 秀 一 君
町民生活課長	村 田 良 昭 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 塚 弘 志 君
子育て支援 課 長	内 海 義 春 君	公 民 館 長	阿 部 昭 子 君
保健福祉課長	櫻 井 修 一 君		

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 義 則	議事庶務係長	本 木 祐 二
次 長	野 田 美 沙 子		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前8時56分 開 議

議 長 (馬場久雄君)

皆さん、おはようございます。

まだ定刻前ではありますが、おそろいでございますので、本会議を再開いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 「会議録署名議員の指名」

議 長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番槻田雅之君、及び6番門間浩宇君を指名します。

「諸般の報告」

議 長 (馬場久雄君)

諸般の報告を行います。

議会活性化調査特別委員会の委員長が選任されましたので、ご報告します。

委員長には、高平聡雄君。

以上のとおり選任されました。

日程第 2 「議案第51号 大和町暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例の一部を改正する条例」

議 長 (馬場久雄君)

日程第2、議案第51号 大和町暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 3 「議案第 5 2 号 大和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」

議 長 （馬場久雄君）

日程第 3、議案第52号 大和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 4 「議案第 5 3 号 大和町水道事業給水条例の一部を改正する条例」

議 長 （馬場久雄君）

日程第 4、議案第53号 大和町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とし

ます。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5 「議案第 5 4 号 平成 3 0 年度大和町一般会計補正予算」

議 長 （馬場久雄君）

日程第 5、議案第54号 大和町一般会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。 8 番千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

人件費についてお尋ねします。

人件費の補正ということで、全体で307万9,000円減額になっておるわけですが、その中でですね、特に民生費の児童福祉費が1,781万3,000円の減額になっておりますが、かなり大きい減額になっておりますが、私が思う限り、1年間の仕事量、工数とします。それに見合う職員、もちろんいろんな経験積んだ方の構成員でなるところ、そういった人たち一人一人の工数を足して行って、その全体の1年間の予想される工数を仕事していくという中では、この1,781万3,000円という減額はかなり大きい金額だと思えます。以前、執行部のほうからベテラン職員と比較的キャリアの浅い職員の入れかえのため、こういった差額は出てくるといっても、やはりキャリアがある人は工数が多い、キャリアのまだ足りない方は工数が少ないという考えからすると、1年間の工数を見積もって、当然できる工数になっているのかというのをちょっと疑問を感じ

ましたので、課長、なかなか答えづらいところが出てくると思うので、町長か副町長の答弁を求めるところです。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいまのご質問の工数、構成……（「工数、仕事の量」の声あり）人事につきましては、予算を組む段階におきまして、前年度の9月、10月から始まるわけです。その段階ではそのときの人事体系といいますか、3月の異動を見越したわけではなくて、その段階での、その状況での予算を組むわけです。現状の予算ですね。言ってみれば、今やっている予算で、今予算は組みます。それで、ですから4月の異動があることによってそういった、今回認めてもらおうとしているような差が出てくるということです。そういうことがありますので、その段階と4月では当然違ってくるということが1つです。

あと、今、工数といいますか、仕事につきましては、当然そういったことの中で配分といいますか、人は配置をするところがございますので、多少若い人とか、そういったことの入れかわりが大きかった場合等々につきましては、どうしてもそういった差額が出てくるということです。仕事の内容につきましては、当然そういったことも含めた、その段階ですね、見た中での予算、その段階での予算になりますので、どうしても次年度とは差が出てくるということはある得ますけれども、4月の段階であるときには仕事、当然見合った配置、十分ではないという状況にはありますけれども、その中でできる限りの仕事を効率よくできるための人事配置をしておるところでございます。

議 長 （馬場久雄君）

8 番千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

町長が言うのはわかりました。

ただし、それでやっていくと、さあ、じゃあ、前年の仕事から比べて、今年度の仕

事量というのは減っているのかという疑問があったもんですから質問させていただいたところです。結局は、人件費的には下がっているということは、仕事のボリュームが減ったという見方をしたわけですね。もちろんキャリアの高い方、少ない方、または人数構成がかわった中で、全体の事業数がそれで減っているのかという疑問を持ったところです。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

仕事数が人数によって減るとかそういうことではございませんので、我々は継続的な仕事をやっておりますので、この人数だからこれができなくて、これを外しますよというような仕事をの計画は立てておりません。したがって、一番は年齢構成等々につきましてこの差が出てくるということでございますが、仕事につきましては、毎年この人数だから仕事を減らすとか、そういうことのやり方はやっておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

千坂裕春君。

8 番 （千坂裕春君）

やはり、まだ伝わっていないみたいなんですけれども。

減るということは、やっぱりキャリアが薄くなった、または人数が減ったという可能性があるということですよね。人件費が減るということは。そうすると、今までやった分を場合によって人数少ない中でやる、またはキャリアの少ない人が構成に含まれて多くなった可能性がある。それを問題にしておりまして、その可能性はないんでしょうかということをお尋ねしております。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

人数は減っておりません。ふえている状況でございます。そういった中で、トータルの費用が、人件費が少なくなったということには、それは若返ったといたしますか、そういった状況がありますから、おっしゃるとおりキャリアという部分からいえば、その部分についてはベテランとその差が出てくるということは否めないというふうに思っております。ただ、それをみんなでカバーしながらやっていくということでございますので、その金額がそう出たから、その分、仕事の質が下がるというですね、そういったことはないというふうに思います。

議長（馬場久雄君）

ほかに質疑ありませんか。7番渡辺良雄君。

7番（渡辺良雄君）

明細書の7ページ、額は小さいんですけども、統計調査費6万8,000円ほど報酬が動いているんですけども、私の認識ですと、欠員が生じた場合補充とか、そういった形で金額余り動かないと思うんですけども、何で動いたのかなというのをちょっと教えていただきたいと思います。

それと、もう一つは、13ページの委託料61万1,000円。三郎1体ということなんです。これは三郎が働いて大分疲れたんで新しくしようとするものなのか、その辺のところをちょっと教えていただきたいと思います。

議長（馬場久雄君）

総務課長後藤良春君。

総務課長（後藤良春君）

それでは、議員さんの質問にお答えします。

統計調査費なんですけれども、5年に一遍の調査でございます。5年前の調査区で当初は予算は要求しております、当初。それで、今回、国のほうから、やっぱり大和町発展しているんで調査区を細切れにされて、調査区が29から36調査区にふえたことによりまして調査員も3名の増ということで、その分の増額になったものでございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長（文屋隆義君）

それでは、渡辺議員さんのご質問にお答えいたします。

13節61万1,000円、これは、朝比奈三郎の着ぐるみ1体の作成費用ということなんですけれども、現在の着ぐるみなんです、これが平成22年に作成しております、結構その間使用頻度が多くてですね、色あせと、あと一部背中とか頭の一部がちょっとすり減っている状態で、ことしも目のほうもちょっとひびが入ってですね、それでその辺もちょっと交換はしてみたんですけども、いずれ、今、着ぐるみそのものは、今回新たに1体ふやしたからといって全く廃止とするわけではございませんので、あくまでも今そういう、結構色あせた傷みがひどいということで、もう一体ですね、今回作成させていただきたいということで補正のほうさせていただきました。よろしくお願いたします。

議長（馬場久雄君）

よろしいですか。5番槻田雅之君。

5番（槻田雅之君）

事項別明細書の16、17ページの9款の教育費の小学校、中学校の施設整備費、13節に委託料がございます。中学校でいきますと691万5,000円、小学校でいきますと1,349万4,000円、説明ではエアコンの調査という話をお聞きしたんですけども、実際この金額を出すに当たって、いろいろな内訳、当然積み重ねがあると思うんですけども、その辺の積み重ねた主なもので構いませんので、その辺の積み重ねた内訳を教えてくださいというのが1点と、もう一点としまして、委託料ということは外部に委託すると考えていいのか、あとはその委託する場合、実際調査のみなのか、実際の設置、金額が多いのでどこの辺まで含んでの調査なのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（馬場久雄君）

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長（小川 晃君）

それでは、槻田議員さんのご質問にお答えをいたします。

小学校、中学校費の施設整備の13節業務委託料でございますが、空調設備の設置に係ります調査委託料でございます。この委託料の積算に当たりますは、空調設備の設置を計画しております教室の面積をもとに一定の係数を掛けまして、その積算、それから設計、それから積算の業務の作業時間数を算出いたします。その延べ作業時間数に技術職員の1時間当たりの単価を掛けまして、それに諸経費等加えて、そして業務委託料という形で積算をしております。

あとそれから、この委託料につきましては、当然外部の設計業者のほうに委託という形で考えております。

それから、委託の内容でございますが、これにつきましては、実施設計でございますので、詳細な事業費の算出、それから標準的な工費がどのくらいかかるのか、そういったような内容の業務委託の内容でございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

5番槻田雅之君。

5番（槻田雅之君）

内容はわかりました。

実際、この委託の期限とかというのはいつになっているのか。もし期限があるのであれば教えていただきたいと思います。委託の期限、いつまでに終わるとか、これから入札ですか、その辺お願いします。

議長（馬場久雄君）

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長（小川 晃君）

それでは、委託の期限でございますが、委託につきましては補正予算の議決を頂戴した後、速やかに発注をしたいというふうに考えてございますが、おおむね年末か来年の年初めかという時期になろうかと思っております。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）
梶田雅之君。

5 番 （梶田雅之君）

今、この件につきましては、一般質問でも町長も答弁あったように、来年の夏までには何とかしたいという話をお聞きしましたので、特にことしみたいな異常気象があると子供たちの体調にも影響ありますので、速やかに実行してもらえればと思います。終わります。

議 長 （馬場久雄君）

ほかに質疑ありませんか。4番馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

それでは、私は2点ほどお伺いをいたしたいと思います。

まず1点目が、8ページの3款1項1目の中の11節ですか、需用費、この中で、修繕料で公用車の足回りのサスペンションの修理というお話だったと思うんですが、車の年式とか、車種とかわかればですね、お答えをいただきたいと思います。

それから、歳入のほうでもあったんですけども、歳出でいうと16ページの9款1項2目8ですか、オリパラ講師ということでご説明をいただいたんですけども、この歳入にもありますオリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業、これだと思うんですが、ちょっと具体的な中身とか、歳入と歳出とどのぐらいの見合いなのかとか、ちょっとお伺い、わかる範囲で結構ですのでお伺いをいたします。

議 長 （馬場久雄君）

保健福祉課長櫻井修一君。

保健福祉課長 （櫻井修一君）

それでは、馬場議員さんのご質問にお答えします。

修理する公用車につきましては、タウンエースノアでございます。ワゴン車でございます。年式につきましては、平成12年式で登録が12年の5月でございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長（小川 晃君）

それでは、ただいまのオリンピック・パラリンピックの教育推進校事業の内容についてお答えいたします。

この事業につきましては、スポーツ庁の委託事業で、県が国からの委託を受けまして、県からの再委託によりましてオリンピック・パラリンピックの教育の実践的な事業研究を実施をするもので、平成27年から平成32年、2020年にかけて県内の全ての市町村でこの事業を実施することになってございます。それで、平成30年度につきましては、県内で9市町がこの事業を実施することになっておりまして、その小学校9校、中学校9校、県立高校3校のうち、大和町では吉岡小学校と宮床中学校が県の指定を受けまして、この事業に取り組むものでございます。事業費につきましては、歳入にございますように、2校合わせまして委託費として27万円の委託を受けまして、その委託費に見合った中での2校で合わせて委託費の中でこの事業を実施するものでございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

4番馬場良勝君。

4番（馬場良勝君）

今伺いをしたところでございます。

公用車なんですけれども、12年というのと、もう今計算すると20年ぐらいたつのですか、車。そういう、まあ、いろいろあると思うんですけれども、古い車はなるべく更新していただいでですね、修理費必ずかかるものですから、その辺、少し長めに見てですね、お考えをいただきたいなと思うところでございます。

それから、オリパラ事業なんですけれども、これは講師を呼んで生徒たちがお話を聞くという感じの事業形態というか、そんな中身で、理解でよろしいですか。

議長（馬場久雄君）

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長 (小川 晃君)

それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

事業の内容につきましては、指定を受けました吉岡中学校と宮床中学校がそれぞれ事業計画を組むわけですが、現在計画しております内容につきましては……
済みません、吉岡小学校と宮床中学校ですね、申しわけございません。内容につきましては、オリンピック出場経験者の講演会でありますとか、障害者スポーツの体験学習、それから、記録に挑戦長縄跳び大会とかですね、こういった内容の事業計画をしております。それで、オリンピック出場経験者の講演会につきましては、9月5日の日に富谷市出身のソチオリンピックと平昌オリンピックにスケルトン競技で出場いたしました高橋さんをですね、講師としてお招きをいたしまして、講演会を実施しております。

以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

ほかに。9番浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

おはようございます。

事項別明細書の16ページ、17ページをお開きいただきたいと思います。

槻田議員に関連をするわけでありますけれども、エアコンの設置というところでは私も反省をするところでありますけれども、今回、委託料としてですね、9款2項3目13節の委託料1,349万4,000円小学校分、中学校分が691万5,000円ということで、合わせて2,040万9,000円の調査費ということになるわけでありますけれども、積算の根拠的などころはお伺いをいたしました。

ただ、ちょっと疑問に思う部分がですね、通常20畳程度のエアコンですと14万から18万程度で本体購入できるわけでありまして、仮にその18万で金額を割った場合、もちろん冷暖房のタイプになるかと思えますけれども、割った場合113台相当になるわけなんですよね。そういう中で、具体的に今回計上した予算費が、設置をされる金額を軽減するものではもちろんないわけであってですね、ある意味、近隣の富谷市さんとかでも調査費をつけられたわけでありますけれども、各自治体の小学校、中学校で

エアコン設置をする際に、各自治体でこれだけの調査費を要するという部分、非常にもったいないなという思いがございます。

そこで、ちょっと確認をしたかった部分ですね、調査費が設置の段階の金額を決して落とすものではなくて、あくまでも入札をする前提となる最低価格を決めるであるとか、口数を決めるだけの金額ではないのかなというふうに推測をいたしますが、その点ちょっとお聞かせをいただきたいのと、あわせて、文科省のほうの空調関係の更新の場合ですね、学校施設環境改善交付金、こちらのほうの、今認められている案件はなかなかないということで見えておりますけれども、今後は国でもエアコンの設置を動かれる中ですね、文科省のこの補助メニューがひとつの補助申請の対象になるのではないのかなというふうに思いますけれども、補助額3分の1ですかね、その際の要件として調査費がマストなために、調査費をつけられている関係があるのかですね、その調査費の必要性という部分で、いま一度お聞かせをいただきたいと思います。

議長（馬場久雄君）

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長（小川 晃君）

それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

今回、補正をお願いしております設計費につきましては、先ほどご説明を申し上げました標準的な積算の金額で補正をお願いをしております。実際、入札となれば、これから金額が落札額という形で決定になりますが、標準的な積算の算定方式に従いまして計算した金額で、今回補正をお願いをしております。

あと、それから、今回の業務委託につきましては、今後工事を発注するに当たりまして機器の設置のみならず、関連します電気工事等も発生してくることが十分考えられますので、実際に工事を発注するに当たっての、発注するまでの実施設計、発注するに当たって必要な実施設計を今回の委託でお願いをするものでございます。

以上でございます。（「交付金の申請分としては必要なかどうか」の声あり）

議長（馬場久雄君）

9番浅野俊彦君。

9番（浅野俊彦君）

今、お答えがなかったので。交付金の申請をするとした場合には、調査費が必要なのかどうかという部分。

議 長 (馬場久雄君)

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長 (小川 晃君)

それでは、済みません、お答えをいたします。

交付金を申請するに当たりましては、必ずしも実施設計がなければ申請ができないというものではございませんが、実際にその工事を発注するに当たりまして、全体の事業費、発注するまでの仕様書を作成するという意味で実施設計は必要なものであるというふうに考えております。

以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

9番浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

通常の面積等から積算された金額であるので、実際に入札にかけた場合には調査費自体がこの金額になるかどうかという部分、それ以下でおさまるんであろうなところでは期待するところでありまして、ただ、言ってみれば電気設備でありますからね、エアコン自体1台当たり大体20畳ぐらいのタイプですと20アンペアぐらいだと思っておりますけれども、もちろんエアコン今法律上は直接ブレーカーから電源を引かなきゃいけないというので、電気工事は必要になるであろうなというふうな気はいたしますけれども、言ってみれば、調査費の金額部分で数台つくんではないのか、何十台とつくんではないのかなというところがちょっと疑問な部分が拭えない部分でありましてですね、一括で入札をする形になるのかどうか、その辺も定かではございませんけれども、何か業者さんの見積もりも含め、実施設計も含めた形で一括して入札もできるような案件ではないのかなという気がさせていただいておりますのと、設置後にランニングコストも非常に大事になっていく中ですね、ある意味今回の実施設計をする段階で、例えば、二重ガラスで多少機密性もよくするような部分も含まれているのか等ですね、本当にエアコンの設置と電気関係の配線だけの見積もりをするために、あ

る意味専門の業者さんに2,000万近い血税をお出しして、結果的にはエアコン設置にはつながるんだと思うんですけども、調査費としては、いや、驚くぐらいの金額ではないのかなという気がしてならない部分があるんですけども、調査費をつけずに、実施設計も含めた形で一括して入札しようというような、そういったような検討もなされたのかどうか、あくまでも調査費をつける前提で業者さんのほうにですね、実施設計を丸投げするんだという前提での進め方であったのか、いま一度お聞かせいただきたいと思います。

議長（馬場久雄君）

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長（小川 晃君）

それでは、お答えをいたします。

委託料の積算につきましては、先ほどもお話しをしておりますが、設計業務、それから積算業務の直接的な人件費、これに企業さんの利益と申しますか、諸経費を加えてございます。この諸経費なるものがほぼ人件費と同額程度になってございまして、この部分で、入札の際には企業努力によってこの積算金額よりも下回った金額での応札になっていくだろうというふうに考えてございます。

それから、今回の実施設計の発注につきましては、小学校、中学校とも一括での発注ということで考えてございます。

以上でございます。（「調査費なしで設置をするというような検討はされたのかどうかという部分は、ご回答なかったんですが」の声あり）

議長（馬場久雄君）

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長（小川 晃君）

エアコンの設置のみならずですね、先ほど申し上げておりますけれども、電気工事等付随する工事、大きな工事も出てまいりますので、職員の積算では難しというところで、業者への発注ということで最初から考えてございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

9番浅野俊彦君。

9番（浅野俊彦君）

いま一つ、確認したいのがですね、委託する業者さんとしては、空調機器のメーカーのようなところが対象となるのか、設備、要はコンサルティング会社が対象となりうるのか、今、どのような会社さん、どのような業種の会社さんにですね、委託をされるという前提で今お考えであるのかを、最後、お聞かせいただきたいと思います。

議長（馬場久雄君）

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長（小川 晃君）

それでは、お答えをいたします。

発注につきましてはこれからの作業になるわけですが、電気工事会社ということではなくて、設計の業務を請け負っている会社、そういったところに発注をしてみたいと考えております。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

ほかに質疑。17番中川久男君。

17番（中川久男君）

関連します。学校関係の整備費。

今、前者とも絡むんですが、この設計そのものに対してのですね、エアコン、空調設備、あとは電気配線関係、これをまず見るんだらうけれども、逆に今の建物に対してのその効果ですね、結局、今だとは断熱材入っていると窓ガラスが二重とか、逆にそれを防ぐのであればある程度のブラインドをするとか、やっぱりそういうところも考えてのこの計画なのか。やはりそこまで私は、今の建物の、新しい建物の学校はよろしいです。それなりの年数たっているものに対しては、やっぱりガラスの厚さも、基準で決められているガラスなんだらうけれども、そういう断熱効果のあるガラスをやれば、100の機械を使うのに80台で済むよとか、そういう努力はこれからも、して

いるんだろうけれどもその辺の外構のガラスとか、最悪にはそういうブラインドを下ろした場合にある程度の光熱が、1割カットできるとか、そういうところの設計まで入っているんでしょうかね。

議 長 （馬場久雄君）

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長 （小川 晃君）

それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

例えば、窓ガラスを二重にするとかですね、断熱効果の高いものにするとか、そういったような大規模な改造工事というところまでは今回の業務の中では考えてございません。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

17番中川久男君。

17 番 （中川久男君）

だから皆さんが質問するわけであって、第1期工事として空調だけ、第2期工事で電気関係のブレーカーをつけてセットするということはできないですよ、ワンセットですから。やっぱりそれに並行して、子供たちが安心して、暑いところも26度だり27度で勉強ができるという環境をつくるのも、教育総務課そのものでないのかなと思いますが、もう一度その辺、やっぱり併用にしてそういう設計をしていかなければ、何のために2,000万も3,000万もかけなくちゃいけないのかなと。町民の方がそれでご理解すればいいけれども、それもSACO予算だ何だって皆使うわけですから、ぜひその辺の子供の環境を見ながら、その建物に合った施設整備をしていく考えはあるんだろうけれども、まずもって一番新しい学校と一番古い学校の差はどのくらい見えていますか。

以上です。（「建物の構造とか」の声あり）

議 長 （馬場久雄君）

新しいのと古いのとの差というのが、ちょっともう一回詳しく。

17 番 (中川久男君)

だから、20年たった校舎と新しい校舎の、そういう差もあるでしょうということを私は申しました。

議長 (馬場久雄君)

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長 (小川 晃君)

それではお答えをいたします。

木造の建物であれば新しいもの古いものという差がすごく大きいのかと思いますけれども、鉄筋コンクリートですと、それほど年数がたってもすき間風が入ってくるのか、そういったところはございませんので、そう大きな差は少ないのではないかなというふうに考えておりますが、ただ、空調設備を設置することによって、それだけではなく、直射日光が入ってくればカーテンを引いたりとか、ブラインドを下ろしたりとか、そういったような工夫をしながら、ことしのような暑い夏には対処していかねばならないというふうに考えてはおります。

以上でございます。

議長 (馬場久雄君)

中川久男君。

17 番 (中川久男君)

ぜひともですね、子供たちが暑い日も寒い日も勉強できる設備を、そして、今もそういう冷房ばかり使うのではなく、暑いときは換気扇を入れて1回出してエアコン入れれば冷えるよというような、そういう排気も考えているんでしょうから、ぜひその辺は検討して、子供たちが一日学校で過ごせるように努力してください。

以上です。

議長 (馬場久雄君)

15番堀籠日出子さん。

15 番 (堀籠日出子君)

私も前者の皆さんと関連した質問になります。

これからの実施計画の中で、設置する機種とかも入ってくると思うんですが、どのような機種、例えば天井からつるすとか、壁につけるとか、そういう、どのような機種を考えているのか。

それから、学校施設なんですが、今のところエアコンついているのは保健室とそれからパソコン教室だと思うんです。そのほかにどのような学校施設の設置を考えているか、お願いいたします。

議長 (馬場久雄君)

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長 (小川 晃君)

それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

機種につきましては、壁の埋め込み型とかですね、それからつり下げ型、それから据え置き型とか、いろんなタイプがございます。例えば、壁の埋め込み型ですと壁の工事も必要になってまいりますので、全体的な事業費、それから工期を考えますと、天井からのつり下げ型が一番工期も短く、事業費も低く実施できるのではないかなというふうに現時点では考えておりますが、設計業者ともその辺は相談しながら、こういったものが工期が短く、低い価格でできるか相談して決定してまいりたいと考えております。

それから、設置を計画しております部屋につきましては、児童生徒が勉強します普通教室、あとそれから図書室、それから職員室、それから校長室、それから事務の先生方がおります事務室、こういったところを対象と考えております。

以上でございます。

議長 (馬場久雄君)

堀籠日出子さん。

15 番 (堀籠日出子君)

教室、それから職員室とかいろいろ、それは必要だと思っております。

そのほかにですね、児童館、児童館のほうの設置は考えておられるのでしょうか。

児童館の放課後クラブのお話なんかは、子供たちの話を聞きますと、皆さんが集まって活動するところに隅々に扇風機4個ぐらいはついているんですけども、30度というような気温になると、もう熱風が出てくるので、かえってそれがあると、かえって気持ちが悪くなるというお子さんたちも結構いらっしゃいます。そんなもんですから、ぜひ児童館のほうにもそれらの設置のほうを考えていただきたいと思います。

それから、給食の調理室なんですけど、やっぱり調理室についても、もう作業する中ではむんむんとなってすごい高熱になって、給食をつくる中でも衛生上の問題も出てくると思いますし、またその中で作業している職員の皆さんにも大変なご苦労されていると思いますので、ぜひ学校の教室、それから施設内はよろしいんですけども、そのほかの児童館とか、それから給食センターのほうにもエアコンの設置を検討していただければと思います。

議 長 （馬場久雄君）

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長 （内海義春君）

児童館の関係でございます。今、建設しております宮床児童館については、職員室、あとは図書室、集会室についてはエアコンを設置いたします。

ただ、今、既成、というのは、ふれあいセンターの中にあります児童館については、まだそこまではいっていないところではございます。多分議員おっしゃるのは、多分ふれあいセンターの中にある吉田児童館あるいは落合、鶴巣、まあ宮床は新しくなりますけれども、の話だとは思いますが、その辺についてはまだ、今予定はしていないところでございます。

議 長 （馬場久雄君）

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長 （小川 晃君）

それでは、ただいまの給食センターについてのご質問にお答えをいたします。

給食センターの調理場の建物の構造が、天井が非常に高い構造になっておりまして、設置するのが何か難しいという話を聞いております。今回、小中学校の設計の専門業者が決まりましたら、こういったような整備の方法があるのか、ちょっと相談してみ

たいと思います。

以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

堀籠日出子さん。

15 番 (堀籠日出子君)

ぜひ、調理センターのほうはよろしくご検討いただいて、ぜひ設置できるような方向性を考えていただきたいと思います。

それから、児童館、ふれあいセンターなのですが、やはりそういう活動するのは皆さん同じような状態で活動しているわけですのでね、放課後児童クラブだって、児童館で今度をつける予定だとは言いますけれども、やはり同じ条件でふれあいセンター、宮床、吉田、落合あるわけですから、やっぱり子供たちの健康管理からも考えますと、やっぱりそういう空調設備は必要だと思いますので、ぜひこの際、一緒に入れていただきまして、整備をしていただきたいと思います。

以上です。最後にお願いします。

議 長 (馬場久雄君)

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長 (内海義春君)

児童館の整備につきましては、職員室あるいは遊戯室等々ございますので、どこの部屋まで必要なのか、その辺も含めた中での検討というのはさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

ほかに質疑ありますか。12番平渡高志君。

12 番 (平渡高志君)

事項別明細書の8ページ、9ページのですね、さっき民生費のことでちょっと質問あったようですが、これはこの前、社会文教常任委員会で説明あったのは、この給料の減額は、私はキャリアあるないの入れかえでなく、退職したための大幅な減額と説

明伺ったんですけれども、これ、そのところ皆さん、社会文教の方々は理解しているけれども、理解していない方もいて質問になったんだけれども、人件費はやめたための人件費の減額でなかったの。これはっきりしておかないと皆さんわからないよ。ただの減額だと思うからね。

議長（馬場久雄君）

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長（内海義春君）

お答えいたします。

児童福祉費でございます。こちらにつきまして、人事異動がまずは1点と、あと保育所等については退職、あるいは児童館費については職員の異動による減という話で説明はさせていただいた内容でございました。

以上でございます。

人件費の金額等々については、総務課で一括的にその職員の配置に見合った給与というもので、人件費については予算のほうはおいていただいているところではございます。中身については、そういった中身で減額になったということの捉え方はしております。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

保健福祉課長櫻井修一君。

保健福祉課長（櫻井修一君）

平渡議員さんの質問にお答えします。

職員の給料につきましては、民生費のほうにつきましてはですね、職員の人事異動の調整ということでございます。

あと、退職ということでございますが、そちらのほうについては介護保険のほうですね、給料とで調整をいたしましたので、よろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

よろしいです。ほかに質疑はありませんか。ございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり
ないようですから、これで質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり
討論なしと認めます。
これから議案第54号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕
起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6 「議案第 5 5 号 平成 3 0 年度大和町国民健康保険事業勘定特別
会計補正予算」

議 長 （馬場久雄君）

日程第 6、議案第55号 平成30年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり
質疑ないものと認めます。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり
討論なしと認めます。
これから議案第55号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕
起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7 「議案第 5 6 号 平成 3 0 年度大和町介護保険事業勘定特別会計
補正予算」

議 長 （馬場久雄君）

日程第7、議案第56号 平成30年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 「議案第57号 平成30年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」

議 長 （馬場久雄君）

日程第8、議案第57号 平成30年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9 「議案第 5 8 号 平成 3 0 年度大和町下水道事業特別会計補正予算」

議 長 (馬場久雄君)

日程第 9、議案第 58 号 平成 30 年度大和町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第 58 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 0 「議案第 5 9 号 平成 3 0 年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」

議 長 (馬場久雄君)

日程第 10、議案第 59 号 平成 30 年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第 59 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第60号 平成30年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第11、議案第60号 平成30年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12「議案第61号 平成30年度大和町水道事業会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第12、議案第61号 平成30年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第62号 黒川地域行政事務組合格約の変更について」

議長（馬場久雄君）

日程第13、議案第62号 黒川地域行政事務組合格約の変更についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は10時ちょうどといたします。

午前 9時50分 休憩

午前10時01分 再開

議長（馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14「認定第1号 平成29年度大和町一般会計歳入歳出決算の認

定について」

日程第15「認定第2号 平成29年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第16「認定第3号 平成29年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第17「認定第4号 平成29年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第18「認定第5号 平成29年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第19「認定第6号 平成29年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第20「認定第7号 平成29年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第21「認定第8号 平成29年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第22「認定第9号 平成29年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第23「認定第10号 平成29年度大和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第24「認定第11号 平成29年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第25「認定第12号 平成29年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定について」

議長（馬場久雄君）

日程第14、認定第1号 平成29年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第25、認定第12号 平成29年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

執行部の説明をなさる方をお願いなのですが、きょう、特別委員会の設置までもっていかなきゃいけないというか、時間がかかりますので、説明のほうを簡潔明瞭に説明をお願いをしておきます。

それでは、朗読を省略して、提出者の説明を求めます。会計管理者兼会計課長三浦

伸博君。

会計管理者兼会計課長 （三浦伸博君）

それでは、議案書の30ページをお願いをいたします。

認定第1号 平成29年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

お手元に配付をいたしております平成29年度大和町各種会計歳入歳出決算書をお願いをいたします。あわせまして、議案説明資料、認定第1号関係（平成29年度一般会計歳入歳出決算）会計課と記載のあります資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

初めに、各種会計歳入歳出決算書の1ページ、2ページをお願いをいたします。

一般会計と10の特別会計、それぞれの決算額の記載をいたしました総括表でございます。

初めに、一般会計でございます。

歳入につきましては、収入済額115億400万5,874円、歳出の支出済額につきましては102億8,324万6,321円となりまして、差引残額につきましては12億2,075万9,553円となったところでございます。

次に、3ページ、4ページをお願いをいたします。

一般会計歳入款別集計表でございます。

一番下の歳入合計をお願いをいたします。

予算現額の計につきましては106億7,794万9,000円、調定額につきましては116億6,357万846円、収入済額につきましては115億400万5,874円となっております。不納欠損額につきましては1,112万6,301円でございます。収入未済額につきましては、調定額から収入済額を差し引き、さらに不納欠損額を差し引きました額でございます。1億4,843万8,671円となっております。予算対比につきましては107.74%、調定対比につきましては98.63%となっております。

5ページ、6ページをお願いをいたします。

歳出款別集計表でございます。

こちらにつきましても、一番下の歳出合計をお願いをいたしたいと思っております。

予算現額の計につきましては歳入と同額でございます。支出済額につきましては102億8,324万6,321円となっております。また、翌年度への繰越額につきましては、

繰越明許費が1億4,684万9,000円となっております。予算現額から支出済額と翌年度繰越額を差し引きました金額が不用額といたしまして2億4,785万3,679円となっております。予算対比の執行率につきましては96.30%でございます。

続きまして、会計課議案説明資料、認定第1号関係をお願いいたします。

決算額を28年度と比較をいたしました表となっております。

説明資料の4ページをお願いいたします。

決算額の歳入でございます。

金額または増減率の大きな款を、万円単位で説明をさせていただきます。

表の向かって右側の差引と増減率の欄をお願いいたします。

初めに、1款町税でございます。差引で8億3,034万円、16.7%の増となっております。歳入全体に占めます構成比につきましては50.5%となるところでございます。

2款地方譲与税でございます。国税として徴収をいたしました租税が地方公共団体に譲与されるものでございます。

次に、3款利子割交付金から8款自動車取得税交付金につきましては、県が徴収をいたしました税の一部が市町村に交付されるもので、記載のとおりとなっております。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金、10款地方特例交付金につきましても記載のとおりでございます。

次に、11款地方交付税につきましては787万円、0.5%の増でございます。構成比につきましましては14.7%となるところでございます。なお、震災復興特別交付税につきましては、復興特区に係ります免除や黒川地域行政事務組合ごみ焼却場の費用が算定され増額となりましたことから、普通交付税におきましては減額となったものの、交付税全体では微増となったものでございます。

次に、12款交通安全対策特別交付金から14款使用料及び手数料につきましては記載のとおりでございます。

15款国庫支出金につきましては、マイナス3億325万円、17.9%の減となっております。28年度に防災行政無線放送施設整備事業及び南部コミュニティセンター建設事業、耐震性貯水施設設置事業等の完了によるものでございます。

16款県支出金につきましては、マイナス1,973万円、3.0%の減でございます。前年度、伊達いわな生産体制整備強化事業等が完了したことによりまして減となったものでございます。

17款財産収入につきましては記載のとおりでございます。

18款寄附金につきましては、マイナス68万円、2.2%の減でございます。ふるさと寄附金の減額によるものでございます。

19款繰入金につきましては、マイナス6億9,960万円、85.8%の減となっております。まちづくり基金、学校校舎建設基金からの繰り入れがなく、減額となったところでございます。

20款繰越金から22款町債につきましては記載のとおりとなっております。

歳入の差引合計でございます。4億9,084万円の減でございます。率につきましては4.1%の減となったところでございます。

続きまして、5ページ、決算額歳出についてでございます。

こちらにつきましても、差引と増減率の欄をお願いいたします。

1款議会費につきましては記載のとおりでございます。

2款総務費でございます。マイナス10億8,938万円、45.8%の減でございます。防災行政無線施設整備事業、南部コミュニティセンター建設事業などが完了したことによるものでございます。

3款民生費につきましては1億3,053万円、4.2%の増でございます。あんしん子育て医療費の助成金事業、障害者福祉サービス事業等の給付事業の増によるものでございます。

次に、4款衛生費につきましては2億6,927万円、19.8%の増でございます。黒川地域行政事務組合への負担金の増、また、水道事業会計等への繰出金の額の増でございます。

5款農林水産業費につきましては、マイナス3,011万円、9.5%の減でございます。伊達いわな生産体制整備強化事業等の供給体制の構築が図られましたことによりましての減でございます。

6款商工費につきましては、マイナス1億7,565万円、47.9%の減となっております。企業誘致奨励金の減少によりまして減となったところでございます。

7款土木費につきましては、3,671万円、3.8%の増となっております。杜の丘4号公園、もみじヶ丘緑道等の公園整備費等によりまして増額でございます。

8款消防費につきましては、マイナス4,524万円、8.6%の減でございます。南部コミュニティセンター耐震性貯水施設設置工事の完了したことによるものでございます。

9款教育費につきましては1億801万円、8.9%の増でございます。宮床中学校南校舎大規模改修工事等によりましての増額でございます。

10款災害復旧費につきましては、マイナス1億9,888万円、69.6%の減となつてご

ございます。28年度に平成27年9月11日の台風18号により豪雨災害復旧事業を行いましたことから、29年度大幅に少なくなったところでございます。

11款公債費につきましては記載のとおりでございます。

歳出の差引合計でございます。10億2,919万円の減でございます。率にしまして9.1%の減となったところでございます。

次に、決算の事項別明細の概要につきましてご説明を申し上げます。

各種会計歳入歳出決算書の17ページをお願いいたします。歳入歳出決算書の17ページ、18ページでございます。

歳入につきましては、節ごとに記載がなされ、備考の欄に詳細の記載をいたしているところでございます。金額の説明につきましては、万円単位とさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

初めに、1款町税でございます。調定額が18ページに記載がされておまして59億1,704万円でございます。収入済額につきましては58億328万円、不納欠損額につきましては1,112万円となっております。不納欠損につきましては、地方税法の規定に基づきまして、その処分の手続を行っているところでございます。町税の収入未済額につきましては1億262万円となっております。

次に、1項町民税でございます。収入済額につきましては27億2,610万円で、前年度と比較をいたしまして8億1,614万円、率にいたしまして42.7%の増となっております。内訳といたしまして、1目個人では収入済額が13億191万円となり、前年度より2,816万円増となっております。また、2目法人では収入済額が14億2,419万円、前年度比較で7億8,798万円の123.86%と大幅な増となったところでございます。

次に、2項固定資産税でございます。収入済額24億6,758万円で前年度比較で2,127万円、0.9%と増となりまして、1目固定資産税が24億2,877万円、2目国有資産等所在市町村交付金が3,880万円となっております。なお、交付金の内訳につきましては、備考欄記載のとおりでございます。

3項軽自動車税でございます。軽自動車税につきましては、収入済額が7,628万円で前年度より436万円、6.1%の増となっております。

19ページ、20ページをお願いいたします。

4項町たばこ税につきましては、収入済額が2億9,304万円となり、前年度比較でマイナス1,895万円、6.1%の減となっております。

5項入湯税につきましては、収入済額32万円で、前年度に比しましてマイナス1万円、3.2%の減となっております。

6項都市計画税につきましては、収入済額2億3,994万円で、前年度比較で751万円、3.2%の増となっているところでございます。

続きまして、2款地方譲与税でございます。収入済額1億2,412万円で、1項1目1節自動車重量譲与税及び21ページ、22ページ、2項1目1節地方揮発油譲与税ともに収入済額は調定額と同額となっております。

次に、3款利子割交付金から6款の地方消費税交付金につきましても、調定額どおりの収入済額となっております。

23ページ、24ページをお願いいたします。

7款のゴルフ場利用税交付金から9款国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましても、調定額どおりの収入済額となっております。

25ページ、26ページでございます。

10款地方特例交付金から12款の交通安全対策特別交付金につきましても、調定額どおりの収入済額でございます。なお、11款地方交付税の内訳につきましては、備考欄記載のとおりとなっております。

27ページ、28ページをお願いいたします。

13款分担金及び負担金でございますが、1項分担金につきましては、調定額どおりの収入済額となっております。2項負担金につきましては、1目1節老人福祉費負担金が243万円の収入済額、2節児童福祉費負担金は、保育所及び認可保育園3園への入所・入園に係ります保育所運営費でございます。1億4,360万円の収入済額で22万円の保育所運営費が収入未済額となっておりますが、出納閉鎖後に納入がされているところでございます。

次に、14款使用料及び手数料でございます。1項使用料につきましては7,457万円の収入済額でございます。1目総務使用料から32ページの6目教育使用料まで、それぞれの施設等の利用に対しまして収納がなされたものでございます。

恐れ入りますが、27ページ、28ページにお戻りをお願いいたします。

1目総務使用料1節施設使用料につきましては、庁舎使用料及び各地区のコミュニティセンター等の使用料でございます。

29ページ、30ページでございます。

2節公共物使用料、3節町民バス使用料につきましては記載のとおりとなっております。2目民生使用料につきましてはひだまりの丘使用料、3目農林水産使用料につきましては、町民研修センター及びふるさとセンター等の使用料でございます。4目商工使用料の観光使用料でございますが、七ツ森生産物及び南川湖畔生産物直売所

の使用料でございます。次に、5目土木使用料のうち3節住宅使用料でございますが、町営住宅入居者に対します家賃収入といたしまして3,806万円の収入済額で370万円が収入未済額となっております。

31ページ、32ページをお願いいたします。

6目教育使用料につきましては、小中学校体育館使用料及びまほろばホール等の使用料でございます。

2項手数料につきましては、5,144万円の収入済額でございます。1目総務手数料から、33ページ、34ページ、4目土木手数料まで、それぞれの手数料となっております。

31ページ、32ページをお願いいたします。

そのうちの3目1節清掃手数料でございますが、廃棄物処理手数料で1万円の収入未済額となっております。

33ページ、34ページでございます。

15款国庫支出金でございます。

1項1目民生費国庫負担金につきましては、収入済額9億8,629万円でございます。1節保険基盤安定負担金から5節老人福祉費負担金まで、それぞれの費目に対します負担金収入となっているところでございます。

次に、2目1節中学校費負担金につきましては6,733万円の収入済額となっております。公立学校施設整備費として平成28年度繰越明許費でございます。

3目災害復旧費国庫負担金につきましては6,345万円の収入済額となっております。

35ページ、36ページでございます。

2項国庫補助金の1目1節個人番号カード交付事業補助金から4節個人番号カード交付事務費補助金につきましては、調定額どおりの収入済額でございます。5節無線システム普及支援事業費補助金の677万円の収入未済額につきましては繰越明許費でございます。

2目民生費国庫補助金につきましては6,867万円の収入済額でございます。1節障害者福祉費補助金から4節臨時福祉給付金給付事務費補助金までの補助金収入となっております。なお、3節臨時福祉給付金給付事業費補助金、4節臨時福祉給付金給付事務費補助金につきましては、平成28年度繰越明許費でございます。

37ページ、38ページをお願いいたします。

3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金につきましては10万円の収入済額とな

っております。

4目土木費国庫補助金でございます。1節道路橋りょう費補助金につきましては、収入済額808万円、収入未済額の3,393万円でございますが、橋梁点検等の繰越明許費でございます。2節社会資本整備総合交付金につきましては2,846万円の収入済額でございます。

次に、6目教育費国庫補助金でございます。1節教育総務費補助金から39ページ、40ページ、4節社会教育費補助金まで、3,623万円の収入済額となっております。

続きまして、7目1節特定防衛施設周辺整備調整交付金につきましては2億3,364万円の収入済額ございまして、子供医療費助成事業、宮床中学校管理用備品購入、まほろばホール施設設備更新工事等、さらには平成28年度繰越明許費の天皇寺地区排水路整備工事等の実施をいたしたところでございます。

8目農業水産業費国庫補助金につきましては、平成28年度繰越明許費、農業基盤整備促進事業費分でございます。

次に、3項委託金でございます。1目総務費委託金及び2目民生費委託金で640万円の収入済額となっております。

続きまして、16款県支出金でございます。

41ページ、42ページをお願いいたします。

1項1目民生費県負担金1節保険基盤安定負担金から5節老人福祉費負担金まで、4億1,601万円の収入済額となっております。国庫負担金と同様に県負担分などの収入でございます。

2項県補助金1目1節市町村消費者行政活性化事業費補助金は114万円の収入済額、2節ドクターヘリランデブーポイント環境整備事業補助金につきましては140万円の収入済額となっております。

2目民生費補助金でございます。1節社会福祉費補助金から43ページ、44ページ、3節児童福祉費補助金まで7,555万円の収入済額となっております。

3目衛生費県補助金につきましては140万円の収入済額でございます。

4目農林水産業費県補助金につきましては、1節農業費補助金から、45ページ、46ページの2節林業費補助金で4,870万円の収入済額となっております。

6目1節市町村振興総合補助金につきましては860万円の収入済額でございます。備考欄記載の9事業の補助金収入でございます。

47ページ、48ページをお願いいたします。

7目1節みやぎ環境交付金でございます。380万円の収入済額となっております。

防犯灯省エネ改修事業の補助金収入でございます。

8目災害復旧費県補助金につきましては、1節農地等災害復旧事業補助金、3節被災者児童生徒就学支援事業補助金で496万円の収入済額となっております。

次に、3項委託金でございます。1目総務費委託金から49ページ、50ページ、3目教育費委託金まで6,990万円の収入済額となっております。

続きまして、17款財産収入でございますが、1項1目1節土地建物貸付収入につきましては248万円の収入済額となっております。

2目1節利子及び配当金につきましては531万円の収入済額でございます。財政調整基金など15の基金利子及び配当金でございます。

51ページ、52ページをお願いいたします。

2項財産売却収入でございます。154万円の収入済額となっております。

次に、18款寄附金でございます。1目1節総務管理費寄附金につきましては800万円、2目1節社会福祉費寄附金につきましては50万円、3目1節教育総務費寄附金20万円、2節社会教育費寄附金4万円、4目1節ふるさと寄附金につきましては2,175万円の収入済額となっております。

続きまして、19款繰入金でございます。

53ページ、54ページをお願いいたします。

19款繰入金1項特別会計繰入金につきましては、3財産区特別会計と国民健康保険事業勘定特別会計から1,038万円の収入済額でございます。

2項基金繰入金につきましては、2目東日本大震災復興基金から55ページ、56ページ、4目長寿社会対策基金繰入金まで1億555万円の収入済額となっております。

20款繰越金につきましては、前年度からの繰越金4億1,241万の収入済額でございます。

21款諸収入につきましては、1項1目延滞金につきましては332万円の収入済額でございます。

57ページ、58ページをお願いいたします。

2項1目1節預金利子につきましては6万円の収入済額で、歳計現金等の利子でございます。

3項貸付金元利収入につきましては、1目1節民生費貸付金元利収入が708万円、2目1節商工費貸付金元利収入につきましては、預託金の償還で4,990万円の収入済額でございます。

4項受託事業収入につきましては、1目1節の自転車競技場管理受託事業収入が

920万円、2目1節の農地中間管理機構事業収入が17万円の収入済額でございます。

59ページ、60ページをお願いいたします。

5項雑入1目1節雇用保険料納付金につきましては20万円の収入済額でございます。2節給食費納付金につきましては、収入済額が1億1,677万円でございます、収入未済額につきましては114万円となっております。

2目1節場外車券場売場交付金につきましては680万円の収入済額でございます。

次に、3目1節の雑入でございます。59ページから62ページまでになりますが、雑入につきましては、収入済額が1億988万円となっております、備考欄記載のとおり電話使用料などがございますが、その他の収入につきましては、グレーダー及び樋場橋撤去に伴います鉄くずの売り払いによりまして950万円、平成28年度後期高齢者医療広域連合からの市町村負担金の清算金444万円が大きい金額になるところでございます。

次に、22款町債でございます。1項2目衛生債から4目災害復旧債まで2,760万円の収入済額となっております。

以上が一般会計の歳入でございます。よろしくをお願いいたします。

議長 (馬場久雄君)

総務課長後藤良春君。

総務課長 (後藤良春君)

それでは、続きまして、歳出に移らせていただきます。

決算書の63ページ、64ページをお願いいたします。あわせて、主要な施策の成果に関する説明書25ページから29ページをご参照願います。

1款の議会費から説明いたします。

1款1目議会費は、議会の運営に要したもので、本会議、臨時会議、随時会議、各常任委員会等の活動に要した経費及び議員、職員の人件費が主なものでございます。

それでは、1節及び9節は議員18名分の報酬及び費用弁償並びに常任委員会の視察研修費等でございます。2節は職員3人分の給料、3節は職員の各種手当等及び議員の期末手当、4節は共済費等の人件費に係るものでございます。

以下、各款科目の2節から4節までの人件費に関する説明につきましては、省略させていただきますのでよろしくをお願いいたします。

8節、議会広報に関しました小中学生からの記事に対する謝礼として、図書カード

を購入したものでございます。10節は議長交際費でございます。11節はコピー、来庁者用菓子代、議会だよりを年4回発行した印刷製本費に要した費用などでございます。12節は切手代等に要した経費、13節は議会録作成委託料などでございます。

議案書65、66ページをお願いします。

14節は常任委員会視察研修時等の有料道路交通料でございます。19節は宮城県町村議会議長会並びに宮黒町村議会議長会への負担金及び政務活動費の交付金であります。

次に、総務費2款1項1目一般管理費でございます。

説明書は30ページから33ページを参照願います。

一般管理費は、一般管理のほか職員研修事業公用車運行管理、職員の健康管理、行政区設置及び黒川行政事務組合負担金等に要した費用でございます。

1節は区長62名分、産業医1名分に係る報酬です。

決算書67、68ページをお願いいたします。

8節は顧問弁護士への報酬費と退任区長への記念品等に要した費用であります。9節は区長への費用弁償、町長の企業誘致活動、政府要望等に要した旅費、職員の研修旅費でございます。10節は町長交際費でございます。11節は事務用コピー代、消耗品、新聞・図書等の購入代、公用車の燃料代等に要した費用でございます。また食糧費は区長会議の費用でございます。12節は電話通信費、公用車の車検に係る印紙代、公用車車検料、職員ボランティア保険料でございます。13節は県公平委員会への事務委託のほか、職員採用試験の委託、区長配達業務委託、職員研修委託、職員の健康診断業務委託であります。14節は公用車の有料道路通行料であります。19節は黒川地域行政事務組合の管理運営費、宮黒町村会職員研修時等の負担金であります。23節は宮城県移譲事務交付金等の前年度、平成28年度分になりますけれども、実績による償還金であります。29節は自動車重量税でございます。

決算書69、70ページをお願いいたします。

次に、2目文書広報費は、文書管理、広報、公聴等に要した費用でございます。

主要な説明書は33から34ページをお願いいたします。

1節は情報公開審議委員と個人情報保護審議委員の報酬でございますが、開催がなされなかったものでございます。8節の報償費は、広報編集委員会研修費の講師謝礼とPRデザイン、旧シンボルタワーですけれども、その謝礼等、あと賞賜金につきましては、広報モニターへの謝礼としまして図書カードの購入をしたものでございます。9節は広報セミナーへの職員が参加したものでございます。11節はコピー代、広報たいわ月平均1万1,700部の印刷に要した印刷製本費のほか、例規集の追録代等で

ございます。食糧費につきましては、PR施設デザイン審査選考会などに要したものでございます。12節は郵便後納料金、電話料金、インターネット等の通信料でございます。13節は個人情報保護取り扱い業務、関連支援業務委託に要したものの、14節は印刷機、ファクス、例規システム等の機械借り上げ料でございます。18節は広報用ストロボ等の購入に要したものでございます。19節は社団法人日本広報協会への会費、負担金、広報セミナーへの参加費用でございます。

議長（馬場久雄君）

財政課長千坂俊範君。

財政課長（千坂俊範君）

引き続き、3目財政管理費のご説明をさせていただきます。

主要な成果に関する説明書につきましては34ページでございます。そのほか配付させていただいております資料といたしまして、委託料と補助金の内訳等について記載している資料がございますので、あわせて参照いただければと思います。

それでは、69ページでございます。

7節賃金は、入札参加資格の受付データ入力等に要しました事務補助員の賃金でございます。8節報償費は、ふるさと納税に対する返礼品代、入札監視委員会委員の報償金でございます。11節需用費につきましては、コピー代、事務用品、参考図書等の消耗品、入札監視委員会時のお茶代、予算に関する説明書、主要な施策の成果に関する説明書の印刷代でございます。12節役務費につきましては、ふるさと納税返礼品に係る配送料、ポータルサイトへの掲載料、クレジット決済手数料でございます。

71ページをお願いいたします。

18節備品購入費につきましては、ファクス機器の購入代でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、地方財務協会全国森林環境税創設連盟への負担金でございます。25節積立金につきましては、ふるさと応援基金にはふるさと寄附金から返戻品等の経費を控除をした額、そのほかの基金につきましては、利子分を積み立てたものでございます。

議長（馬場久雄君）

会計管理者兼会計課長三浦伸博君。

会計管理者兼会計課長 （三浦伸博君）

続きまして、4目会計管理費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては35ページとなりますので、あわせてご参照をお願いいたします。

4目会計管理費につきましては、会計一般管理費の費用となっております。

11節需用費につきましては、事務用品のほか決算書等の印刷製本代でございます。

12節役務費につきましては、電話料及び口座振り込みの配線利用料並びに公金口座取り扱い手数料等でございます。13節委託料につきましては、会計課及び出張所で収納をいたしました公金納付書等を指定金融機関まで警備輸送する業務の経費でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

財政課長千坂俊範君。

財政課長 （千坂俊範君）

引き続き、5目財産管理費でございます。

成果に関する説明書につきましては、引き続き34ページでございます。

この財産管理費につきましては、吉岡コミュニティセンター、吉田コミュニティセンター、鶴巣防災センター及び南部コミュニティセンターの施設管理をした経費の支出でございます。4施設の利用状況につきましては、成果に関する説明書の36ページに記載をいたしてございます。これら施設のほかに庁舎、公用車、普通財産の管理経費もこの科目から支出してございます。

7節賃金につきましては、施設の補助員、清掃員、巡視員の賃金でございます。11節需用費は、各施設管理の消耗品代、燃料費、印刷製本費、光熱水費でございます。

73ページをお願いいたします。

修繕料につきましては、施設の修繕、公用車の車検整備代でございます。12節役務費につきましては、庁舎施設の電話料金、給水検査料、車検印紙代、施設の火災保険料及び公用車の自賠責任意保険等となっております。13節委託料につきましては、庁舎、南部コミュセン等の警備、清掃等の管理業務、マイクロバス運転業務、各種普通財産の管理業務、吉岡コミュニティセンター窓口業務、消防施設保守点検が主な内容でございます。繰越明許費につきましては、公共施設等管理計画策定業務に係る委

託料でございます。14節使用料につきましては、旧NTT施設の庁舎借り上げ分や公用車の借り上げ料、テレビの聴取料となっております。15節工事請負費は、庁舎空冷チラー修繕工事、側溝撤去新設工事、吉岡コミュニティセンター防水工事及び南部コミュニティセンター防犯窓設置工事などを実施したものでございます。18節備品購入費につきましては、机、椅子等の庁用器具、施設用暖房機でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、黒川地区防火管理者協議会及び黒川地区安全運転管理者会負担金、防火管理者資格取得講習会の受講料でございます。公課費につきましては、共用車の重量税でございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

まちづくり政策課長千葉正義君。

まちづくり政策課長（千葉正義君）

続きまして、6目企画費につきましてご説明申し上げます。

成果に関する説明書につきましては36ページから39ページまでとなりますので、あわせてご参照をお願いします。

6目企画費につきましては、広域行政の推進、第四次総合計画の進行管理、地域情報通信基盤整備事業、テレビ共同受信施設管理事業、宮城大学連携協定事業、防衛施設周辺整備対策、米軍実弾射撃移転訓練等に伴う安全対策、防衛施設周辺整備対策基金事業、地域活性化事業、町民バス・デマンドタクシー運行事業、金取北地域振興事業、高等学校等通学応援事業、移住定住促進事業、子育て支援住宅整備事業に関します費用となっております。

初めに、1節報酬につきましては、総合計画審議会委員の報酬でございます。3節職員手当につきましては、米軍実弾射撃移転訓練に対応した業務等によります手当てでございます。8節報償費につきましては、地域公共交通会議委員への謝金、更新しました町民バスのデザイン選考会委員への謝金及び入賞者への記念品代でございます。

75ページ、76ページをお願いします。

9節旅費につきましては、総合計画審議会委員の費用弁償及び移住定住等の視察に係る旅費でございます。11節需用費につきましては、事務消耗品のほか、移住定住パンフレットの印刷代、町民バスの修繕料でございます。12節役務費につきましては、鶴巣地区子育て支援住宅不動産鑑定の手数料、テレビ電波共同受信施設の共済分担金、

町民バスの自賠責保険料等でございます。

次に、13節委託料につきましては、町民バス・デマンドタクシーの運行業務、鶴巣地区子育て支援住宅整備地物件補償調査業務、吉田地区、鶴巣地区子育て支援住宅敷地造成実施設計等の業務でございます。鶴巣地区の宅地造成実施設計業務につきましては、その一部を30年度に繰り越ししております。14節使用料及び賃借料につきましては、光ファイバー網設置に伴います電力柱、電話柱への電話料でございます。15節工事請負費につきましては、金取北チェーン着脱場整備工事及びテレビ共同受信施設の電源供給機の更新工事、ケーブルの張りかえ工事でございます。17節公有財産購入費につきましては、鶴巣地区子育て支援住宅整備事業用地を購入したものでございまして、こちらも一部を30年度に繰り越ししております。18節備品購入費につきましては、町民バス1台を更新したものでございます。19節につきましては、負担金として仙台都市圏広域行政推進協議会のほか11団体への負担金、補助金につきましては、ふるさと産品開発協議会のほか2団体への活動費の補助及び高等学校通学応援事業補助金、子育て世帯等移住定住応援事業補助金並びに三世代同居応援事業の補助金でございます。22節につきましては、鶴巣地区子育て支援住宅整備事業に係ります物件補償金でございます。25節積立金につきましては、子供医療費助成事業及び教育用コンピューター等の整備事業の基金への積立金でございます。27節公課費につきましては、更新したバスを含め、町民バス4台分の自動車重量税でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 (馬場久雄君)

総務課長後藤良春君。

総務課長 (後藤良春君)

続きまして、決算書77、78ページをお願いいたします。

次に、7目電子計算費は、電子計算機等の管理運営に要した費用でございます。

説明書は40ページをお願いいたします。

11節は電算関係消耗品のほかコンピューターウイルス対策ソフトなどのライセンス更新料に充てたものでございます。12節はインターネット接続料、サーバー使用料、データ光回線網通信料などでございます。そのほか自治体セキュリティクラウド手数料であります。13節はマイナンバー対策システム改修、自治体セキュリティ強化対策に係る構築業務委託及び公式ホームページシステム保守、総合電算処理運営支援保

守、電算機器システム総合保守等の委託料でございます。14節は住民基本台帳、税システムの大和町総合行政システムや財務会計、人事給与、施設管理などの情報処理と情報管理を行うためのシステム等の借り上げ料になります。15節はサーバー室内、電算室内にクーラーを増設したものであります。18節はマイナンバー関連端末や出張所端末の増設などに係る機器を購入したものでございます。19節は自治体セキュリティクラウド、マイナンバーに係る自治体中間サーバーの利用負担金、県高度情報化推進協議会負担金及び宮城県市町村電子申請システムの共同利用負担金であります。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長（村田良昭君）

続きまして、8目の出張所費につきましては、杜の丘の出張所の管理運営費でございます。

9節につきましては、事務連絡代でございます。11節につきましては、事務用品代でございます。12節につきましては、4月分のみの電話回線使用料でございます。その後、南部コミュニティセンターということで、財政課のほうで負担していただいております。13節につきましては、レジスターの保守点検料でございます。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

危機対策室長蜂谷祐士君。

総務課危機対策室長（蜂谷祐士君）

続きまして、9目交通対策費につきましてご説明いたします。

交通安全に係る各種事業の実施や交通安全思想の啓蒙活動に要した費用でございます。

成果に関する説明書は40ページになります。

1節交通安全指導員25名に対する報酬でございます。9節は交通安全指導員の出勤延べ713名分の費用弁償になります。

決算書79、80ページをお願いいたします。

11節は春と秋の交通安全県民総ぐるみ運動の啓発用リーフレット代、交通安全指導員用装備用品、新入生用黄色い帽子等に要した費用であります。12節は交通安全指導員に係る傷害保険料及び交通安全広報車の保険料であります。19節は黒川郡交通安全推進連絡協議会及び大和町交通安全推進協議会の負担金であります。27節は交通安全広報車2台分の自動車重量税でございます。

次に、10目無線放送施設管理費につきましては、防災行政無線放送施設の管理運営に要した費用でございます。

説明書は40ページになります。

11節は防災行政無線施設の電気料であります。12節は黒川消防本部との専用回線使用料でございます。13節は防災行政無線放送施設の年間保守点検業務及び移動型無線設備保守点検業務、Jアラート設備保守点検業務の委託料であります。14節は防災行政無線長者館山再送信局管理用通路土地借り上げ料でございます。19節は電波料になります。

以上でございます。

議長 (馬場久雄君)

総務課長後藤良春君。

総務課長 (後藤良春君)

次に、11目女性行政推進事業費でございます。

説明書は41ページをお願いいたします。

男女共同参画社会の形成に向け、意識の高揚を図るため啓蒙活動等に要した費用でございます。

1節は男女共同参画推進審議会を開催した報償費であります。

決算書81ページ、82ページをお願いします。

8節は男女共同参画事業講座の講師謝礼、9節は男女共同参画推進審議会委員の費用弁償であります。11節は事務用品代等で、食糧費は男女共同参画推進審議会等のお茶代でございます。

次に、12目消費者行政推進事業費は、賢い消費者となるための講座開催や啓発事業のほか、消費生活相談員を配置し、消費生活に係る相談、特殊詐欺等の相談を迅速かつ適切な処理を図るために要した経費でございます。

7節は週1回の消費生活相談員1名分の賃金であります。11節は消費生活啓発用品

購入及び啓発用回覧板作成に要した費用でございます。19節は縣市町村消費生活相談員連絡協議会への負担金であります。

次に、13目諸費の総務課分でございますが、防犯対策、表彰式に要した経費、人権相談、行政相談の開催並びに社会を明るくする運動、結婚相談支援事業等に要した費用でございます。

説明書は41ページから43ページをお願いいたします。

1節は表彰審査委員会委員の報償でございます。8節は結婚相談アドバイザーへの報償金、表彰式記念品、人権作文コンクール参加賞代でございます。9節は結婚支援全国セミナー特別旅費と表彰審査委員の費用弁償でございます。11節は表彰式、人権啓発用品購入等に要した経費であります。また、食糧費は人権相談員の昼食、文化の日の表彰の際の菓子代等でございます。12節は結婚相談支援事業、表彰式に要した郵便料。

決算書83、84をお願いします。

全国市町村総合賠償保障保険料等でございます。13節縁結び応援事業委託料と防犯カメラ保守料でございます。14節は婚活会場借り上げ、婚活縁ジョイバスツアーの車借り上げ料でございます。15節はもみじヶ丘地区内と杜の丘地区内に防犯カメラを各1基ずつ設置した費用でございます。105万8,000円でございます。19節負担金は山岳遭難防止対策協議会大和支部ほか7団体への負担金、補助金は大和町防犯協会、鶴巣地域振興協議会への補助金でございます。

議長 (馬場久雄君)

財政課長千坂俊範君。

財政課長 (千坂俊範君)

それでは、83ページを引き続きお願いいたします。

同じく13目のうち財政課担当分につきましてご説明させていただきます。

成果に関する説明書は43ページでございます。

14節使用料及び賃借料のうち、土地借り上げ料が宮床地区駐車場用地の借り上げ料となっております。19節負担金補助及び交付金のうち1,664万5,000円が財政課分となっております。宮床、吉田、落合の各財産区会計から一般会計繰り入れを受けまして、地域団体への助成をいたしましたものでございます。また、金取北地区、下町地区への集会施設建設事業補助金を交付いたしましたものでございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長 （村田良昭君）

81ページをお願いいたします。

町民生活課分でございます。自衛官募集事務費でございます。

9節につきましては、自衛隊父兄会連絡協議会研修会旅費でございます。11節につきましては、コピー代等でございます。12節につきましては、郵便料金でございます。

83ページをお願いします。

19節につきましては、自衛隊父兄会補助金3万円でございます。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長 （蜂谷俊一君）

同じく諸費の都市建設課分についてご説明申し上げます。

81ページ、82ページをお願いします。あわせて、成果品に関する説明書につきましては41ページの下段になります。

11節需用費につきましては、防犯灯に係る光熱水費及び修繕料で、防犯灯数2,475基分の電気料並びに機器の不具合により故障した防犯灯26基の修繕に要した費用でございます。

83、84ページの15節工事請負費につきましては、蛍光灯型の防犯灯からLED切りかえを28基、行政区長からの要望等により新設しました6基の設置に要した費用でございます。新設は、いずれも電柱添架によるものであります。

以上でございます。よろしくをお願いします。

議 長 （馬場久雄君）

暫時休憩します。

休憩の時間は10分間とし、再開は11時15分とします。

午前 11 時 05 分 休 憩

午前 11 時 14 分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課長千葉喜一君。

税務課長 (千葉喜一君)

引き続き、よろしくお願いいたします。

決算書83、84ページ、2款2項徴税費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては44ページから48ページに記載をいたしております。また、平成29年度の町税の課税状況につきましては19ページから24ページに記載しておりますので、あわせてご参照をお願いいたします。決算書83、84ページでございます。

1目税務総務費につきましては、税務事務一般に要した費用でございます。

1節報酬及び9節旅費につきましては、総務課所管となります固定資産評価審査委員会に係るものでございますが、平成29年度中には審査の申し出がなく、審査会の開催はなかったものであります。9節の旅費につきましては、研修会に参加された2名分の費用弁償であります。

次のページにかかります11節需用費につきましては、消耗品費としてコピー代や参考図書購入及び追録代、固定資産評価審査委員会研修会時の資料代及び各種証明書、用紙等の印刷製本に要した費用でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、仙台北税務署管内地区税務協議会、固定資産評価システム研究センター及び宮城県軽自動車等運営協議会への負担金でございます。補助金につきましては、大和町納税貯蓄組合連合会及び宮城県たばこ販売協同組合女性部黒川支部への補助金でございます。

続きまして、2目賦課徴収費でございます。

賦課徴収費につきましては、町民税、固定資産税、軽自動車税等の課税事務、土地家屋の評価事務及び徴収事務に要した費用でございます。

4節共済費及び7節賃金につきましては、収納業務に係ります事務嘱託員1名、申

告業務におけます事務補助員6名に係ります社会保険料及び賃金でございます。8節報償費につきましては、賞賜金といたしまして納税に関するポスターコンクール応募者への記念品、口座振替推進キャンペーン用記念品代、報奨金につきましては、納税貯蓄組合70組合に対します完納報奨金でございます。9節旅費につきましては、納税貯蓄組合連合会研修会に要しました職員旅費でございます。11節需用費につきましては、町民税、固定資産税、軽自動車税の納税通知書等の印刷代及び徴収業務に係ります督促状等の印刷代並びに公用車の車検代、燃料費、事務用品等に要した費用でございます。12節役務費につきましては、口座振替等の手数料、還付通知用はがき等の通信運搬費及び公用車の損害保険料でございます。13節委託料は、国税連携システム、家屋評価システム、滞納管理システム運用の各保守業務、確定申告支援システム回収業務、航空画像撮影、写真図、土地家屋現況図移動修正業務、固定資産税土地評価標準地価下落修正業務及び繰越目許としておりました平成30年度の評価外に活用しました標準宅地の不動産鑑定評価及び路線化施設業務の委託料に要した費用でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、滞納管理システム、固定資産管理システムの借り上げ料及び住民税、年金特徴、国税連携サービスの利用料に要した費用でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、地方税、電子化評議会への負担金でございます。

87ページ、88ページをお願いいたします。

23節償還金利子及び割引料につきましては、個人及び法人町民税、固定資産税等の税額の修正等によります還付金及び還付加算金でございます。27節公課費につきましては、公用車の車検整備に係ります重量税でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長 （村田良昭君）

それでは、3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、窓口事務、住民基本台帳戸籍事務、印鑑証明のシステム運営に要した経費でございます。

成果に関する説明書の48ページから50ページを参照ください。

9節につきましては、吉岡南第二区画整理組合の換地に伴うデータの提出の2名分の旅費でございます。11節につきましては、事務用品、図書購入費、コピー代、各種

申請書、証明書の印刷代でございます。12節につきましては、電話回線使用料、郵送料金でございます。13節につきましては、戸籍システムの保守点検委託料、区画整理組合に伴う住所表示変更作業委託料、レジスター、マイナンバー裏面プリンターの保守点検料でございます。14節につきましては、戸籍システムマイナンバー裏面プリンターの機械借り上げ料でございます。

89ページをお願いいたします

19節につきましては、県戸籍住基事務協議会への負担金及びマイナンバーカード事業の事務委託金、J-LIS 地方公共団体情報システム機構に係る交付金でございます。

以上です。よろしくをお願いいたします。

議長 (馬場久雄君)

総務課長後藤良春君。

総務課長 (後藤良春君)

次に、4項選挙費は、選挙管理委員会の開催、選挙啓発及び各種選挙に要した費用になります。

説明書は50ページ、51ページになります。

1目選挙管理委員会費の1節及び9節は、委員4名の報酬及び費用弁償、11節は参考図書、事務用品、消耗品代でございます。

次に、2目選挙啓発費です。8節は選挙啓発用ポスターコンクールの記念品代等でございます。9節は明るい選挙啓発大会参加に伴う費用弁償、14節はその際の駐車料金であります。

3目、県知事選挙執行費は平成29年10月22日執行の選挙に要した費用で、投票率は52.21%でありました。

1節及び9節は選挙管理委員4名及び投開票立会人等の報酬及び費用弁償でございます。7節は選挙事務補助員及び選挙広報配布の賃金であります。8節は選挙ポスター掲示板設置謝金でございます。

決算書91、92ページをお願いいたします。

11節は選挙事務に要する消耗品、啓発用品、コピー代等であり、食糧費は投票立会人、事務従事者お茶代、印刷製本代は入場券、選挙人名簿等に要した費用でございます。12節は郵便料及び計算機投票用紙交付機保守点検に要したものでございます。13

節はポスター掲示板の設置及び撤去業務委託料でございます。14節は会場借り上げ料、投票箱装置用タクシー代、タクシー借り上げ等でございます。18節は投票記載台、投票用物品トランクを購入したものでございます。

次に、4目衆議院議員選挙執行費は、平成29年10月22日執行の選挙に要した費用で、投票率は51.45%でありました。

1節及び9節は選挙管理委員、投開票立会人等の報償費及び費用弁償でございます。7節は選挙事務補助金及び選挙広報配布の賃金であります。8節は選挙ポスター掲示場設置謝金、11節は選挙事務に要する消耗品、啓発用品、コピー代等でございます。食糧費は投票立会人、事務従事者の夕食代でございます。印刷製本費は入場券、選挙人名簿等に要したものであります。12節は郵便料と計算機、投票用紙交付機保守点検料でございます。13節はポスター掲示板の設置及び撤去業務委託料でございます。

決算書93、94ページをお願いします。

14節は会場借り上げ料、投票箱装置用タクシーの借り上げ等でございます。18節は投票箱読み取り分類機スタッカー、投票記載台を購入したものでございます。

次に、5項1目統計調査費でございます。

工業統計調査、就業構造基本調査などを利用した経費でございます。

説明書は51ページをごらんになっていただきたいと思っております。

1節及び9節は統計調査員、指導員の報酬及び費用弁償、8節は就業構造基本調査記入者の報酬、11節は調査に要した事務、消耗品代でございます。食糧費につきましては、説明の際のお茶代でございます。12節は郵便料及び電話料、19節は県統計調査への負担金、補助金は大和町統計調査委員協議会へ助成したものでございます。

次に、6項1目監査委員費の主な支出についてでございます。説明させていただきます。

監査委員費は、監査委員、職員の人件費及び各種会計の監査に要する経費で、例月出納検査、随時監査、定期監査、各種会計の決算審査、財政補助団体に対する監査、他に視察研修会参加等でございます。

1節は監査委員2名の報酬でございます。

決算書95、96ページをお願いいたします。

9節は監査委員の費用弁償及び研修会参加旅費と職員の旅費でございます。11節はコピー代、参考図書購入代でございます。19節は宮黒地方町村監査委員協議会への負担金でございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

保健福祉課長櫻井修一君。

保健福祉課長 （櫻井修一君）

それでは、続きまして3款民生費でございます。

1項1目社会福祉総務費につきましては、大和町社会福祉協議会民生委員、児童委員協議会等への支援、生活保護等事務費及び国民健康保険事業勘定特別会計の繰り出しに要した費用でございます。

主要な施策の成果に関する説明書52ページから、あわせてご参照をお願いいたします。

まず、1節報酬につきましては、欠員となりました民生委員、児童委員1名の補充に係りました町推薦会委員7名分の報酬でございます。7節賃金につきましては、生活保護相談員及び事務補助員の賃金でございます。8節報償費につきましては、地域福祉計画策定委員会委員の報酬及び地域住民懇談会の際の講師謝礼でございます。

97、98ページをお願いいたします。

9節につきましては、民生推薦委員会の費用弁償でございます。11節需用費につきましては、消耗品代としましてファイル等の事務用品及びコピー代に要した費用でございます。燃料費につきましては公用車の燃料代、食糧費につきましては民生委員会推薦会開催時のお茶代でございます。印刷製本につきましては窓あき封筒等の印刷代、修繕料につきましては公用車2台の車検整備に要した費用でございます。12節役務費につきましては、電話料等の通信費用、公用車の車検手数料及び損害保険料でございます。13節委託料につきましては、セラピー広場の管理委託業務及び地域福祉計画、地域福祉活動計画策定業務に要した委託料でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、大和町社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、ボランティアセンター、大和町遺族会への補助金でございます。20節扶助費につきましては、浮浪者3名の一時扶助に要した費用でございます。25節積立金につきましては、長寿社会対策としての基金積立利子でございます。27節公課費につきましては、公用車の車検の際に要しました重量税でございます。28節繰出金につきましては、国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金でございます。

続きまして、2目老人福祉費でございます。

老人福祉費につきましては、生き生きサロン、老人クラブへの支援、さらにはシル

バー人材センターの支援、敬老会事業及び高齢者の生活支援事業に要した費用でございます。

8節報償費につきましては、敬老会開催に伴いますアトラクション謝礼及び敬老会の敬老者への記念品代等でございます。11節需用費につきましては、コピー料金等の消耗品、敬老会開催に伴います敬老者及びボランティアなどへの食糧費及び名簿等の印刷製本費でございます。12節役務費につきましては、敬老会案内状の送付に係りまじず通信運搬費でございます。

99、100ページをお願いいたします。

13節委託料につきましては、在宅の高齢者を対象といたしました寝具乾燥消毒サービス事業及び軽度生活支援事業に要した委託料でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、負担金といたしまして宮城県シルバー人材センターへの賛助会費、黒川行政事務組合への老人ホーム入所判定委員会経費並びに低所得者利用者負担対策事業といたしまして特別養護老人ホーム入所者への利用者軽減措置といたしましての負担金、補助金といたしましては、町内52地区での実施のとなりぐみ活き生きサロンへの補助金でございます。さらに、大和町シルバー人材センターへの活動支援補助、老人クラブ並びに老人クラブ連合会への助成金でございます。20節扶助費につきましては、80歳以上の方々への敬老祝い金及び8名の100歳の方に対する特別敬老金、さらには介護用品購入助成費用、偕楽園及び仙台長生園入所者6名分の保護措置費でございます。23節償還金利子及び割引料につきましては、平成28年度介護保険低所得者利用者負担軽減対策事業補助金の償還金でございます。28節繰出金につきましては、介護保険事業勘定特別会計への町の法定負担分と人件費分を繰り出したものでございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長 （村田良昭君）

続きまして、3目は国民年金費でございます。

成果に関する説明書54ページ、55ページをご参照ください。

11節につきましては、事務用品、コピー代等でございます。12節につきましては、電話回線料、郵便料金等でございます。13節につきましては、届け等の電子化に伴います改修費でございます。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

保健福祉課長櫻井修一君。

保健福祉課長（櫻井修一君）

続きまして、4目障害者福祉費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては55ページからお願いいたします。

障害者福祉費につきましては、障害者総合支援法に基づきます身体、知的、精神の3障害児者への給付及び生活支援などに要した費用でございます。

7節賃金につきましては、来庁されました聴覚障害者への窓口手続の通訳、相談業務としての手話通訳者の配置に係ります賃金でございます。8節報償費につきましては、身体障害者、知的障害者相談員への謝金、障がい福祉計画推進協議会委員、障害者支援区分認定調査員への報償金でございます。

101ページ、102ページをお願いいたします。

9節旅費につきましては、障害支援区分認定調査員への費用弁償等でございます。11節需用費につきましては、コピー代、事務用品等の消耗品、障がい福祉サービスガイドブックの印刷製本などに要した費用でございます。12節役務費につきましては、主治医の意見書作成手数料、国保連合会への介護給付費請求の差し払い手数料、システム回線の通信料でございます。13節委託料につきましては、障がい福祉サービスシステム、マイナンバー対応のシステム改修費用でございます。あと、第4期障がい者基本計画及び第5期障がい者福祉計画策定業務、相談支援事業、訪問入浴、日中一時支援事業及び地域活動支援センターの運営業務に要しました委託料でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、認定調査員が認定調査時に要しました有料道路及び駐車場使用料、障がい者福祉サービスシステムの借り上げ及び保守点検料でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、負担金といたしまして黒川行政事務組合への障害者自立支援審査会への負担金、補助金といたしましては町障害者福祉協議会及び手をつなぐ育成会への運営補助金並びに自動車改造費助成、自発的活動支援事業者への助成金でございます。20節扶助費につきましては、障害児障害者への日常生活の用具、更成医療保装具に要した費用と居宅介護やショートステイ、グループホーム入所、さらには通所並びに放課後デイサービス等に要した費用でございます。23節償還金及び割引料につきましては、平成28年度障害者扶助費の国、県補助金の額

が確定したことに伴いまして精査により償還したものでございます。

続きまして、5目ひだまりの丘管理費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては59ページになります。

ひだまりの丘管理費につきましては、保健福祉総合センターひだまりの丘の維持管理費に要した費用でございます。

11節需用費の消耗品につきましては、入浴剤及び事務用品等の消耗品の購入等。

103ページ、104ページをお願いいたします。

光熱費、燃料につきましては、センターの維持管理に要しました燃料、電気料等の費用、修繕料につきましては循環ポンプ及び暖房制御部品交換の修繕に要した費用でございます。12節役務費につきましては、電話料、浴槽の水質検査に係る手数料及びセンター火災保険料に要した費用でございます。13節委託料につきましては、総合案内、公衆浴場、機械設備、保守点検等の施設管理委託料でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、センター内にあります食堂の業務用食器洗浄機の借り上げ料及びテレビ聴取料でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、黒川地区防火管理協議会及び危険物安全協会への負担金でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長 （村田良昭君）

続きまして、6目は後期高齢者福祉総務費でございます。

後期高齢者医療事務に要した経費でございます。

19節につきましては、県後期高齢者医療広域連合会への町負担金でございます。28節につきましては、後期高齢者医療特別会計の繰出金でございます。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）

保健福祉課長櫻井修一君。

保健福祉課長 （櫻井修一君）

続きまして、7目臨時福祉給付事業費でございます。

臨時福祉給付事業につきましては、平成26年4月の消費税の引き上げによる影響を緩和するために所得の低い方及び高齢者に対しまして、制度的な対応が行われるまでの暫定的、臨時的な支給を行ったものに要した費用でございます。

7節賃金につきましては、申請受け付け時のための事務補助員の賃金に要した費用でございます。11節需用費につきましては、コピー料金及び事務用品、封筒印刷等に要した費用でございます。12節役務費につきましては、郵便料金、振込手数料等に要した費用でございます。

105ページ、106ページをお開き願います。

13節委託料につきましては、臨時福祉給付金システム改修等に要した費用でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、所得の低い方、高齢者及び障害、遺族基礎年金受給者対象並びに経済対策分の臨時福祉給付金支給決定者3,007名の交付金でございます。23節償還金利子及び割引料につきましては、平成28年度事業費補助金等の確定に伴います返還金でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長 （内海義春君）

2項1目児童福祉総務費であります。

主要な施策の成果に関する説明書60ページ、61ページを参照願います。

児童福祉総務費につきましては、児童福祉総務費特別児童扶養手当等事務費、あんしん子育て医療費助成事業、児童遊園等管理費、子ども虐待防止推進費、児童手当事務費、未熟児養育医療給付事業、子ども・子育て支援対策事業、心身障害者医療費助成事業、幼稚園就園奨励・教育振興事業、児童支援センター事業に要した経費であります。

1節、報酬につきましては、子ども・子育て会議委員への報酬でございます。7節賃金につきましては、あんしん子育て医療費助成事務補助員、心身障害者医療費助成事務補助員、子育て支援課臨時事務補助員、そして生活家庭相談員に要した経費でございます。8節報償費につきましては、未就学児向けのことばの教室の指導者への謝金及び大和町虐待防止対策地域連絡協議会委員への報償でございます。9節旅費につきましては、子ども・子育て会議への費用弁償でございます。

107ページ、108ページをお願いいたします。

11節需用費につきましては、コピー代、図書追録代、事務用消耗品購入代、公用車の燃料費、要保護実務者会議の際のお茶代、医療費受給者証、子育て情報誌の印刷代、児童遊園の水道等の光熱水費、修繕料は児童遊園の修繕でございます。12節役務費につきましては、あんしん子育て医療費助成事務及び児童手当、心身医療事務に係る郵便料、児童遊園の水道開栓手数料、公用車の損害保険料等でございます。13節委託料につきましては、児童支援センター運營業務委託費及びあんしん子育て医療給付、未熟児医療給付の審査及び支払事務の委託、吉岡南第二区画整理事業の換地処分に伴います住居表示変更に対応するためシステム改修に要したものの、さらに児童遊園の遊具点検、除草作業等施設管理に要する業務について委託を行ったものでございます。14節使用料及び賃借料につきましては、私立幼稚園就園奨励費補助金交付事務に係りますシステム機器の賃借料でございます。児童福祉担当者の研修会及び会議の際の有料道路通行料及び駐車場使用料でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、子育て支援サークル団体への補助、幼稚園就園教育振興事業としまして町内にあります幼稚園への助成、私立幼稚園に通園します町内在住の通園児の保護者に対しての助成を行ったものでございます。20節扶助費につきましては、あんしん子育て医療費、心身障害者医療費、未熟児養育医療費の助成でございます。

続きまして、2目児童措置費であります。

主要な施策の成果に関する説明書61ページを参照願います。

児童措置費につきましての子育て支援課所管分につきましては、ご説明をさせていただきます。

児童手当支給事業でありまして、ゼロ歳から15歳までの約4,200人への児童手当支給に要した経費でございます。

7節賃金につきましては、児童手当支給事務補助員の賃金でございます。11節需用費につきましては、事務用消耗品購入代、児童手当現況届け出等の印刷製本代等でございます。12節役務費につきましては、児童手当現況届け出の通信等の郵便料金でございます。13節委託料につきましては、児童手当法施行規則の改正に対応するためシステム改修に要したものでございます。20節扶助費につきましては、児童手当の支給費でございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長 （村田良昭君）

それでは、町民生活分でございます。

同じく説明書については61ページをお願いいたします。

11節につきましては、誕生カードの台紙代でございます。

109ページをお願いします。

20節につきましては、第三子以降の育児支援祝い金事業でございます。出産祝い金46名、小学校入学祝い金36名、中学校入学祝い金17名に支給したものでございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長 （内海義春君）

続きまして、3目母子福祉費であります。

主要な施策の成果に関する説明書62ページを参照願います。

母子福祉費につきましては、母子父子家庭医療費助成事業、母子福祉対策事業に要した経費であります。

11節需用費につきましては、コピー代、事務用消耗品購入代、受給者証等の印刷代でございます。12節役務費は、受給者証等の郵便料金でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、大和町母子福祉会への助成でございます。20節扶助費につきましては、母子父子家庭医療費助成で対象者737名への助成を行ったものでございます。

続きまして、4目保育所費であります。

主要な施策の成果に関する説明書62ページから63ページを参照願います。

保育所費につきましては、もみじヶ丘保育所管理運営と私立保育園の菜の花、大和すぎのこ、杜の丘の各保育園の運営委託及び一時預かり、延長保育等に要した経費でございます。

1節報酬につきましては、もみじヶ丘保育所の嘱託医、小児科医及び歯科医への報酬でございます。7節賃金につきましては、保育所の臨時職員に係るものでございます。8節報償費につきましては、もみじヶ丘保育所の退所児童への記念品または運動会時の商品等に要したものでございます。

111ページ、112ページをお願いいたします。

9節旅費につきましては、保育所職員の研修旅費でございます。11節需用費につきましては、コピー代、事務用消耗品購入代、ガス代、灯油代、来客用お茶代、保育所入所通知書等の印刷代、電気料、水道料、施設の小破修繕料、給食の賄い材料購入に要した経費でございます。12節役務費につきましては、電話料、郵便料、クリーニング代に係る手数料、施設の火災保険料でございます。13節委託料につきましては、菜の花保育園、大和すぎのこ保育園、杜の丘保育園への運営委託費、もみじヶ丘保育所の給食調理業務、清掃業務、消防設備点検及び警備業務等の委託経費でございます。また、保育料の納付をコンビニで可能とするためのシステム改修に要した委託費も含まれております。14節使用料及び賃借料につきましては、もみじヶ丘保育所のAED及び印刷機のリース料、遠足の際のバス借り上げ、清掃用具のレンタル料でございます。16節原材料費につきましては、もみじヶ丘保育所の保育室、0歳児保育室の畳購入に要した経費であります。18節備品購入につきましては、防犯カメラ購入に要した経費であります。19節負担金補助及び交付金につきましては、小規模保育事業、事業所内保育事業への給付負担金及び各種協議会、研修会に係る負担金、補助金につきましては、認可外保育施設を利用した保護者に対しての利用料の補助を行ったもの、また、低年齢保育施設助成事業としまして、認可外保育施設に対して運営費の一部を助成、補助したもの。一時預かり及び延長保育、障害児保育、地域子育て支援拠点事業などに係る運営費の一部を私立保育園へ補助いたしましたものでございます。23節償還金利子及び割引料につきましては、平成28年度子ども・子育て支援交付事業及び保育所運営費の精算確定によります国、県への補助金の返還金でございます。

続きまして、5目児童館費であります。

主要な施策の成果に関する説明書64ページを参照願います。

児童館費につきましては、7児童館の管理運営事業に要しました経費と、放課後児童クラブ事業に要した経費でございます。

1節報酬につきましては、7児童館の児童館運営協議会委員の報酬でございます。

113ページ、114ページをお願いいたします。

7節賃金につきましては、児童館除草作業員の賃金と4児童館の児童厚生員13名分、宮床児童館の用務員の賃金でございます。8節報償費につきましては、各児童館の特別開館時におきます行事等への報酬謝金でございます。9節旅費につきましては、運営委員会委員の費用弁償、児童館職員の研修旅費でございます。11節需用費につきましては、消耗品購入代、ガス代、灯油代、来客用お茶代、電気料、水道料、施設の小

破修繕に要した経費でございます。12節役務費につきましては、電話料、郵便料、施設の火災保険料、施設賠償責任保険料でございます。13節委託料につきましては、よしおか放課後児童クラブ及び吉岡児童館、もみじヶ丘児童館、杜の丘児童館の運営業務、宮床児童館建設基本設計及び実施設計業務、各児童館の消防施設点検等などの業務委託費でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、各児童館のAED及び印刷機のリース料、遠足の児童館行事に係りますバス借り上げ料でございます。15節工事請負費につきましては、旧もみじヶ丘出張所を幼児室への改修を要した経費、もみじヶ丘児童館のエアコン交換工事でございます。

115ページ、116ページをお願いいたします。

18節備品購入費につきましては、放課後児童クラブ利用定員の見直しに伴いましてもみじヶ丘児童館及び吉岡児童館の放課後児童クラブ利用用のランドセル収納ボックス及び座卓の購入を行ったもの、また宮床児童館、吉岡児童館の掃除機の更新を行ったもの、鶴巣児童館の幼児クラブ用テーブルの購入に要したものでございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、県児童館連絡協議会、防火管理者協議会への負担金、補助金につきましては児童館母親クラブに対します補助を行ったものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

保健福祉課長櫻井修一君。

保健福祉課長 （櫻井修一君）

続きまして、3項1目復興支援費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては65ページをお願いします。

復興支援費につきましては、東日本大震災によります住宅の復旧費の融資に係る利子補給に要した費用でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、町内の金融機関より住宅改修のために借り入れされました方への利子補給補助金でございます。

続きまして、4款1項1目保健衛生総務費でございます。

保健衛生総務につきましては、母子保健、乳幼児健診健康診査、栄養改善、健康づくり推進、自殺対策及び黒川地域行政事務組合への負担金、さらには水道事業への出資繰出金、戸別合併処理浄化槽特別会計への繰出金に要した費用でございます。

主要な施策の成果に関する説明書66ページから、あわせてご参照をお願いいたします。

1節報酬につきましては、食育推進会議開催時の委員の報酬でございます。7節賃金につきましては、乳幼児健診、育児相談、訪問指導等に係ります保健師、看護師、栄養士等に要した賃金でございます。

117ページ、118ページをお願いいたします。

8節報償費につきましては、保健推進委員、明るく元気で生きたいわ健康たいわ21推進委員の報酬、検診時の医師への謝礼、献血時の記念品、出産祝い贈呈事業への絵本及びバッグ購入等に要した費用でございます。9節旅費につきましては、食育推進会議委員の費用弁償及び保健師の研修等に要した費用でございます。11節需用費につきましては、健康づくり推進事業、母子健康手帳交付、乳幼児健診及び各種健診時の消耗品及び印刷製本費、公用車の燃料費等に要した費用でございます。12節役務費につきましては、郵送料等に係る通信運搬費、公用車の損害保険料のほか、各種健診時のクリーニング代等に要した費用でございます。13節委託料につきましては、休日の当番医制度事業、妊婦健診及び各種乳幼児健診等に要した費用でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、食生活改善推進委員移動研修会時のバス借り上げ代、乳幼児精神発達精密健康審査対象者ケア会議開催時に使用します高速料金でございます。18節備品購入費につきましては、乳幼児用身長計、診察室診察用椅子の購入に要した費用でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、黒川地域行政事務組合への黒川病院及び黒川浄斎場等の負担金のほか、各種医療対策委員会等への負担金に要した費用でございます。また、補助金につきましては、保健推進委員会、食生活改善推進委員会への補助金でございます。20節扶助費につきましては、里帰り等妊婦健診診査に助成に応じた費用でございます。24節投資及び出資金につきましては、水道事業への出資金でございます。28節繰出金につきましては、水道事業会計及び戸別合併処理浄化槽特別会計への繰出金でございます。

続きまして、2目予防費でございます。

主要な施策の成果に関する説明書につきましては73ページからとなります。

予防費につきましては、感染症の予防、各種予防接種、健康審査、各種がん検診ほか、健康教育、健康相談、健康づくりモデル事業に要した費用でございます。

119ページ、120ページをお願いいたします。

7節賃金につきましては、各種予防接種、健診、健康教育等におきます保健師、看護師、栄養士等の賃金に要した費用でございます。8節報償費につきましては、吉田

及び宮床地区健康づくり事業の講師謝礼、各種予防接種時の医師への謝礼及び予防接種健康被害調査委員会への謝礼等に要した費用でございます。11節需用費につきましては、各種健診等に要する事務用品、薬材料費の購入、各種健診等の申込書等の印刷製本に要した費用でございます。12節役務費につきましては、各種健診等送付に係る郵送料の通信費でございます。13節委託料につきましては、予防接種法に基づきます各種予防接種、健康増進法に基づきます健診及び各種がん検診等に要した委託料でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、職員の研修等の参加の際の駐車場の使用料に要した費用でございます。18節備品購入費につきましては、各種保険事業に使用しますついでに7枚を購入したものであります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長 (馬場久雄君)

ここで暫時休憩します。

再開は午後1時からといたします。

午後0時00分 休 憩

午後1時00分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長 (村田良昭君)

午後一番でよろしくお願いたします。

続きまして、3目の環境衛生費でございます。

こちらは町民生活課分を先に説明させていただきたいと思っております。

環境美化の推進、ごみの不法投棄防止、公衆衛生活動、公害対策、狂犬病予防、環境マネジメント推進に要した費用でございます。

成果に関する説明書については76ページから78ページをご参照ください。

7節につきましては、大和インター周辺の花壇整備の作業賃金でございます。8節につきましては、環境美化推進委員への謝礼でございます。63名分になります。9節

につきましては、環境衛生組合連合会の研修会の職員旅費でございます。11節につきましては、防疫薬剤のほか、事務用品、臨時粗大ごみ周知用チラシ代、防疫機械の修繕費等でございます。12節につきましては、空き地除草通知の通信費、公用車自賠責、あと自動車保険でございます。13節につきましては、臨時粗大ごみの運搬処理、不法投棄ごみ処理業務、不法投棄監視パトロール及び撤去作業業務、河川水質検査業務、振動測定業務、狂犬病予防注射業務、機密文書処理及び紙リサイクル処理委託経費に係る業務委託料でございます。14節につきましては、狂犬病予防注射時の会場借り上げ料でございます。18節につきましては、防疫薬剤散布機、背負い式なんですけれども2台の購入費でございます。19節につきましては、環境衛生組合、あと黒川食品衛生協会大和支部への補助金でございます。宮城グリーン購入ネットワークへの負担金でございます。27節については、軽トラックの重量税でございます。

以上であります。

議長（馬場久雄君）

まちづくり政策課長千葉正義君。

まちづくり政策課長（千葉正義君）

続きまして、環境衛生費のうちまちづくり政策課所管分につきましてご説明申し上げます。

恐れ入ります。119ページ、120ページにお戻りをお願いします。

成果に関する説明書につきましては76ページとなります。

環境衛生費につきましては、環境計画推進事業、再生可能エネルギー等導入事業費に要します費用でございます。

初めに、1節報酬につきましては、環境審議会委員の報酬でございます。

121ページ、122ページをお願いします。

9節旅費につきましては、環境審議会委員の費用弁償でございます。11節需用費につきまして、食糧費として環境審議会開催時の飲み物代でございます。12節役務費につきましては、役場庁舎のほか設置しております太陽光発電設備の建物共済分担金でございます。13節委託料につきまして、保健福祉総合センター、鶴巣防災センターの電気施設管理業務の委託料でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長 （村田良昭君）

続きまして、2項清掃費1目廃棄物処理費でございます。

一般廃棄物処理事業と資源回収奨励事業、環境美化施設整備補助、宮床山田埋め立て場の維持管理に要した費用でございます。

成果に関する説明書については78ページから80ページを参照願います。

1節につきましては、廃棄物減量等推進審議会委員8名分の報酬でございます。8節につきましては、44団体に対する資源回収の奨励金でございます。

123ページをお願いします。

9節につきましては、廃棄物減量等推進審議会委員の費用弁償でございます。11節につきましては、クリーンステーションの看板代及びもみじヶ丘の46カ所のクリーンステーションの塗装の修繕でございます。廃棄物処分券、納入通知書の印刷、資源物の収集用コンテナ等に要した経費でございます。12節につきましては、コンテナ保管庫の火災保険料でございます。13節については、一般廃棄物収集運搬業務及び山田埋め立て場の除草作業業務の委託料でございます。19節につきましては、黒川地域行政事務組合のし尿処理、ごみ処理、最終処分場の運営費の負担のほか、クリーンステーションの整備補助金でございます。

以上です。よろしくをお願いします。

議 長 （馬場久雄君）

農業委員会事務局長大塚弘志君。

農業委員会事務局長 （大塚弘志君）

5款農林水産業費1項1目農業委員会費でございます。

主要な施策に関します説明書につきましては81ページからになります。

農業委員会活動に要した経費でございます。

1節につきましては、農業委員10名、農地利用最適化推進委員14名の報酬でございます。7節につきましては、事務補助員3カ月分の賃金でございます。8節報償費につきましては、農業委員任期満了により改正されました農業委員会等に関する法律に基づき開催いたしました農業委員候補者評価委員会の委員3名分の謝金でございます。

125、126ページをお願いいたします。

9節につきましては、農業委員会総会出席及び総会案件の現地調査など費用弁償でございます。旅費につきましては、職員の研修旅費でございます。10節につきましては、農業委員会会長交際費でございます。11節につきましては、コピー代ほか事務消耗品代、燃料費につきましては公用車のガソリン代、食糧費につきましては農地パトロールの際のお茶代でございます。印刷製本費につきましては、農業委員会だより及び事務用封筒の印刷代でございます。12節につきましては、郵便料金等の通信運搬費でございます。13節につきましては、農地台帳システムの保守業務の委託料でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、山形県で開催されました東北・北海道フォーラムによる農業委員等研修のためのバス借り上げ料及び有料道路通行料でございます。19節につきましては、一般社団法人宮城県農業会議ほか2団体への負担金、補助金につきましては、大和町認定農業者連絡会の補助金でございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

財政課長千坂俊範君。

財政課長（千坂俊範君）

それでは、続きまして、2目農業総務費中の財政課分についてご説明申し上げます。

財政課が所管しております町民研修センターほか3施設の施設管理運営に要した費用でございます。

成果に関する説明書は82ページをお願いいたします。

7節賃金でございますが、127ページをお願いいたします。

作業員につきましては、吉田ふるさとセンターの環境整備賃金、清掃員につきましては、宮床基幹集落センターの清掃員賃金でございます。

11節需用費につきましては、各施設の管理用消耗品費、電気料等の光熱水費及び施設の設備備品等修繕料でございます。12節役務費につきましては、電話料及び施設の火災保険料でございます。13節委託料につきましては、町民研修センター窓口業務及び日直巡視業務、清掃業務、消防設備点検、各施設の消防設備点検、吉田及びふるさとセンターシロアリ防除、浄化槽維持管理清掃業務等の委託料となっております。14節使用料及び賃借料につきましては、AEDのリース料、テレビの受信料、施設管理用マットの借り上げ料となっております。15節工事請負費につきましては、宮床基

幹集落センターの玄関ポーチ修繕工事、研修センター漏水修繕工事、3月の強風により破損いたしまして予備費を授与いたしました吉田ふるさとセンター屋根修繕工事となっております。18節備品購入費につきましては、折り畳み椅子用収納台、ファクス購入代等でございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長（文屋隆義君）

続きまして、2目農業総務費のうち産業振興課分についてご説明いたします。

成果に関する説明書につきましては82ページになります。

産業振興課分につきましては、宮床ふれあい農園の管理運営と公用車の管理が主なものでございます。

127ページになります。

8節報償費は、JAあさひな農協まつりにおきます農産物料理品評会の副賞代であります。11節需用費は、コピー代、宮床ふれあい農園管理機の燃料代、水道・電気代、公用車の車検整備料であります。12節役務費は、公用車車検印紙代、共済分担金、自賠責保険料、宮床ふれあい農園管理棟の建物共済費であります。13節委託料は、ふれあい農園の施設管理業務委託料及び合併処理浄化槽の管理清掃業務委託料であります。19節分担金補助及び交付金は、公益社団法人宮城農業振興公社原種苗事業に係る負担金及び鳴瀬川水系さけます増殖協会への負担金であります。あと、舞野生活改善センターの改修事業に係る補助金となっております。27節公課費は、公用車の車検重量税でございます。

129ページをお願いいたします。

次に、3目農業振興費でございます。

成果に関する説明書につきましては82ページから84ページになります。

農業振興に要した経費であり、農業制度資金利子補給事業、水稻病虫害防除推進事業、農業用プラスチック適正処理推進事業、たいわ産業まつり、農業経営改善支援活動費、多面的機能支払交付金事業、農地中間管理事業、中山間地域の振興に関する事業、農地等環境保全対策事業、産直リース事業及び有害鳥獣対策に要した経費でございます。

1 節報酬は、農業振興地域整備促進協議会委員12名の報酬及び鳥獣被害対策実施隊37名の報酬でございます。8 節報償費は、農業経営改善相談支援チーム員会議の報償金であります。9 節旅費は、農業振興地域整備促進協議会委員12名の費用弁償、大和町認定農業者連絡会視察研修に係る11名の旅費及び随員職員2名の旅費でございます。11 節需用費は、コピー代、イノシシ捕獲用くくりわな代、公用車の燃料代であります。12 節役務費は、有害鳥獣の情報提供に伴う携帯電話の通信費用に要した経費であります。13 節委託料は、平成28年度及び29年度大和町農業振興地域整備計画変更業務委託料に係る29年度分の前払い金の経費でございます。19 節負担金補助及び交付金の負担金につきましては、黒川地域担い手育成総合支援協議会、県中山間地域活性化推進協議会、全国中山間地域振興対策協議会及び町有害鳥獣被害対策協議会への負担金であります。補助金につきましては、農業制度資金利子補給金、黒川農作物病虫害防除推進協議会、黒川地域農業用プラスチック適正処理推進協議会、たいわ産業まつり実行委員会、多面的機能支払交付金、農地中間管理事業、中山間地域振興事業、中山間地域等直接支払交付金事業への助成、農地等環境保全対策事業、産直リースハウス事業、まがりねぎ管理機等導入助成事業、ブルーベリー産地拡大事業、加工業務用野菜生産対策事業としてJAあさひなへの助成、さらには狩猟免許取得更新に係る費用の一部助成を行ったものであります。23 節償還金利子及び割引料は、農地水保全管理支援交付金及び多面的機能支払交付金の一部償還金であります。

次に、4 目畜産業費でございます。

成果に関する説明書は84ページになります。

町畜産振興協議会を通じた畜産農家への予防接種及び枝肉供励会等への支援、管内肉用牛の素牛の保留等に対する支援に要したものが主なものでございます。

19 節負担金補助及び交付金は、大和町畜産振興協議会及び県畜産協議会への負担金、繁殖牛子牛事故共助事業及び管内肥育素牛販売促進対策事業費への補助金であります。

25 節積立金は、肉用牛貸付事業運営基金の積立金利子でございます。

次に、5 目農地費でございます。

成果に関する説明書は85ページになります。

排水機場洪水調整事業、農業基盤整備促進事業、土地改良施設維持管理適正化事業、王城寺原演習場周辺障害防止対策事業に要した費用でございます。

131ページをお願いいたします。

7 節賃金は、農業用施設環境整備対策としてもみじヶ丘ため池の除草作業に要したものの、9 節旅費は、技術研修会の職員の旅費でございましたが、参加しなかったもの

でございます。11節需用費は、ニジマス放流稚魚代、ため池注意喚起看板購入、農業農村整備事業管理計画図等カラーコピー代、舞野大橋照明灯の電気料に要したものでございます。12節役務費は、ため池等の農業用施設賠償責任保険料でございます。13節委託料は、杜の丘ため池の管理運営業務に要したものの、14節使用料及び賃借料は、建設物価版等の刊行物掲載単価データの利用料であります。15節工事請負費は、松坂揚水機場ポンプ更新工事、ガキ沢ため池フェンス設置工事、平成28年度繰越明許費として、大角地区ため池整備工事完成払いに要した経費であります。16節原材料は支出がなかったものであります。19節負担金補助及び交付金は、吉田川流域ため池、大和町外3市3ヶ町村組合、大衡村外一町牛野ダム管理組合、大和町内土地改良区事業団体連絡協議会、宮城県土地改良事業団体連合会、八志田堰用水路改修事業への負担金のほか、大和町土地改良区への排水機場洪水調整事業及び土地改良施設維持管理適正化事業への補助金でございます。28節繰出金につきましては、農業集落排水事業特別会計への繰出金でございます。

次に、6目水田農業対策費でございます。

133ページをお願いいたします。

成果に関する説明書は85ページから86ページになります。

経営所得安定対策に基づく水田農業ビジョンに沿った米づくり及び転作推進に要した費用でございます。

7節賃金は、転作現地確認調査の立ち会いに係るもの、8節報償費は、人・農地プランの検討委員会委員7名の費用弁償、9節旅費は、水田農業先進地視察研修の旅費であります。11節需用費は、コピー代などであります。食糧費は、経営所得安定対策交付金交付申請書記載事務説明会等の際のお茶代であります。12節役務費は、支出がなかったものであります。13節委託料は、経営所得安定対策支援システムの保守に係る業務委託料であります。14節使用料及び賃借料は、経営所得安定対策支援システムウェア賃借料、水田農業先進地視察研修の際のバス借り上げ料及び高速道路料金、転作現地確認の際の車借り上げ料等であります。19節負担金補助及び交付金は、水田農業構造改革対策支援事業、水田農業ビジョン推進事業、集団営農用機械整備事業、大規模水稲直播栽培団地育成事業、環境保全型農業直接支払交付金事業、農業集落営農組織化支援事業及び経営体育成支援事業に係る補助金でございます。

次に、2項林業費1目林業振興費でございます。

135ページをお願いいたします。

成果に関する説明書は86から87ページになります。

林業の振興、森林整備、林道の維持管理、森林病虫害対策等に要した費用でございます。

7節賃金は、林道鍛冶屋敷線、一本杉線のほかの除草及び支障木の除去等に係る作業賃金、11節需用費は、コピー代及び原木しいたけ生産推進協議会の際のお茶代であります。13節委託料は、森林管理巡視業務、森林病虫害防除事業、蛇石せせらぎの森管理業務のほか、林道大平桑沼線等の除草業務及び南川ダム千本桜維持管理業務に要した経費であります。15節工事請負費は、林道高倉線修繕工事に要した経費であります。16節原材料費は、林道維持管理用砕石代であります。18節備品購入費は、大和町森林情報管理システム導入によるパソコン1台の購入費であります。19節負担金補助及び交付金は、宮城県林業振興協議会のほかの負担金、民有林育成対策推進事業、森林保全推進事業及び山の幸振興総合対策事業への補助金であります。

次に、商工部門についてご説明いたします。

成果に関する説明書は88から89ページになります。

6款1項1目商工総務費につきましては、人件費等管理事務費でございます。

2目商工振興費でございます。商店街活性化対策事業としてくろかわ商工会、大和まると市及び空き店舗活用創業者への助成のほか、中小企業振興資金融資、工場立地及び企業誘致対策に要した経費でございます。

7節賃金は、支出がなかったものであります。

137ページをお願いいたします。

8節報償費は、企業等連絡懇話会での講師謝礼であります。講師をハローワーク所長にお願いしたことにより支払いがなかったものであります。9節旅費は、職員の企業訪問及び企業立地セミナー等への参加に要したものの、11節需用費は、コピー代及び大和町企業等連絡懇話会の飲食代、大和リサーチパーク企業立地歓迎看板及び仙台北部中核工業団地モニユメントの修繕に要した経費であります。12節役務費は、第一、第二北部団地の読売新聞への広告料を仙台北部中核都市建設連絡協議会で支出したため支出がなかったものであります。13節委託料は、仙台北部中核工業団地内のり面除草業務に要した経費、14節使用料及び賃借料は、企業訪問等の際に有料道路等を使用しなかったため支出がなかったもの、19節負担金補助及び交付金は、中小企業融資企業振興資金信用保証料補給金のほか、仙台北部中核都市建設連絡協議会への負担金、補助金は、くろかわ商工会に対し経営改善普及事業、地域創業振興事業への補助金及び割り増し商品券発行事業に係る割り増し分の補助、大和まると市及び店舗改修、店舗取得改修推進事業への補助、中小企業振興資金の利子補給と企業立地奨励金5件、

用地取得奨励金 2 件、雇用促進奨励金 1 件及び企業指導型保育事業支援補助金に要したものでございます。21 節貸付金は、中小企業振興資金貸付預託金でございます。

次に、3 目観光費でございます。

成果に関する説明書は90ページから91ページになります。

船形山、七ツ森、南川ダムを主としての周辺観光施設を利用した自然型観光の推進、大和町観光物産協会への支援、まほろば夏まつり、島田飴まつりへの支援、その他観光施設の維持管理に要した経費でございます。

7 節賃金は、登山道及び遊歩道等の除草、倒木処理作業及び七ツ森遊歩道、升沢避難小屋、旗坂野営場の管理に要したものの、11 節需用費は、コピー代、公用車の燃料代、電気料、花野果広場七ツ森の屋根及び外壁塗装、陶芸体験館入り口扉の修繕等に要したものであります。12 節役務費は、旗坂野営場の給水施設の水質検査手数料、着ぐるみクリーニング代のほか産業振興課管理の町有建物と公用車の災害共済の保険代に要したものであります。

139 ページをお願いいたします。

13 節委託料は、南川、宮床ダム周辺の公園や仙台北部中核工業団地内の公園管理業務のほか四十八滝運動公園、七ツ森ふれあいの里、ダイナヒルズ運動公園及び七ツ森陶芸体験館の指定管理料、旗坂野営場及び七ツ森ふれあいの里の浄化槽等の維持管理に要したものの、吉岡本陣案内所観光案内業務及び観光 P R パスツアー広告掲載運行業務等に要したものであります。14 節使用料及び賃借料は、船形山入山届ポスト設置場所の借り上げ、尾花沢市花笠踊り交流参加者の送迎バス借り上げに要したものの、15 節工事請負費は、四十八滝運動公園給水管布設外工事、立輪水辺公園トイレ改修工事、吉岡本陣案内所内改修工事に要した経費であります。18 節備品購入費は、業務記録写真撮影用のデジタルカメラの購入費であります。19 節負担金補助及び交付金は、宮城県観光連盟、宮城ふるさとフェスティバル、仙台・宮城観光キャンペーン、東北・みやぎ復興マラソン、復興マルシェ出店ブース代、黒川地域地場産業振興協議会等への負担金のほか、七ツ森湖畔公園花まつり、大和町観光物産協会、お立ち酒全国大会、まほろば夏まつり及び島田飴まつり等への補助金でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長（蜂谷俊一君）

続きまして、中段から7款土木費でございます。

土木費につきましては、道路、河川、橋梁、都市計画、住宅の維持管理、建設に係る費用でございます。

成果に関する説明書につきましては92ページから95ページになりますので、あわせてご参照願います。

初めに、1項1目土木総務費になります。

11節需用費につきましては、コピー料金、法令図書の追録及び参考図書の購入に要した消耗品費、食糧費につきましては、道路用地等の説明会におけるお茶代に要した費用となります。

141、142ページをお願いします。

12節役務費につきましては、道路パトロール及び災害時の連絡に使用します携帯電話3台分の通信料、13節委託料につきましては、町道25路線3.7キロメートルの道路台帳作成及び修正業務、国土調査の訂正に伴う測量等に要した費用でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、登記事務の際の駐車場使用料及び建設物価調査会への著作権使用料でございます。16節原材料につきましては、土地境界立ち会い用資材の購入に要した費用でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、宮城県道路協会ほか11の各種協会等への負担金でございます。

続きまして、2項道路橋りょう費1目道路維持費になります。

7節賃金につきましては、山間部の町道42路線47.63キロメートルを地元15行政区に年2回の除草作業を委託した費用で、そのほかに町道の補修、側溝の清掃、除雪の補助作業などに要した費用でございます。11節需用費につきましては、コピー料金、道路照明灯に係る電気料、道路の修繕、公用車両等の修繕料及びバスターミナルに係る電気料、上下水道料金に要した費用でございます。12節役務費につきましては、公用車に係る保険料、バスターミナルの火災保険料等に要した費用でございます。13節委託料につきましては、除雪及び融雪等に係る業務、町道維持管理業務、除草及び街路樹の選定、道路清掃、土砂撤去等に係る業務並びにバスターミナルの清掃及び警備に係る業務費に要した費用でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、町道南青木柴崎線ほかの土地借り上げ料、15節工事請負費につきましては、町道もみじヶ丘二丁目3号線ほかの舗装修繕、町道大崎三ノ関線ほか5路線の側溝修繕、町道もみじヶ丘3号幹線の歩道修繕に要した費用であります。

143、144ページをお願いします。

16節原材料費につきましては、砕石アスファルト合材等道路維持補修用の資材、道路付属物の資材及び融雪剤の購入に要した費用でございます。27節公課費につきましては、都市建設課所管の車両5台分の重量税でございます。

続きまして、2項2目道路新設改良費になります。

7節賃金につきましては、窓口業務の事務補助員に要した費用、11節需用費につきましては、コピー料金、図面の複写機に係る消耗品費、道路工事説明会時のお茶代等に要した費用でございます。13節委託料につきましては、国庫補助事業としまして平成28年度繰り越し分の町道大崎大平線の樵橋ほか11橋の橋梁点検業務、30年度に繰り越しました仮称下草橋の詳細設計及び測量業務に伴う前払いに要したもの、防衛省補助事業としましては、町道幕柳大平線の用地測量業務に要した費用でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、土木積算システム、図面複写機に係る機械借り上げ料でございます。15節工事請負費につきましては、防衛省補助事業としまして28年度からの繰り越し事業であります。天皇寺地区の排水路整備工事と現年分であります同じく天皇寺地区の排水路整備工事、町道桧木上舞野線改良舗装工事及び町道幕柳大平線ほか3路線の舗装改良工事、単独事業として28年度から繰り越し工事であります町道蒜袋宮前線道路改良工事、現年分で町道太田小鶴沢線の舗装新設工事等に要した費用でございます。

145、146ページをお願いします。

19節負担金補助及び交付金につきましては、吉田川河川改修事業に伴います丸古渕橋の架けかえ工事に係る工事負担金でございます。

続きまして、2項3目橋りょう維持費であります。

13節委託料につきましては、樋場橋の支障木の除去業務を桧和田下地区にお願いしておりますその委託に要した費用でございます。15節工事請負費につきましては、落合桧和田下地区、鶴巣大平下地区の方々のご理解をいただき実施しました樋場橋撤去工事に要した費用でございます。

続きまして、2項4目交通安全施設整備事業費になります。

15節工事請負費につきましては、交通安全施設工事としまして町道高田線ほか8路線のほか、吉岡吉田線ほか4路線工事の区画線設置工事、2つの工事に要した費用でございます。16節原材料費につきましては、カーブミラー、ガードパイプ接続用金具、デリネーターの購入に要した費用でございます。

続きまして、3項河川費1目河川費になります。

7節賃金につきましては、準用河川窪川などの土砂撤去作業に要した費用ござい

ます。11節需用費につきましては、鶴巣、西川、大崎及び鳥屋にあります樋管に係る電気料及び事務用品費の消耗品でございます。13節委託料につきましては、地元をお願いしております樵、鳥屋排水樋管の操作管理委託に要した費用でございます。15節工事請負費につきましては、28年繰り越し事業であります準用河川小西川川及び同じく明ヶ沢川の改修工事、準用河川窪川における土砂のしゅんせつ工事、29年度分として準用河川小西川、寺ノ沢地内の改修工事、同じく29年度準用河川明ヶ沢改修工事の前払いに要した費用であります。19節負担金及び交付金につきましては、河川愛護団体であります大和町河川愛護会への補助に要した費用でございます。実施状況につきましては、説明資料の94ページ下段に記載しておるところでございます。7河川20地区作業延べ人数559人の方々が河川愛護活動に参加をいただいているところがございます。

決算書147、148ページをお願いします。

22節補償補填及び賠償金については、準用河川明ヶ沢川改修により県道升沢吉岡線に埋設されております水道管の移設、また準用河川窪川において災害復旧工事を行っておったところ降雨等により土砂の一部が侵食するとともに漏水が見られたことから、工事に支障となるため水道管について切り回しに要した費用でございます。

続きまして、4項1目都市計画総務費でございます。

説明書につきましては95ページになります。

1節報酬及び9節旅費につきましては、都市計画審議会を2回開催しております。その開催に際しての審議会委員の報酬及び費用弁償等に要した費用でございます。

149、150ページをお願いします。

11節需用費につきましては、図書並びに印刷用ロール紙の購入、都市計画審議会におけるお茶代に要した費用でございます。13節委託料につきましては、宮城県地域防災計画における一時医療品集積所にする土地利用の促進を図るための用途変更及び落合地区の子育て支援住宅整備事業において建物が建築可能となる手法としての地区計画の区域決定を行うため、あわせて用途地域として田園住居地域創設に伴う大和インター地区計画の変更などの関係図書作成に要した費用でございます。25節……飛んだか……済みません、ページ間違いました。申しわけございません。147、148のままです。25節でございます。積立金につきましては、都市整備基金への積み立てでございます。

続きまして、4項2目下水道費になります。

28節につきましては、下水道事業特別会計繰り出したものでございます。

4項3目公園費になります。

都市公園31カ所、都市緑地4カ所及び緑道等22カ所の維持管理に要した費用でございます。

7節賃金につきましては、砂場等の砂補充のほか、車どめ設置等に要した費用でございます。

149、150ページをお願いします。

11節需用費につきましては、公園等の街灯の電気料、上下水道料金、地区委託の公園の蛇口及び照明灯修繕など、12節役務費につきましては、公園のトイレ、あずまや等の火災保険料及び吉岡東公園ほか5公園の水道開栓手数料に要した費用でございます。13節委託料につきましては、株式会社大和地域振興公社へ都市公園指定管理委託料、もみじヶ丘1号公園ほか4公園の地元への委託料並びに都市緑地等の遊具点検、もみじヶ丘1号緑地の枯れ木伐採、杜の丘7号緑地の支障木伐採業務、さらには都市再生整備事業によります杜の丘2号、3号公園及びもみじヶ丘歩道橋調査設計業務に要した費用でございます。15節工事請負費につきましては、杜の丘4号公園の遊具、もみじヶ丘団地から緑地を通るスロープ整備、わかば公園、熊野堂公園等の遊具等撤去新設に要した費用でございます。

続きまして、5項1目住宅管理費になります。

町営住宅につきましては、木造住宅39戸、中高層アパート140、合わせて179戸の維持管理に要した費用でございます。

7節賃金につきましては、住宅敷地の除草作業等に要した費用でございます。11節需用費につきましては、各住宅の配水管の修繕、電気設備の修繕、明け渡し6件に伴う修繕等、駐車場証明書の印刷製本費、12節役務費につきましては、住宅の火災保険料、受水槽の水質検査手数料及びクリーニング代等に要した費用でございます。

149、150から151、152ページにかけての13節委託料につきましては、住宅の消防設備の保守点検、アパートの受水槽の清掃点検、住宅敷地内の除草の管理業務、検満メーターの交換業務のほか、大和町公営住宅長寿命化計画策定業務に要した費用であります。14節使用料及び賃借料につきましては、宮床下小路住宅の借地料でございます。15節工事請負費につきましては、下町住宅のほかガス管更新工事、同じく下町住宅の受水槽フェンス更新、物置及びLPガス庫の扉交換工事、解体工事については西原第二Bの7号棟、同じくAの3号棟及び道下住宅9号、合計3棟の解体に要した費用でございます。

以上が7款土木費に係る支出でございます。よろしくをお願いします。

議 長 （馬場久雄君）

危機対策室長蜂谷祐士君。

総務課危機対策室長 （蜂谷祐士君）

続きまして、8款消防費でございます。

消防費につきましては、黒川地域行政事務組合の負担金、消防団活動、消防設備の維持管理及び水防団活動並びに災害対策に要した費用になります。

成果に関する説明書は96、97ページでございます。

1項1目常備消防費の19節につきましては、黒川地域行政事務組合への消防経費に係る負担金であります。

2目非常備消防費につきましては、消防団員532名に対する報酬及び費用弁償、団員の装備品の購入等に要した費用になります。

1節、9節は消防団員の報酬及び費用弁償になります。8節は団員表彰の際の記念品であります。11節は新任団員の活動服、団員の救助用半長靴、防火衣、活動用手袋及び夏季演習にかかわる飲料水等の購入に要した費用であります。14節は火災出動の際の車借り上げ料でございます。19節は宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合への負担金及び大和町婦人防火クラブ連合会への事業費補助金を行ったものでございます。

3目消防設備費は、防火水槽や消火栓など消防施設の維持管理や整備に要した費用になります。

決算書は153ページ、154ページをお願いいたします。

11節につきましては、小型動力ポンプ軽積載車等の燃料代やポンプ庫の電気料及び消防用ホースなどの維持管理に要した費用であります。12節は、小型動力ポンプ付軽積載車ポンプ庫の保険料等であります。13節はもみじヶ丘多目的貯水槽の管理委託費並びに杜の丘ポンプ庫実施設計業務に要した費用でございます。14節は消防自動車車庫用地の借り上げ料であります。15節は杜の丘1丁目に小型ポンプ庫1棟を新築した工事及び鶴巣、太田地区と大平上地区にあります防火水槽の修繕工事費であります。18節は杜の丘班の小型動力ポンプ付軽積載車の購入及び消防団デジタル簡易無線機の購入費用であります。19節は消火栓320基の維持管理に要した経費分を負担金として支出したものであります。27節は小型動力ポンプ付軽積載車6台及びポンプ車1台の車検にかかわる自動車重量税であります。

次に、4目水防費は、水防団員の水防活動に対する費用弁償、団員の装備品の購入等及び水防倉庫の電気等に要した費用になります。

8節は水防協議会委員13名に対する謝礼でございますが、会議の開催要件が29年度につきましてはございませんでしたので支出がなかったものでございます。9節は水防活動出動による費用弁償になります。11節は水防活動用ゴム長靴の購入及び水防倉庫の電気料であります。

決算書155、156ページをお願いいたします。

16節備蓄資材の土のう用洗い砂代であります。

次に、5目災害対策費は、地域防災訓練に要する経費、自主防災組織の設置促進、南部コミュニティセンター防火備品用品の購入に要する経費となります。

1節、9節は防災会議委員に対する報酬及び費用弁償になりますが、防災計画書の軽微な変更のため書面による承諾決議をいただいております、会議を開催しなかったため費用がかからなかったものでございます。8節自主防災組織研修に係る講師等の謝礼でございますが、もみじヶ丘、杜の丘の自主防災組織を対象に実施いたしましたが、町内進出企業の協力をいただきまして費用がかからなかったものでございます。11節はコピー代等の消耗品や非常食などの購入費のほか、自主防災組織に貸与する投光器等の購入や災害対応マニュアル印刷製本したものでございます。

大変申しわけございません。153ページ、154ページの消防費の12節役務費の説明を飛ばしてしまっておりまして、大変申しわけございません。消防費12節役務費につきましては、災害時の有線電話料でございます。大変失礼いたしました。

議長 （馬場久雄君）

追加って、もれた分の説明ですね。（「はい」の声あり）じゃあ、あと引き続き説明して。

総務課危機対策室長 （蜂谷祐士君）

大変申しわけございません。

5災害対策費の12節……今度155ページ、156ページをお開き願いたいと思います。済みません。12節の役務費のところから再説明をさせていただきます。

12節は衛星携帯電話やエリアメール等の通信料、震度計情報回線の使用料でございます。13節は支出がなかったものでございます。15節はドクターヘリが離着陸するポイントの看板を設置した工事費でございます。また国庫補助事業のWi-Fi機器設

置工事につきましては翌年度へ繰り越しております。18節、新たに設立された吉岡南三丁目地区の自主防災組織への貸与する発電機器を購入したものであります。19節は県地域衛星通信ネットワーク市町村無線局管理負担金であります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

ここで暫時休憩をいたします。

休憩の時間は10分間とし、2時5分から再開いたします。

午後1時56分 休憩

午後2時07分 再開

議長（馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長（小川 晃君）

次に、教育費につきましてご説明を申し上げます。

主要な施策の成果に関する説明書98ページからご参照をお願いいたします。

9款1項1目教育委員会費は、教育委員会の運営に関する費用で、教育委員会の定例会12回、臨時会2回を開催をしたものでございます。

1節報酬は、教育委員の報酬でございます。

157ページ、158ページをお願いいたします。

9節旅費は、教育委員の費用弁償でございます。10節交際費は、教育長交際費でございます。11節需用費は、研修会時資料代、参考図書代などでございます。19節負担金補助及び交付金は、仙台管内及び黒川郡教育委員会連絡協議会に対する負担金でございます。

次に、2目事務局費は、事務局の運営、教育相談事業、確かな学びプロジェクト事業、学び支援コーディネーター配置事業、各種団体に対しての負担金や補助等に要した費用でございます。

1節報酬は、心身障害児就学指導審議会委員及びいじめ問題対策連絡協議会委員に

に対する報酬でございます。7節賃金は、教育相談員に対する賃金でございます。8節報償費は、夢と希望と志を語る会における講師及び支援コーディネーター、放課後自習教室、サマースクール、ウインタースクール協力者等に対する謝金でございます。

9節旅費は、心身障害児就学指導審議会委員及びいじめ問題対策連絡協議会委員に対する費用弁償及び学び支援コーディネーター、放課後自習教室、サマースクール、ウインタースクールの協力者等の旅費でございます。

159ページ、160ページをお願いいたします。

11節需用費は、消耗品としての事務用品、コピー、参考図書など、燃料費は公用車ガソリン代、食糧費は小学校親善陸上記録会競技役員及び就学児健康診断従事者の弁当代でございます。印刷製本費は大和町の学校教育、家庭学習の手引き及び学力向上研究指定校事業の研究紀要などの印刷に要したものでございます。12節役務費は、電話料金、郵便料金、自動車保険料及び学び支援員等の傷害保険料に要したものでございます。13節委託料は、標準学力調査事業、土曜学習まほろば塾事業、外国語指導助手業務、こころのプロジェクト「ユメセン」事業によるものでございます。14節使用料及び賃借料は、学校教育用コンピューターの借り上げ料及び夢と希望と志を語る会の児童生徒輸送等に係る車借り上げ料、研修会時の有料道路通行料でございます。18節備品購入費は、教職員の増員によります事務用パソコン、学級増による学習用プロジェクター等の購入に要した費用でございます。19節負担金補助及び交付金は、黒川地域行政事務組合ほか5団体に対する負担金でございます。25節積立金は、学校校舎建設基金及び学校教育振興基金への積み立てを行ったものでございます。

次に、2項小学校費1目学校管理費は、小学校6校の施設維持及び児童、教職員の健康診断、学校管理費用、備品等の購入に要した費用でございます。

1節報酬は、学校医、学校薬剤師への報酬でございます。7節賃金は、事務補助員、作業員、体育館巡視員及びプール監視員の賃金でございます。

161ページ、162ページをお願いいたします。

8節報償費は、運動会の賞品及び卒業生への記念品でございます。11節需用費は、小学校における消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び備品の修繕料でございます。12節役務費は、電話料、郵便料金及びインターネット回線使用料等の通信運搬費、プール水検査、ピアノ調律、カーテンクリーニング等の手数料、火災保険料、プール監視員及び体育館巡視員に係る傷害保険料等でございます。13節委託料は、児童、教職員の健康診断及び学校用務員8名の業務委託料等、施設備品管理委託料は学校警備業務委託料でございます。14節使用料及び賃借料は、鶴巣小学校進入路

に係ります土地借り上げ料、陸上記録会、林間教育等における児童輸送のための車借り上げ料、テレビ聴取料、清掃用具借り上げ料でございます。18節備品購入費は、学校管理用備品、教材等の学校用備品の購入代でございます。19節負担金補助及び交付金は、学校管理下における児童の災害共済負担金及び富谷黒川地区学校保健会等への負担金でございます。

次に、2目教育振興費は、小学校の教材備品整備事業、学校地域共学推進事業、魅力ある学校図書館づくり事業、スクールソーシャルワーカー配置事業及び学習支援員配置事業、たいわっ子芸術文化推進事業に要した費用でございます。

7節賃金は、学校図書支援員及び学習支援員の賃金でございます。8節報償費は、スクールソーシャルワーカーに対する謝金でございます。11節需用費は、学校行事用品、教材等の消耗品費、修繕料でございます。

163ページ、164ページをお願いいたします

12節役務費は、不要薬品等の処理手数料及びスクールソーシャルワーカーの傷害保険料でございます。14節使用料及び賃借料は、たいわっ子芸術文化推進事業によります音楽、影絵劇観賞のためのバス借り上げ料でございます。18節備品購入費は、魅力ある図書館づくり整備事業として、学校図書の整備に要した費用及び学校教材備品等の整備に要した費用でございます。19節負担金補助及び交付金は、学校地域共学推進事業として各学校への交付金及び遠距離通学対策として23名の対象児童保護者への通学費用の交付金でございます。20節扶助費は、要保護6名、準要保護119名及び特別支援教育就学児童23名に対する教材費等の援助を行ったものでございます。

次に、3目施設整備費ですが、施設の整備や修繕等、施設設備の保守点検等に要した費用でございます。

11節需用費は、校庭用山砂等の消耗品費及び校舎の修繕料でございます。12節役務費は、廃棄物の処理手数料でございます。13節委託料は、難波校舎維持管理業務等の委託料及び学校各種設備の保守点検について委託したものでございます。14節使用料及び賃借料につきましては、AEDの借り上げ料でございます。15節工事請負費は、吉田小学校照明器具交換工事、吉岡小学校遊具設置工事、鶴巣小学校体育館床修繕工事等を実施したものでございます。

次に、4目小学校建設費の13節委託料の繰越明許費は、吉岡小学校基本構想調査検討業務委託料でございます。

165ページ、166ページをお願いいたします。

次に、3項中学校費1目学校管理費ですが、中学校2校の施設維持管理及び生徒、

教職員の健康診断、学校管理用備品の購入に要した費用でございます。

1 節報酬は、学校医、薬剤師に対する報酬でございます。7 節賃金は、事務補助員、体育館、スクールバス転回所安全巡視員、用務員の賃金でございます。8 節報償費は、体育祭の賞品及び卒業生への記念品でございます。9 節旅費は、学校用務員の事務連絡時の旅費でございます。11 節需用費は、中学校における消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び備品の修繕料でございます。12 節役務費は、電話料、郵便料金及びインターネット回線使用料等の通信運搬費、飲料水検査、ピアノ調律等の手数料、火災保険料、傷害保険料でございます。13 節委託料は、生徒、教職員の健康診断、学校業務員、スクールバス運行及び学校警備に要したものでございます。

167 ページ、168 ページをお願いいたします。

14 節使用料及び賃借料は、大和中学校スクールバス転回所に係る土地借り上げ料、中総体や駅伝大会等学校行事等における車借り上げ料、テレビ聴取料、清掃用具借り上げ料でございます。18 節備品購入費は、学校管理用備品等を購入したものでございます。19 節負担金補助及び交付金は、学校管理下における生徒の災害共済負担金及び富谷黒川地区学校保健会ほか 3 団体への負担金でございます。

次に、2 目教育振興費は、中学校における教材備品の整備、学校地域共学推進事業、就学援助費、魅力ある図書館づくりに要した費用でございます。

7 節賃金は、学校図書支援員及び学習支援員に対する賃金でございます。11 節需用費は、学校行事用品、教材等の消耗品でございます。12 節役務費の通信運搬費は、電話代、手数料は不要薬品処理手数料でございます。14 節使用料及び賃借料は、たいわっ子芸術文化推進事業による音楽、影絵劇観賞のためのバス借り上げ料でございます。18 節備品購入費は、学校教材備品の整備及び魅力ある図書館づくり整備事業として学校図書の整備に要した費用でございます。19 節負担金補助及び交付金は、学校地域共学推進事業として中学校 2 校への交付金でございます。20 節扶助費は、要保護 3 名、準要保護 53 名及び特別支援教育就学生徒 17 名に対する教材費等の援助を行ったものでございます。

次に、3 目施設整備費は、施設の整備や修繕等、施設設備の保守点検等に要した費用でございます。

11 節需用費は、消耗品としての学校用消火器、碎石等及び校舎等の修繕料でございます。

169 ページ、170 ページをお願いいたします。

12 節役務費は、廃棄物の処理手数料でございます。13 節委託料は、学校各種設備の

保守点検等について委託したものでございます。14節使用料及び賃借料につきましては、AEDの借り上げ料でございます。15節工事請負費は、大和中学校廊下及び階段室腰壁修理工事、大和中学校屋上防水改修工事等を実施したものでございます。

4目中学校建設費は、宮床中学校校庭拡張事業及び南校舎大規模改修工事に要した費用でございます。

13節委託料は、宮床中学校校舎大規模改修工事施工監理業務の委託料でございます。15節工事請負費は、宮床中学校南校舎大規模改修工事、宮床中学校校庭拡張事業の盛り土工事、県道取り付け道路工事及び施設整備工事でございます。18節備品購入費は、大規模修繕工事を行いました宮床中学校南校舎の生徒用机、椅子、図書室用の書架等の備品購入でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

生涯学習課長櫻井和彦君。

生涯学習課長（櫻井和彦君）

それでは、続きまして、4項社会教育費でございます。よろしくお願いたします。

初めに、1目社会教育総務費についてご説明をさせていただきます。

説明書は引き続き102ページから106ページのほうをご参照願います。

社会教育総務費は、生涯学習推進事業としてのまほろば大学の開講や文化講演会の開催、家庭教育事業、青少年教育事業、成人教育事業として子育て講座やジュニアリーダー育成、協働教育の推進及び「志」育成研修事業として、志まなび塾などを行ったものでございます。

1節報酬につきましては、社会教育委員13名分の報酬でございます。

171ページ、172ページをお願い申し上げます。

8節報償費につきましては、まほろば大学開講式での記念講演と閉講式での文化講演会並びに家庭教育事業、青少年教育事業等における講師謝金でございます。9節旅費につきましては、社会教育委員、家庭教育サポートチーム員の費用弁償でございます。また、特別旅費につきましては、志まなび塾の県外視察研修、大和っ子未来塾、親子ふれあいキャンプ、原阿佐緒賞審査委員等の旅費でございます。11節需用費でございますが、消耗品費につきましては各事業の実施に伴う事務用品、コピー代等でございます。燃料費につきましては公用車2台のガソリン代でございます。食糧費につ

きましては各種事業時のお茶、ケータリング代等でございます。印刷製本費は、まほろば大学開講式、閉講式の式次第、協働教育ニュース、協働教育カレンダーほか、各種事業実績報告書等の印刷代でございます。光熱水費は民俗談話室の電気料、水道料でございます。修繕料につきましては、原阿佐緒記念館外壁修繕及び原阿佐緒記念館宮床宝蔵のトイレ修繕を行ったものでございます。

次に、12節でございます。通信運搬費につきましては、各種事業連絡等の郵送料でございます。広告料につきましては、月刊誌短歌に原阿佐緒賞の作品募集広告を2回掲載したものでございます。手数料につきましては、志まなび塾県外視察研修実施に当たっての旅行企画手数料でございます。火災保険料は町有財産に係るもの、自動車損害保険料は公用車2台に係るもの、保険料は各種事業実施に伴う傷害保険料でございます。

次に、13節委託料につきましては、宮床歴史の村の指定管理委託料ほか社会教育施設管理業務委託料でございます。

次に、14節使用料及び賃借料でございます。土地借り上げ料につきましては民俗談話室敷地借り上げに伴うもの、機械借り上げ料につきましては協働教育に係ります農器具等の借り上げ料、車借り上げ料につきましては志まなび塾県外視察研修、大和っ子未来塾、原阿佐緒賞表彰式などのときに要したバス・タクシー代でございます。

173、174ページのほうをお願い申し上げます。

有料道路通行料につきましては、各種事業の実施時に要した高速道路通行料でございます。フィルム借り上げ料は、志まなび塾でのDVD借り上げ料、駐車場使用料は事業実施時に要した駐車場代でございます。入場料は、志まなび塾視察研修時の施設入場料でございます。備品借り上げ料につきましては、親子ふれあいキャンプ実施時の野外活動用品借り上げによるものでございます。

次に、15節工事請負費につきましては、民俗談話室の屋根修繕工事を行ったものでございます。18節備品購入費につきましては、庁用器具費として民俗談話室のストーブの更新を行ったものでございます。19節負担金補助及び交付金でございます。負担金につきましては、黒川地域行政事務組合、黒川郡社会教育委員連絡協議会、青少年のための宮城県民会議等への負担金でございます。補助金につきましては、健やかな子どもをはぐくむ大和町民会議、町PTA連合会等へのものでございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

公民館長阿部昭子さん。

公民館長 (阿部昭子君)

続きまして、2目公民館費でございます。

成果に関する説明書につきましては106ページ下段から109ページをご参照願います。

主な事業といたしましては、公民館分館長会、青少年教育として成人式、成人教育や女性教育事業としての各種講座、高齢者を対象としたお達者倶楽部、そして町民文化祭や図書室の運営を行っております。

1節につきましては、公民館分館長41名分の報酬と嘱託公民館長の報酬でございます。7節につきましては、図書室のパート職員4名分の賃金でございます。8節につきましては、報奨金につきましてはまほろば大学等の各種教室、各種講座の講師謝礼金等でございます。賞賜金につきましては、成人式の記録写真代等でございます。9節につきましては、分館長の費用弁償でございます。

次に175ページ、176ページをお願いいたします。

11節につきましては、図書購入費や成人式、町民文化祭等の各種事業での消耗品代、公用車キャラバンのガソリン代、町民文化祭、成人式協力者の昼食代、成人式の冊子や町民文化祭のポスター印刷代及び公用車キャラバンの整備代でございます。12節につきましては、各種教室、講座の案内等の郵送料、電話料金、公用車の損害保険料等でございます。13節につきましては、町民文化祭での照明操作委託を要したものでございます。14節につきましては、図書システム借り上げ料、お達者倶楽部の移動研修に伴うバス借り上げ料と有料道路通行料でございます。また、職員研修会時の有料駐車料金でございます。19節につきましては、県公民館連絡協議会、郡公民館連合会等への負担金、そして町の連合青年団、婦人会連絡協議会、文化協会、世代間交流事業等への補助金でございます。27節につきましては、公用車キャラバンの車検に伴う重量税でございます。

以上になります。よろしく申し上げます。

議長 (馬場久雄君)

生涯学習課長櫻井和彦君。

生涯学習課長 (櫻井和彦君)

続きまして、3目文化財保護費でございます。

成果に関する説明書につきましては110ページをお願い申し上げます。

文化財保護費では、郷土史講座や文化財めぐり等を通じました文化財愛護の普及活動、開発に伴います発掘調査、各種資料の調査、整理、周知展示事業を行っておるものでございます。

1節報酬につきましては、文化財保護委員5名の報酬でございます。7節賃金につきましては、発掘調査の作業員と文化財整理のための嘱託職員の賃金でございます。8節報償費につきましては、郷土史講座の講師謝礼でございます。9節旅費につきましては、文化財保護委員の費用弁償でございます。

177、178ページをお願い申し上げます。

11節需用費でございますが、消耗品につきましては事務用品、コピー代、調査用品等でございます。印刷製本費につきましては、写真プリント代でございます。光熱水費につきましては、信楽寺跡地の電気・水道料でございます。修繕料につきましては、信楽寺の案内板等の修繕を行ったものでございます。

次に、12節役務費でございます。通信運搬費につきましては、携帯電話料金、郵送料料でございます。手数料につきましては、信楽寺跡地の水道開栓手数料でございます。14節使用料、賃借料でございます。車借り上げ料及び有料道路通行料ともに文化財めぐり時に要したバス代と高速道路通行料でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、全国民俗芸能保存市町村連盟への負担金及び町内文化財保護団体7団体に対します補助金でございます。よろしくお願い申し上げます。

議 長 (馬場久雄君)

公民館長阿部昭子さん。

公民館長 (阿部昭子君)

続きまして、4目まほろばホールの管理費でございます。

成果に関する説明書につきましては110ページ下段から114ページをご参照願います。

主に、大和町文化振興協会の主催によるまほろば夢ステージやまほろば子ども芸術劇場などの自主事業の実施、まほろばの風景「七ツ森」展やまほろばギャラリーでの企画展示しなど芸術、文化、振興に関する事業を展開いたしたものでございます。

1節につきましては、まほろばホール運営委員会委員の報酬でございます。7節につきましては、まほろばホール窓口業務の事務員2名の賃金でございます。9節につきましては、まほろばホール運営委員の費用弁償でございます。11節につきましては、

事務用品等消耗品、冷暖房用の燃料、電気・水道の光熱水費等がございます。また、修繕料として大ホール客席修繕、機械室防煙・防火ダンパー交換、駐車場舗装修繕等を行っております。12節につきましては、郵送料、電話料金、その他火災保険料でございます

次に、179、180ページをお願いいたします。

13節につきましては、舞台設備操作や総合管理等の業務委託料でございます。14節につきましては、AED借り上げ料や電話システムリース料金等でございます。15節につきましては、大ホールのスピーカー更新や冷温水ポンプの改修、消防設備等の改修等の工事費用でございます。19節につきましては、全国公立施設文化協会等の負担金と大和町文化振興協会運営費としての補助金でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長（小川 晃君）

続きまして、5目教育ふれあいセンター管理費は、吉田、鶴巣、落合の教育ふれあいセンター管理運営に要したものでございます。

主要な施策の成果に関する説明書114ページをご参照願います。

7節賃金は、体育館巡視員の賃金でございます。11節需用費は、消耗品としてグラウンド用の砂等、燃料費、光熱水費及び修繕料でございます。12節役務費は、水質検査手数料、火災保険料及び損害保険料でございます。13節委託料は、業務員の委託、警備委託、施設維持管理における管理委託を行ったものでございます。14節使用料及び賃借料は、AEDの借り上げ料、テレビ聴取料、清掃用具借り上げ料でございます。15節工事請負費は、鶴巣教育ふれあいセンター屋内運動場屋根塗装工事、落合教育ふれあいセンター駐車場舗装工事を実施したものでございます。

181ページ、182ページをお願いします。

18節備品購入費は、剪定用のトリマー等を購入したものでございます。19節負担金補助及び交付金は、黒川地区防火管理協議会への負担金でございます。

次に、6目森の学び舎活動費は、森の学び舎の管理運営に要したものでございます。

11節需用費は、消耗品費、ガス等の燃料費、電気・水道の光熱水費、修繕料でございます。12節役務費は、通信運搬費としての電話料、くみ取り手数料、火災保険料で

ございます。13節委託料は、施設の清掃等の管理委託に要した費用でございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

生涯学習課長櫻井和彦君。

生涯学習課長 （櫻井和彦君）

引き続きまして、5項保健体育費1目保健体育総務費でございます。

成果に関する説明書につきましては114ページから117ページをご参照願います。

保健体育総務費は、スポーツ推進のための審議会、スポーツ推進委員やスポーツ賞
顕彰奨励金、スポーツ施設の管理及び教室・大会等の実施に要したものでございます。

1節報償費につきましては、スポーツ推進審議会委員5名及びスポーツ推進委員15
名分の報酬でございます。8節報償費につきましては、スポーツ功績賞1名、スポー
ツ奨励賞8名を顕彰したもの及びスポーツ奨励金を55人へ交付したものでございます。

9節旅費につきましては、スポーツ推進審議会委員、スポーツ推進委員への費用弁償、
特別旅費につきましては、スポーツ推進委員東北大会が岩手県で行われた際の随行職
員の旅費でございます。11節需用費でございます。消耗品につきましては、事務用品、
コピー代等でございます。燃料費は、公用車ガソリン代でございます。食糧費は、宮
城ヘルシー大会参加時の昼食代等でございます。

183、184ページをお願い申し上げます。

修繕料につきましては、公用車の修繕料でございます。12節役務費でございます。
通信運搬費につきましては、大会連絡に要した郵便代でございます。火災保険料は各
体育施設に係るもの、自動車損害保険料は公用車に係るもの、保険料はスポーツ推進
委員の傷害保険料でございます。13節委託料につきましては、体育施設指定管理者委
託料及びスポーツフェアの委託料でございます。14節使用料、賃借料でございます。
車借り上げ料につきましては、宮城ヘルシー大会参加のための車借り上げ料ござい
ます。有料道路通行料につきましては、スポーツ推進委員東北大会時の高速道路通行
料でございます。15節工事請負費につきましては、総合体育館照明制御設備更新工事
及びダイナヒルズ運動公園の多目的広場フェンス改修工事を行ったものでござい
ます。19節負担金補助及び交付金でございます。負担金につきましては、県スポーツ推進協
議会及び全日本自転車競技選手権大会開催地負担金でございます。補助金についまし
ては、町体育協会とスポーツ少年団への補助金でございます。

続きまして、2目広場管理費でございます。

成果に関する説明書につきましては117ページをご参照願います。

広場管理費につきましては、宮床、玉ヶ池、鶴巢山田、北目、三ヶ内の5カ所のレクリエーション広場の管理に要したものでございます。

7節賃金につきましては、宮床レクリエーション広場の支障木伐採等に要した作業賃金でございます。11節需用費でございます。消耗品につきましては、除草剤、洗い砂等の購入に要したものでございます。光熱水費は各広場の電気料、水道代です。修繕料は各広場の小破修繕に要したものでございます。12節役務費につきましては、水道開栓手数料でございます。13節委託料につきましては、各広場の維持管理を各地区に委託をしているものでございます。15節工事請負費につきましては、玉ヶ池レクリエーション広場のトイレ等撤去工事を行ったものでございます。

次に、3目自転車競技場管理費でございます。

自転車競技場は、県スポーツ振興財団より管理運営の委託を受けまして、施設の維持管理を行っておるものでございます。

185、186ページをお願い申し上げます。

13節委託料でございます。管理運営業務を再委託をしている費用でございます。

以上でございます。よろしくようお願い申し上げます。

議 長 (馬場久雄君)

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長 (小川 晃君)

次に、4目学校給食センター費は、学校給食センターの管理運営及び学校給食の提供に要した費用でございます。

主要な施策に関する説明書118ページをご参照願います。

1節報酬は、学校給食運営審議会委員の報酬でございます。7節賃金は、業務員の賃金、除草作業員賃金でございます。9節旅費は、学校給食運営審議会委員の費用弁償でございます。11節需用費は、学校給食センターの施設の運営に要した消耗品費、燃料費、食糧費、光熱水費、施設設備の修繕料、給食の賄い材料費でございます。12節給食費は、通信運搬費としての電話料、切手代、手数料として給食センター及び職員の検便検査、給食費振替等の手数料、厨房機器保守点検手数料、火災保険料、公用車損害保険料でございます。13節委託料は、学校給食調理業務委託料及び給食センタ

一の施設備品管理委託料でございます。

187ページ、188ページをお願いいたします。

14節使用料及び賃借料は、高圧食器洗浄機、牛乳保冷库等の借り上げ料、テレビ聴取料、清掃用具借り上げ料でございます。18節備品購入費は、保温食乾、配膳台等を購入したものでございます。19節負担金補助及び交付金は、学校栄養士会及び学校給食共同調理場連絡協議会等の負担金でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長（文屋隆義君）

続きまして、10款災害復旧費1項1目農業用施設災害復旧費についてご説明いたします。

この復旧費につきましては、平成29年10月22日から23日にかけて発生した暴風雨及び豪雨により被災した農業用施設の復旧に係るもの。平成28年度繰越明許費は、平成28年8月16日から9月8日にかけて発生した暴風雨及び豪雨により被災した農業用施設の復旧に係るものであります。

成果に関する説明書は119ページになります。

15節工事請負費は、蒜袋地区農道災害復旧工事及び農道山野称線の災害復旧工事に要したものです。平成28年度繰越明許費は、農道高山線災害復旧工事完成払いに要した経費であります。19節負担金補助及び交付金は、嘉太神ダムため池県営災害復旧事業の負担金及び農業用施設等賞災害復旧事業33カ所の補助金であります。

以上、よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長（蜂谷俊一君）

同じく、2項公共土木施設災害復旧費1目道路橋りょう災害復旧費でございます。

説明書につきましては119ページ中段からとなります。

平成29年10月22日から23日にかけての台風21号による道路、橋梁災害復旧費であり

ます。

13節委託料につきましては、災害復旧事業負担法に基づく申請等を行うための測量及び設計に要した費用。15節工事請負費につきましては、町道であります馬場後石高線及び台ヶ森線の道路災害復旧工事に要した費用であります。

189、190ページをお願いします。

2項2目河川災害復旧費でございます。

道路災害と同じ台風21号による河川災害復旧費に要した費用でございます。

13節委託料につきましては、道路復旧費と同じく、負担法に基づく申請等を行うための測量及び設計に要した費用でございます。15節工事請負費につきましては、準用河川山田川の河川災害復旧工事に要した費用であります。

続きまして、3項台風18号豪雨災害復旧費1目公共土木施設災害復旧費であります。

平成27年9月9日から11日にかけての豪雨により被災した河川の災害復旧に要した費用であります。

15節工事請負費につきましては、成果の説明書120ページ上段に記載しております。

繰り越し事業で、河川単独準用河川山田川、補助災害であります準用河川窪川ほか1河川の災害復旧工事に要した費用であります。

以上であります。よろしくをお願いします。

議長（馬場久雄君）

産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長（文屋隆義君）

続きまして、2目農林施設災害復旧費につきましては、台風18号豪雨により被災した農業用施設の災害復旧に係るものであります。

15節工事請負費は、宮床山田地区の水路災害復旧工事に要したものの、19節負担金補助及び交付金は、嘉太神ダムため池と大平排水機場の県営災害復旧事業に係る負担金であります。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長（馬場久雄君）

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長（小川 晃君）

続きまして、4項文教施設災害復旧費1目公立学校施設災害復旧費は、昨年10月23日に発生しました台風21号豪雨災害により被災しました学校教育施設について復旧を図るため行ったものでございます。

13節委託料は、落合小学校災害復旧測量設計業務に要した費用でございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

財政課長千坂俊範君。

財政課長（千坂俊範君）

続きまして、11款公債費についてご説明をいたします。

成果に関する説明書につきましては121ページをお願いします。

1項1目元金につきましては、借入先10機関への償還。

191ページをお願いいたします。

2目の利子につきましては、借入先8機関への支払いに要した経費でございます。

なお、29年度末の借入残高につきましては、成果に関する説明書の右側、実績等欄の中段に記載してございますが、55億550万9,000円となっております。

次に、12款予備費でございます。

備考欄に記載しております科目に対しまして、充当の上対応いたしてございます。

193ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額115億400万5,000円、歳出総額102億8,324万6,000円、歳入歳出差引額12億2,075万9,000円でございます。

翌年度へ繰り越すべき財源につきましては、繰り越し事業に要します一般財源等でありまして、繰越明許費繰越額の1億614万円を差し引きまして、実質収支額は11億1,461万9,000円となるものでございます。このうち、地方自治法の規定に基づきまして2分の1以上の額といたしまして、6億円を財政調整基金へ繰り入れるものでございます。

実質収支額から基金繰入金を差し引きました5億1,461万9,000円が純繰越金となるものでございます。

一般会計につきましては以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長 （村田良昭君）

それでは、特別会計に入らせていただきたいと思います。

議案書の31ページをお願いいたします。

認定第2号でございます。

平成29年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第2項の規定により、平成29年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

決算書につきましては194ページからとなります。

決算書の202ページをお開き願いたいと思います。

歳入。

1 款国民健康保険税でございます。

1 目から2目でございますが、全体での調定額は6億4,268万5,612円でございます。

歳入額は5億498万3,541円でございます。徴収率は78.57%となっております。

29年度の現年分の徴収率につきましては、1目、2目全体で90.95、滞納繰り越し分につきましては28.81%でございます。

続きまして、済みません、204ページをお願いいたします。

2 款1 項1 目の督促手数料につきましては、調定どおりの収入済となっております。

3 款1 項国庫負担金につきましては、医療費の国からの定率負担であり、調定どおり収入額となっております。

206ページをお願いいたします。

2 項国庫補助金につきましては、普通、特別財政調整交付金、国保制度関係業務準備費補助金であり、実績に基づき調定どおり収入額でございます。

4 款医療給付費交付金につきましては、退職者医療に係る交付金であり、社会保険診療報酬支払基金、これからちょっと支払基金として説明させていただきます。からの交付金でございます。

208ページをお願いいたします。

5 款前期高齢者交付金につきましては、65歳から64歳までの前期高齢者の分の交付金であり、支払基金からの交付金でございます。

6 款県支出金につきましては、県負担金、県補助金ともにそれぞれ国庫支出金同様の内容、項目となっており、調定どおりの収入額でございます。

210ページをお願いいたします。

7 款共同事業交付金につきましては、医療費の高額支出を抑制するため国保連合会からの交付金であり、調定どおりの収入額となっております。

8 款財産収入につきましては、国保財政調整基金の利子でございます。

212ページ、9 款繰入金から、216ページの11款諸収入につきましては、繰入金、繰越金、預金利子、被保険者返納金でございます。

218ページをお願いします。

歳出でございます。

成果に関する説明書につきましては122ページから124ページになりますので、ご参照をお願いいたします。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費でございます。

人件費を除き、説明をさせていただきたいと思います。

7 節につきましては、事務補助員の賃金でございます。9 節につきましては、職員旅費でございます。11節につきましては、コピー代、保険証等の印刷代のほか、消耗品代でございます。12節につきましては、郵送料、通信運搬費でございます。13節につきましては、レセプト点検の委託料でございます。

2 項徴収税费 1 目賦課徴収費は、国保税の徴収事務に要した費用でございます。

9 節につきましては、職員旅費でございます。11節につきましては、課税通知封筒の印刷等でございます。12節につきましては、郵送料金、口座振替手数料でございます。

3 項 1 目は国保運営協議会に要した経費で、3 回実施しております。

1 節につきましては、国保運営協議会委員 9 名の報酬でございます。9 節につきましては、費用弁償でございます。11節につきましては、消耗品、会議時のお茶代等でございます。

4 項趣旨普及費は、国保制度等の啓発用パンフレット等の経費、ジェネリック通知経費でございます。

222ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目から 4 目の療養諸費は、本町の医療費といたしまして公費分 7 割を国

保連合会へ支払した負担金でございます。

5目審査手数料は、レセプトの審査手数料で、国保連合会への支払いでございます。

2項1目から4目の高額療養費につきましても、高額医療部分について公費負担分として国保連合会に支出した負担金でございます。

3項葬祭費につきましては、国保世帯で亡くなられた方3人分の葬祭費支給でございます。

4項出産育児一時金は、国保世帯25件分と差額支給1件分に対する負担金でございます。

3款後期高齢者支援金等から、228ページ、6款共同事業拠出金までは、それぞれ医療費への支援金、負担金であり、支払基金及び国保連合会の負担金でございます。

230ページをお願いいたします。

7款保険事業1項1目特定健診健康等事業費につきましては、特定健診に要した委託経費でございます。受診者は2,001名で、受診率は54.3%でございます。11節につきましては、特定健診並び結果説明会用の消耗品でございます。12節につきましては、郵送料でございます。13節につきましては、特定健診委託料でございます。

2項1目保健衛生普及費につきましては、各種健康教室及び各種集団検診等に要した経費でございます。7節につきましては、健診結果説明会等の看護師、保健師の賃金でございます。8節につきましては、健康づくり達人セミナーなどの講師謝礼等でございます。11節につきましては、事務用品等でございます。28節につきましては、各種健診助成に対する繰出金でございます。

232ページをお願いします。

基金積立金は、基金利子相当分でございます。

9款諸支出金は、国保税の還付精算及び還付加算金、平成28年度医療費の実績確定に伴う国庫負担金、財政調整交付金の返還金でございます。

234ページをお願いします。

10款予備費につきましては、9款1項1目還付金に利用しております。

236ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

収入総額につきましては25億5,513万3,000円でございます。

支出総額24億4,410万1,000円でございます。

歳入歳出差引額は、実質収支と同額の1億1,103万2,000円でございます。

基金繰入額は5,600万円でございます。

なお、決算年度末の国保会計財政調整基金の残金につきましては2億214万1,000円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

保健福祉課長櫻井修一君。

保健福祉課長（櫻井修一君）

それでは、議案書32ページをお願いいたします。

認定第3号 平成29年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定によりまして、平成29年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

決算書でございます。241ページからお願いいたします。あわせまして、主要な施策の成果に関する説明書125ページからご参照願います。

決算書241、242ページでございます。

歳入でございます。

1 款保険料1 項1 目第1 号被保険者保険料でございます。収入済額4 億859万4, 337 円となりまして、調定対比96. 7%となっております。収入未済額につきましては、滞納繰り越し分も含めまして1, 167万4, 658円となっております。

次に、2 款使用料及び手数料1 項1 目につきましては、催促手数料でございます。

3 款国庫支出金1 項1 目介護保険給付費でございますが、介護給付費の法定負担分の国庫負担金でございます。

243、244ページをお願いいたします。

2 項1 目調整交付金につきましては、介護給付費の法定負担分の交付金でございます。2 目地域支援事業につきましては、介護予防事業に係る交付金でございます。3 目介護保険事業費補助金につきましては、介護保険システム改修費に要しました補助金でございます。

4 款支払基金交付金1 項1 目介護給付費負担金、2 目地域支援事業支援交付金につきましては、介護給付費及び地域支援事業費の法定負担分の社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

245、246ページをお願いいたします。

5 款県支出金 1 項 1 目介護給付費負担金につきましては、介護給付費の法定負担分の県負担金でございます。

3 項 1 目地域支援事業交付金につきましては、介護予防事業及び包括支援事業総合相談事業等に係ります県からの補助金でございます。

6 款財産収入 1 項 1 目利子及び配当金につきましては、財政調整基金からの利子でございます。

247、248ページをお願いいたします。

7 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金 1 節介護給付費繰入金につきましては、介護給付費の12.5%相当分の法定繰入金でございます。2 節職員給与費等繰入金につきましては職員給与費等の繰入金、3 節事務費繰入金につきましては事務費繰入金、4 節地域支援事業費繰入金につきましては地域支援事業費の介護予防事業に係る繰入金、5 目低所得者保険料軽減繰入金につきましては、低所得者の保険料軽減に係ります繰入金でございます。

2 項 1 目財政調整基金繰入金につきましては、財政調整に要したものでございます。

249、250ページをお願いいたします。

8 款繰越金 1 項 1 目繰越金につきましては、前年度からの繰越金でございます。

9 款諸収入でございますが、1 項 1 目につきましては第 1 号被保険者の延滞金、2 項 1 目町預金利子につきましては特別会計への預金利子でございます。

251、252ページをお願いいたします。

3 項 2 目返納金でございますが、高額介護サービスに係る返納金でございます。3 項 4 目雑入につきましては、介護予防プラン作成に係ります収入、グループホームすずらんの土地貸付料、任意事業の配食サービス等の利用者負担分でございます。

次に、253、254ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費につきましては、介護保険事業運営に要しました人件費、事務費、維持運営費等でございます。7 節賃金につきましては、申請受け付け等に係ります事務補助員の賃金でございます。11 節需用費につきましては、事務用品やコピー代等の消耗品、保険証等の印刷製本に要した費用でございます。12 節役務費につきましては、国保連合会への介護給付費通知作成処理手数料、グループホームすずらんの火災保険料のほか、郵送料の通信運搬に要した費用でございます。13 節委託料につきましては、介護保険事務処理システム保守料及び制度改正に伴うシステム改

修業務に要した費用でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、グループホームすずらんに係ります土地切り上げ料に要した費用でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、認知症の人と家族の会県支部への負担金及び回線高速化セキュリティソフト更新費の負担金でございます。

255、256ページをお願いいたします。

25節積立金につきましては、介護保険財政調整基金への積み立てを行ったものでございます。

2項1目賦課徴収費でございますが、11節需用費につきましては保険料納入通知書等の印刷製本費、12節役務費につきましては通知書の郵送料及び口座振替等に要した手数料でございます。

3項1目認定調査等費の8節報償費及び9節旅費につきましては、介護認定調査に係ります調査員への報償費、費用弁償でございます。11節需用費につきましては、事務用品等の購入に係ります消耗品、公用車の車検整備代、燃料費、認定調査用紙等の印刷製本に要した費用でございます。12節役務費につきましては、郵送料に係ります通信運搬費のほか、主治医の意見書作成に係ります手数料、公用車の保険料等に要した費用でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、認定調査に係ります駐車場使用料でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、介護認定審査会の運営経費といたしまして、黒川地域行政事務組合の負担金でございます。27節公課費につきましては、公用車車検に伴う重量税でございます。

257、258ページをお願いいたします。

4項1目計画策定委員会費の1節報酬及び9節旅費並びに11節需用費につきましては、介護保険運営委員会委員15人への報酬、費用弁償及び運営委員会のお茶代、高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画のダイジェスト版の印刷に要した費用でございます。13節委託料につきましては、大和町高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画策定業務に係ります委託料でございます。

2款保険給付費につきましては、介護サービスの実績に基づく給付費負担金でございます。

1項1目居宅介護サービス給付費等費につきましては、訪問介護、通所介護、短期入所サービス等の居宅介護費、さらには住宅改修、福祉用具費に係ります給付費負担金でございます。

2目施設介護サービス給付費等につきましては、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等への給付費の負担金でございます。

259、260ページをお願いいたします。

3目居宅介護サービス計画費等につきましては、ケアプラン作成等に伴います給付費負担金でございます。

4目地域密着型介護サービス給付費等費につきましては、グループホーム及び通所サービスに係ります給付費負担金でございます。

2項1目高額介護サービス等費12節役務費につきましては、郵便料のほか、高額介護サービス費支給処理手数料といたしまして、国保連合会へ支払いました費用でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、高額介護サービス費の給付費負担金でございます。

2目高額医療合算介護サービスにつきましては、高額医療費、介護サービス費の個人負担が一定の割合を超えた方に給付費の負担を行ったものでございます。

261ページ、262ページをお願いいたします。

3項1目介護予防サービス給付費及び2目介護予防サービス計画給付費の19節負担金補助及び交付金につきましては、要介護認定、要支援1、2の方への介護予防サービスに係る給付費負担金でございます。

4項1目特定入所者介護サービスにつきましては、特定入所者介護等の給付費で、入所者の居住費、食費に係ります給付費の負担金でございます。

5項1目審査支払手数料の12節役務費につきましては、介護給付費の審査手数料でございます。

263、264ページをお願いいたします。

3款1項1目第1号被保険者還付加算金の23節償還金利子及び割引料につきましては、第1号被保険者への還付金、2目償還金の23節につきましては、平成28年度介護保険負担金の交付額確定に伴う国、県への償還金並びに平成28年度地域支援事業支援交付金の交付額確定に伴います社会保険診療報酬支払基金への償還金でございます。

4款地域支援事業費につきましては、要支援または要介護状態にならないための介護予防生活支援サービス事業に要しました費用でございます。

1項1目介護予防・生活支援サービス事業の13節委託料につきましては、からだ元気教室に係ります業務委託料、19節負担金補助及び交付金につきましては、介護予防訪問、通所介護サービスに係ります給付費でございます。

2目介護予防ケアマネジメント事業費の12節役務費につきましては、切手等の通信運搬費、13節委託料及び19節負担金補助及び交付金につきましては、介護予防支援に係ります介護予防ケアマネジメント業務の委託料及び給付費の負担金でございます。

265、266ページをお願いいたします。

2項1目一般介護予防事業費につきましては、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業に要しました費用でございます。7節賃金につきましては、健康貯筋友の会事業に伴います看護師の賃金でございます。8節報償費につきましては、各行政区の生き生きサロンへの介護予防出前講座の講師謝礼、健康貯筋友の会運動指導士への謝金でございます。11節需用費につきましては、事業に要しました消耗品でございます。

3項1目総合相談支援事業につきましては、高齢者が住みなれた地域で安心して生活が送れるよう訪問相談、実態把握等に要しました費用でございます。11節需用費につきましては、事務用消耗品購入に要した費用でございます。

2目権利擁護事業費8節報償費につきましては、高齢者虐待防止及び成年後見人申し立て等に対するための弁護士への謝礼等でございます。13節委託料につきましては、高齢者虐待対応連絡協議会の業務委託でございます。

267、268ページをお願いいたします。

3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の8節報償費につきましては、ケアマネ、ケアスタッフ研修会開催の際の講師謝礼でございます。11節需用費につきましては、コピー料金及び公用車の燃料代でございます。12節役務費につきましては、包括支援センターの電話料金、公用車の損害保険料及び居宅介護事業者の賠償保険に要した費用でございます。13節委託料につきましては、地域包括支援センターシステム保守及びシステム改修に要した委託料でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、地域包括支援センターシステムハードウェアの賃借料でございます。

269、270ページをお願いいたします。

4目生活支援体制整備事業費の11節需用費につきましては、事務用消耗品に要した費用でございます。13節委託料につきましては、社会福祉協議会への生活支援コーディネーター業務の委託料でございます。

4項1目任意事業につきましては、配食サービス事業、あんしんコールセンターサービス事業等に要した費用でございます。8節報償費につきましては、あんしんコールセンター協力員、お元気訪問員への謝礼、11節需用費につきましては、認知症サポーター養成講座資料及び会議時のお茶代、12節役務費につきましては、ひとり暮らし老人等へのコール機器の取り付け、取り外し手数料及びボランティア保険に要した費用でございます。13節委託料につきましては、配食サービス事業及びあんしんコールセンターサービス事業機器保守点検に係ります業務委託料でございます。14節使用料

及び賃借料につきましては、あんしんコール機器借り上げ料でございます。

5項その他の諸費1目審査手数料の12節役務費につきましては、審査手数料、支払審査手数料として国保連合会への手数料でございます。

5款1項1目予備費につきましては、備考欄記載の款項目への充用したものでございます。

273ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額20億6,106万5,000円、歳出総額20億282万9,000円、歳入歳出差引額5,823万6,000円、実質収支額5,823万6,000円でございます。

実質収支のうち地方自治法第233条の2の規定によりまして、基金繰入金を3,000万といたしたところでございます。

なお、決算年度末におけます介護保険事業勘定特別会計の財政調整基金の残高は5,273万3,000円となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 (馬場久雄君)

ここで暫時休憩します。

休憩の時間は15分間といたします。再開は3時35分からといたします。

午後3時18分 休憩

午後3時34分 再開

議長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

財政課長千坂俊範君。

財政課長 (千坂俊範君)

それでは、議案書の33ページをお願いいたします。

認定第4号 平成29年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法の規定によりまして、平成29年度宮床財産区特別会計歳入歳出決算につ

きまして、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

決算書につきましては278ページ、成果に関する説明書につきましては133ページを参照願います。

初めに、歳入でございます。

1款1項1目財産貸付収入の土地貸付収入につきましては、宮床生産森林組合、難波山菜生産研究所、東北電力からの貸付収入でございます。

同じく2目利子及び配当金につきましては、財産造成基金の利子でございます。

2項財産売払収入1目不動産売払収入につきましては、東北電力へ鉄塔敷地として売り払いました土地代金及び立木補償料でございます。

2款繰入金は、財源調整のため財産造成基金からの繰り入れでございます。

3款繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

280ページをお願いいたします。

4款諸収入1項1目森林総合研究所支出金につきましては、高山地内の間伐選木等の造林育成に対し交付されたものでございます。

2項1目預金利子は、歳計現金利子でございます。

3項1目雑入には、共同使用している作業道の補修工事に対します電源開発株式会社の負担金及び鉄塔建設に係る地役権設定補償料でございます。

282ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。

1款1項1目管理会費につきましては、管理委員7名に要する費用でございます。

1節報償費につきましては、管理委員報酬でございます。9節旅費は、管理会協議会の費用弁償、視察の随行旅費でございます。会議の回数増にあわせまして予備費を充用させていただいております。10節交際費につきましては、会長交際費であります。

2款1項1目一般管理費の7節賃金は、用務員に要した費用でございます。当初13節の用務員業務委託として施行してございましたが、委託先の定款上困難が生じたため、賃金に流用し対応をいたしてございます。11節需用費につきましては、予算、決算書の印刷代、電気料でございます。12節役務費は、支出がございませんでした。13節委託料は、用務員業務に係る委託料でございます。

2目財産管理費7節賃金につきましては、支出がありませんでしたが、賃金で予定しました作業道刈り払い作業を業務委託で実施するため、13節へ流用をいたしたところでございます。

284ページをお願いいたします。

15節工事請負費につきましては、高山の直営地内作業道補修工事に要した経費でございます。13節からの流用をいたして対応いたしております。19節負担金補助及び交付金につきましては、町林業振興協議会、県水源地造林協議会への負担金でございます。

3目森林総合研究所分収造林管理費につきましては、13節委託料は高山分収造林地の間伐選木を行ったものでございます。間伐と搬出の業務につきましては繰り越しといたしております。

4目諸費の19節負担金補助及び交付金につきましては、3財産区で組織いたします連絡協議会への負担金でございます。28節繰出金につきましては、一般会計への繰出金で、主要な施策の成果に関する説明書133ページに団体、金額等記載してございます。

3款予備費につきましては、備考欄記載の科目へ充用いたしております。

286ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1,353万5,000円、歳出総額1,322万7,000円、繰越明許費の財源内訳でございますが、歳出におきまして繰り越しはいたしてございますが、全額が森林総合研究所支出金となりますことから翌年度へ繰り越すべき財源がなく、歳入歳出差引額、実質収支額とも30万8,000円となっております。

宮床財産区会計につきましては以上でございます。

議案書にお戻りをいただきます。34ページをお願いいたします。

認定5号 平成29年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

地方自治法の規定によりまして、平成29年度大和町吉田財産区歳入歳出決算につきまして、監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

決算書につきましては291ページ、成果に関する説明書につきましては133ページを参照願います。決算書291ページ。

初めに、歳入でございます。

1款1項1目総務費県補助金につきましては、檀ノ下地区にあります直営造林地保育事業、間伐に対する補助でございます。

2款1項1目財産貸付収入は、吉田愛林公益会及び東北電力からの貸付収入でございます。

2目利子及び配当金は、財産造成基金の利子でございます。

2 項財産売却収入は、土地売却収入、立木売却収入ともございませんでした。

3 款繰入金につきましては、財源調整のため財産造成基金から繰り入れを行ったものでございます。

293ページをお願いいたします。

4 款繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

5 款諸収入 1 項 1 目森林総合研究所支出金につきましては、檀ノ下地区の除伐、生物害防除に対し交付されたものでございます。

2 項預金利子につきましては、歳計現金利子でございます。

3 項雑入につきましては、収入がございませんでした。

295ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款管理会費につきましては、管理委員 7 名に要する費用でございます。1 節報酬は、管理委員報酬、7 節旅費につきましては、管理会協議会の費用弁償でございます。10 節交際費は、会長の交際費でございます。

2 款 1 項 1 目一般管理費につきましては、11 節需用費は、予算、決算書の印刷代でございます。12 節役務費は、支出がございませんでした。

2 目財産管理費 7 節賃金につきましては、支出がございませんでした。13 節委託料は、檀ノ下地内で行いました間伐に要した費用でございます。19 節負担金につきましては、町の林業地域振興協議会、県の水源林造成協議会への負担金でございます。

3 目森林総合研究所分収造林管理費につきましては、13 節委託料は間伐及び生物害防除を実施したものでございます。

297ページをお願いいたします。

4 目諸費につきましては、19 節負担金補助及び交付金につきましては、財産区連絡協議会への負担金、28 節繰出金は、成果に関する説明書 134 ページにも記載がございますが、一般会計へ繰り出しを行い、地域団体へ助成を行ったものでございます。

299ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 629 万 2,000 円、歳出総額 581 万 9,000 円、翌年度へ繰り越すべき財源がございませんで、歳入歳出差引額、実質収支額とも 47 万 3,000 円でございます。

吉田財産区特別会計は以上でございます。

議案書にお戻りをいただきたいと思っております。35 ページをお願いいたします。

認定第 6 号 平成 29 年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてで

ございます。

地方自治法の規定によりまして、平成29年度落合財産区特別会計歳入歳出決算につきまして、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

決算書につきましては304ページ、成果に関する説明書は135ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款1項1目財産貸付収入につきましては、相川、報恩寺、松坂3地区の貸し付けをいたしております貸付収入、NTTの設備用地貸し付けの収入となっております。

同じく2目利子及び配当金は、財産造成基金の利子でございます。

2款繰入金につきましては、財源調整のため財産造成基金からの繰り入れでございます。

3款繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

306ページをお願いいたします。

4款1項1目預金利子につきましては、歳計現金利子でございます。

2項1目雑入につきましては、収入がございませんでした。

308ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款管理会費につきましては、管理委員7名に要した費用でございます。1節報酬は、管理委員報酬、9節旅費につきましては、管理会協議会の費用弁償、職員の随行旅費となっております。10節交際費につきましては、会長交際費でございます。

2款1項1目一般管理費につきましては、11節需用費は、予算、決算書の印刷代、12節役務費は、支出がございませんでした。

同じく2目財産管理費19節負担金補助及び交付金につきましては、支出がございませんでした。

3目諸費の19節負担金補助及び交付金は、財産区連絡協議会への負担でございます。28節繰出金につきましては、一般会計を通じまして、説明書135ページに記載してあります地区内団体等へ助成に要した費用となっております。

310ページをお願いいたします。

ここは合計だけですので、もう1ページ、312ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額495万3,000円、歳出総額473万2,000円、翌年度へ繰り越すべき財源がござ

いませんので、歳入歳出差引額、実質収支額ともに22万1,000円でございます。

落合財産区特別会計は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長（小川 晃君）

それでは、議案書36ページをお願いいたします。

認定第7号 平成29年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いをするものでございます。

決算書につきましては317ページ、318ページをお願いいたします。成果に関する説明書につきましては136ページとなります。あわせてご参照願います。

歳入でございます。

1款1項1目利子及び配当金1節利子及び配当金は、基金の利子でございます。

2款1項1目教育費寄附金1節教育費寄附金につきましては、収入がございませんでした。

3款1項1目奨学事業基金繰入金1節奨学事業基金繰入金につきましても、繰り入れがございませんでした。

2項1目一般会計繰入金1節一般会計繰入金につきましては、繰り入れがございませんでした。

319ページ、320ページをお願いいたします。

4款1項1目繰越金1節繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

5款1項1目町預金利子1節預金利子につきましては、歳計現金の利子となっております。

2項1目奨学費貸付金元利収入1節奨学費貸付金元利収入につきましては、貸し付けを行いました奨学金の償還金で、65名からの償還をいただいたものとなっております。なお、収入未済額は34万9,000円となっており、未納者は5名でございます。未納者とは定期的に連絡を取り、督促を行っており、引き続き未納額の減少に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、321ページ、322ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目事業費につきましては、21節貸付金は、大学生15名に対しての奨学金の貸し付けを行ったものでございます。なお、大学生への貸付金は月額3万円となっております。

次に、2目事務費でございます。1節報酬及び9節旅費につきましては、奨学事業審議会2回の開催における委員の報酬、費用弁償となっております。11節需用費は、予算書、決算書印刷代でございます。12節役務費は、郵便料金でございます。25節積立金につきましては、奨学事業基金へ積み立てを行ったものでございます。

次に、323ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額661万1,000円、歳出総額631万9,000円、差引額が29万2,000円となり、5の実質収支額につきましても同じく29万2,000円となったものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長（村田良昭君）

続きまして、議案書37ページ、認定第8号 平成29年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

決算書については324ページ、成果に関する説明書につきましては137ページをお願いいたします。

ここで、大変済みません、訂正をお願いしたいんですけれども、成果に関する説明書の宮城県の後期高齢者広域会からの受託による健診、健康診査の実施で、受診者数が743名と書いてあるんですけれども、正しくは781名でございます。済みません。訂正しておわび申し上げます。

決算書の328ページをお願いいたします。

1款につきましては、後期高齢者医療保険料でございます。特別徴収、普通徴収合

わせまして徴収率につきましては98.3%でございました。

2款につきましては、使用料及び手数料は、督促手数料収入でございます。

決算書の330ページをお願いします。

3款繰入金につきましては、一般会計繰入金になりまして、事務費、人件費のほか、保険料の軽減分に係る繰り入れでございます。

4款繰越金につきましては、前年度からの繰越金でございます。

5款諸収入2項償還金及び還付加算金1目の保険料還付金は、県後期高齢者医療広域連合会からの28年度の保険料の還付及び加算金であります。

332ページをお願いいたします。

3項につきましては、預金利子でございます。

4項受託事業収入は、県後期高齢者医療広域連合会からの健康診断受診料であります。781名が受診しております。

334ページをお願いします。

歳出でございます。

1款1項総務管理費は、後期高齢者会計の運営事務に要した費用でございます。人件費を除き、説明をさせていただきます。11節につきましては、特別会計の予算決算書、パンフレットの印刷代、コピー代でございます。12節については、郵送料でございます。13節につきましては、後期高齢者健康診査委託料でございます。

2項徴収費は、保険料の徴収事務に要した経費でございます。11節につきましては、保険料通知封筒代などの印刷料でございます。12節につきましては、郵送料と口座振替手数料でございます。

336ページをお願いいたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、県後期高齢者医療広域連合への保険料の納付と保険基盤安定負担金の納付金でございます。

3款支出金1項償還金及び還付加算金1目の保険料還付金は、年度途中で保険料の確定、変更のあったものの還付金でございます。2目につきましては、還付加算金でございます。

4款予備費につきましては、3款1項1目の還付金に流用しております。

338ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額2億1,221万5,000円、歳出総額2億635万5,000円でございます。歳入歳出差引額が、実質収支額と同様586万円でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

上下水道課長熊谷 実君。

上下水道課長（熊谷 実君）

下水道事業から水道事業会計までおつき合いをいただきたいと思います。

それでは、議案書38ページ、認定第9号 平成29年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

地方自治法の規定によりまして、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

決算書339ページ以降で説明させていただきます。なお、本事業の実施概要は、主要な施策の成果に関する説明書138ページ以降になりますので、あわせてご参照をお願い申し上げます。

それでは、決算書343ページ、歳入歳出決算事項別明細書になります。

初めに、歳入でございます。

1 款分担金及び負担金 1 項 1 目下水道事業負担金 1 節公共下水道費受益者負担金現年度分につきましては、収入済額75万3,250円で収納は調定額どおりとなっております。2 節滞納繰り越し分につきましては、収入済額が6万6,660円となっております。

2 款使用料及び手数料 1 項 1 目下水道使用料 1 節現年度分につきましては、収入済額4億1,522万9,231円で、収納率97.8%でありました。2 節滞納繰り越し分でございますが、調定額758万7,021円でございますが、収入済額330万3,655円で、収納率は43.5%となっております。このうち、使用料の賦課漏れ分の決算状況でございます。調定額530万8,721円に対しまして、今年度までの収納額合計が425万4,228円ございまして、平成29年度分として43万395円収納となっております。合計での前年度収納率72.0%に対しまして8.1%増の80.1%となっております。

続きまして、2 目土木使用料 1 節公共使用料につきましては、道下都市下水路占用料でございます。

2 項手数料 1 目下水道手数料は、排水設備責任技術者登録手数料等で、調定額どおりの収入となっております。

345ページをお願いいたします。

3 款国庫支出金 1 項 1 目下水道費国庫補助金でございますが、下水道整備事業は事

業費の2分の1の補助金がそれぞれ収入済となっております。内訳といたしましては、工事分に1,689万1,000円、業務委託分で1,083万2,000円でございます。合計して2,772万3,000円となっておりますのでございます。

4款繰入金、5款繰越金、6款諸収入及び347ページになりますが雑入、7款町債の公共下水道債、資本費平準化債、流域下水道債につきましては、調定どおりの収入となっているものでございます。

次に、349ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款土木費1項1目一般管理費につきましては、下水道の管理経費のほか、使用料金等の賦課徴収、水質規制、下水道施設の維持管理に要したものでございます。人件費を除き、説明させていただきます。主なものといたしまして、7節賃金でございます。都市下水路の清掃用賃金として予算化しておるものでございまして、29年度支障木の伐採を行っております。9節旅費につきましては、下水道公社主催の担当課長会議が県内での開催となったため、支出がなかったものでございます。11節需用費でございます。マンホールポンプの電気料、修繕料などに要した費用であります。12節役務費は、マンホールポンプの管理用電話の使用料及び污水管等清掃手数料などであります。13節委託料でございます。料金算定業務、メーター検針業務の水道事業の委託料及び流域下水道への接続点17カ所と特定事業所31カ所の水質検査委託料、そのほかマンホールポンプの保守点検、清掃委託に要した費用であります。

351ページをお願いいたします。

14節使用料及び賃借料につきましては、柴崎地内のマンホールポンプ場の土地借り上げ料でございます。15節工事請負費は、舞野地区公共下水道污水管修繕工事、杜の丘地区公共下水道舗装修繕工事を施工したものであります。16節原材料費でございます。杜の丘南部コミュニティセンターマンホールトイレの説明用案内板、それから公共ますの防護ふたの購入費であります。19節負担金補助及び交付金につきましては、吉田川流域下水道の維持管理負担金と仙台市への下水道管理負担金が主なものでございまして、補助金は水洗便所改造資金貸付に係る利子補給金15件分であります。27節公課費でございますが、公用車の自動車重量税と消費税及び地方消費税でございます。

2項1目建設費であります。公共下水道補助事業分と町単独事業分及び流域下水道等への建設負担金が主なものであります。9節旅費につきましては、東京で開催されました全国下水道展への担当者の出席に伴うものでございます。宿泊費のみの支出でございます。11節需用費は、事業に係る消耗品、13節委託料は、吉田川流域関連公共

下水道事業計画変更業務、マンホールポンプ場ストックマネジメント計画策定業務、社の丘幹線管路耐震設計業務等に要したものであります。14節は積算システムの借り上げ料、15節工事請負費は、補助事業分といたしまして、上桧和田ポンプ場ほかのマンホールポンプ場設備更新工事、マンホール浮上防止対策工事等実施したものでありまして、町単独事業といたしましては、志田町地内の公共ます設置工事、舗装本復旧工事等に要したものであります。

353ページお願いいたします。

19節負担金補助及び交付金でございますが、宮城県が維持管理しております吉田川流域下水道への建設負担金でございます。

2款公債費につきましては、1項1目元金償還99件の償還費用、2目の利子は120件の償還金利子の支払い分であります。なお、平成29年度末借り入れ残高は、前年より2億6,549万7,000円減の42億943万円となっておりますのでございます。

353ページの実質収支に関する調書でございます。

歳入総額8億5,355万4,000円、歳出総額8億4,400万1,000円、歳入歳出差引額955万3,000円でございます。翌年度への繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は955万3,000円となったものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案書にお戻りください。議案書39ページ、認定第10号 平成29年度大和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治の規定によりまして、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、決算書の356ページ以降で説明させていただきます。あわせて、成果に関する説明書140ページ以降をご参照いたします。

決算書360ページをお願いいたします。歳入歳出決算事項別明細書になります。

初めに、歳入でございます。

1款分担金及び負担金1項1目農業集落排水事業負担金は、関係地区の受益者分担金でございます。1節滞納繰り越し分につきましては、収入済額4万5,000円で、収納率は8.5%となっております。

2款使用料及び手数料1項1目農業集落排水処理施設使用料1節現年度分につきましては、収入済額849万4,814円で、収納率は97.5%となっております。2節滞納繰り越し分は収入済額16万5,086円で、収納率60.6%となっておりますのでございます。

3款繰入金は、一般会計からの繰入金でございまして、平成29年度決算は4,821万

3,000円で、歳入額全体の構成割合は79.3%となっております。

362ページをお願いいたします。

4款繰越金は、前年度からの繰り越しでございます。

5款諸収入は、1節預金利子でございます。

364ページの歳出でございます。

1款農業集落排水事業費1項1目一般管理費につきましては、宮床クリーンセンターの管理費、マンホールポンプの維持管理等に要した費用であります。人件費を除き、説明させていただきます。11節需用費でございます。クリーンセンター、マンホールポンプの電気料、消耗品代、高圧気中開閉器交換、公用車車検代などあります。12節役務費は、使用料、収納事務手数料、マンホールポンプ清掃点検作業などに要したものでございます。13節委託料でございます。処理場の運転業務、汚泥処理業務、使用料徴収業務、電気工作物保安管理業務に要したものであります。19節負担金補助及び交付金でございます。マンホールポンプ管理用電波利用料であります。27節公課費は、公用車の重量税であります。

366ページをお願いいたします。

2款公債費1項1目元金と2目の利子は、それぞれ15件の起債償還分であります。なお、平成29年度末借り入れ残高は、前年より2,804万円減の5億2,802万5,000円となっておりますのでございます。

368ページ、実質収支に関する調書でございます。

歳入総額6,079万1,000円、歳出総額5,694万5,000円、歳入歳出差引額384万6,000円でございます。翌年度への繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も同額の384万6,000円となっておりますのでございます。

以上でございます。

議案書にお戻りください。議案書40ページになります。

認定第11号 平成29年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

地方自治の規定によりまして、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

決算書の369ページ以降で説明させていただきます。あわせて、成果に関する説明書141ページをご参照願います。

決算書373ページ、歳入歳出決算事項別明細書です。

まず、歳入でございます。

1 款分担金及び負担金 1 項 1 目合併処理浄化槽事業負担金は、新規設置 3 基分の設置者分担金でありまして、調定どおりの収入となっております。

2 款使用料及び手数料 1 項 1 目合併処理浄化槽使用料は、設置及び管理移行の374 基に係る使用料収入でございまして、1 節現年度分は、収入済額1,135万3,490円でございます。2 節の滞納繰り越し分は70.9%の収納率となっております。

3 款国庫支出金 1 項 1 目合併処理浄化槽事業費国庫補助金でございますが、3 基の新規整備に伴います国庫補助金でございます。補助対象交付基準額の 3 分の 1 の補助金が収入済となっております。

375ページでございます。

4 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金は、財源調整のための繰り入れでございます。

5 款繰越金は、前年度からの繰越金でございます。6 款諸収入は、預金利子でございます。

7 款町債 1 項 1 目下水道債は、浄化槽の整備に要しました財源の確保を図ったものでございます。

377ページの歳出でございます。

1 款合併処理浄化槽費 1 項 1 目一般管理費につきましては、管理浄化槽374基の維持管理費に要したものでございます。人件費を除き、説明させていただきます。11節需用費は、事務事業に係る印刷製本費、浄化槽の修繕費などがございます。12節役務費は、浄化槽の法定検査手数料などに要したものの、13節委託料は、保守点検及び清掃業務委託料が主なものとなっております。19節負担金補助及び交付金は、浄化槽普及促進協議会への負担金であります。

2 項合併処理浄化槽建設費につきましては、浄化槽設置事業に要した費用であります。

379ページをお願いいたします。

11節合併処理浄化槽建設費につきましては……済みません。11節需用費からでございます。11節需用費は、事業に係る消耗品でございます。15節工事請負費でございます。浄化槽 3 基の新たな設置工事を実施したものでございまして、その地区別の内訳でございますが、宮床地区 1 基、吉田地区 2 基の設置でございました。

2 款公債費 1 項 1 目元金につきましては 7 件の償還、2 目利子は 12 件の償還の支払い分でございます。なお、平成 29 年度末借り入れ残高は、189 万円の増額となっております。1 億 3,592 万 1,000 円となっております。

381ページ、実質収支に関する調書でございます。

歳入総額5,332万9,000円、歳出総額4,895万2,000円、歳入歳出差引額437万7,000円。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も同額の437万7,000円となっております。

以上でございます。

議案書にお戻りいただきたいと思えます。

認定第12号 平成29年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定でございます。

地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、平成29年度大和町水道事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、決算書の382ページからの平成29年度大和町水道事業会計決算報告書で説明させていただきます。なお、本事業の実施状況につきましては、成果に関する説明書142ページ以降に記載してございますので、あわせて参照をお願い申し上げます。

それでは、決算書382ページでございます。

収益的収入及び支出から説明いたします。

これらはいずれも消費税込みの決算報告書となっております。

収入です。

1 款水道事業収益につきましては、決算額10億3,692万5,355円となりまして、前年対比で0.2%の増となっております。

この内訳といたしましては、1 項営業収益8億1,743万4,130円で、0.4%の減。2 項営業外収益は2億1,949万1,225円で、2.4%の増となっております。

次に、支出でございます。

1 款水道事業費用につきましては、決算額9億1,987万6,705円となりまして、前年対比3.7%の減となっております。

この内訳でございます。1 項営業費用でございます。8億9,556万1,496円で、前年対比3.6%の減。2 項営業外費用につきましては、2,200万6,018円で前年対比15.5%の減となっております。3 項特別損失は、決算額230万9,191円となっております。不納欠損や過年度の還付などがございます。

以上の結果、税込の収入支出差引は1億1,704万8,650円となっております。

次に、384ページの資本的収入及び支出でございます。

資本的収入でございます。

1 款資本的収入につきましては、決算額7,861万4,849円で、前年対比107.4%の増となっております。

1 項企業債3,720万円、2 項出資金3,378万1,000円となっております。3 項補助金でございます。29年度中の入金はなく未収となっておりますが、30年4月に入金がなされておるものでございます。4 項負担金でございます。763万3,849円で、資本的収入は昨年度より107.4%ふえておりますが、対象となります事業費の増減によるものでございます。

次に、資本的支出でございます。

1 款資本的支出につきましては、決算額2 億5,285万6,793円でございます。前年対比36.3%の増となっております。

1 項建設改良費は、1 億7,264万4,713円で、前年対比87.2%の増となっております。これは、松坂配水地耐震補強工事に伴う事業費が主なものでございます。2 項企業債償還金でございます。7,998万4,895円でございます。前年対比で13.3%の減となっております。

以上の収支によりまして、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1 億7,429万1,000円……失礼いたしました。1 億7,424万1,944円につきましては、過年度分損益勘定留保資金から1 億6,154万9,781円を、消費税資本的収支調整額1,269万2,163円をもって補填したところでございます。

なお、本年6 月定例会議の諸般の報告において説明させていただいておりますけれども、翌年度繰越額でございます県道塩釜吉岡線、鶴巣鳥屋地内の車橋かけかえ工事に伴う配水管等の移設工事につきまして、地方公営企業法第26条の規定によりまして、2,268万円を繰り越しいたしております。

次に、386ページの損益計算書でございます。これ以降は消費税抜きの金額となっております。

収益及び費用の項目ごとの内訳でございます。

393ページからの収益費用明細書で整理いたしておるものでございますが、概括的な説明とさせていただきたいと思っております。

1、営業収益でございます。7 億5,714万8,181円でございます。前年対比0.4%の減となっております。

営業費用でございます。8 億4,940万9,172円でございます。前年対比3.4%の減となっております。

9,226万991円の営業損失となっておりますのでございます。

次に、3、営業外収益でございます。他会計補助金1億5,250万3,000円、長期前受金戻入5,594万1,382円が主なものでございまして、合計2億1,902万1,103円でございます。

4、営業外費用でございますが、支払利息の2,133万5,368円が主なものとなっております。

営業外収支は1億9,702万5,405円の黒字でございます。

営業損失と合わせた金額1億476万4,414円の経常利益となったものでございます。

5、特別損失を合わせまして当年度純利益は、1億247万9,652円となりまして、前年度繰越利益剰余金53万1,647円を合わせました当年度末処分利益剰余金は、1億301万1,299円となったものでございます。

次に、387ページの剰余金計算書でございます。

前段部分が前年度の状況を示しておるものでございます。

中段部分に当年度変動額といたしまして、資本金、剰余金の変動額を記載しているものでございます。当年度につきましては、一般会計出資金3,378万1,000円を受け入れ、資本金の当年度末残高は31億7,749万5,940円となっております。

資本剰余金につきましては、各勘定から資産に振り分けとして長期前受金への振りかえを実施しておるものでございまして、資本剰余金当年度末残高を1,771万5,000円としておるものでございます。これは、388ページのほうに記載されております。

利益剰余金でございますが、当年度純利益1億247万9,652円を計上したことで未処分利益剰余金の年度末残高が1億301万1,299円となっております。利益剰余金合計額を4億2,803万9,227円といたしまして、資本金と剰余金合わせました資本合計、一番右欄の、右側の列でございます。36億2,325万167円となっておりますのでございます。

次に、389ページをお願いいたします。

剰余金処分計算書の案でございます。

これにつきましては、議会の議決を賜りました後の利益剰余金の処分方法を示しておるものでございます。

未処分利益剰余金から1億円を積み立てることといたしまして、次年度への繰越利益剰余金を301万1,299円といたすことをお願いをするものでございます。

次に、390ページの貸借対照表でございます。

資産の部、1、固定資産でございます。

(1)有形固定資産につきましては、土地、建物、構築物などがございますが、合

計56億6,933万358円でございます。前年対比0.9%の減となっております。

(2) 無形固定資産でございます。56万4,282円となります。

(3) 投資その他の資産でございます。6億4,741万7,000円でございます。国債等2億9,966万円を買い増しいたしております。

固定資産合計でございます。前年比4.1%増の63億1,731万1,640円となるものでございます。

2、流動資産でございます。

現金・預金、未収金などでございます。4億9,979万8,662円となりまして、資産合計は68億1,711万302円でございます。4,573万7,808円の、前年対比増となっております。

391ページの負債の部でございます。

3、固定負債は、建設改良費等の財源に充てるための企業債でございます。10億1,599万7,515円となるものでございます。

4、流動負債でございます。建設改良費等の財源に充てるための企業債、未払金、引当金、その他流動負債でございます。合計額2億1,702万5,091円となります。

5、繰延収益につきましては、公営企業会計制度の見直しに伴いますものでございまして、償却資産の取得等に伴う補助金等をその収益額として計上いたしました。長期前受金31億3,721万7,337円から、長期前受金を収益いたしました長期前受金収益化累計額11億7,637万9,808円を差し引いた額を計上しております。

固定負債、流動負債、繰延収益を合計いたしました負債合計でございます。31億9,386万135円となっております。

資本の部でございます。

6、資本金は、企業開始時の固有資本金、一般会計出資金などの追加出資の繰入資本金、振りかえをいたしました減債積立金、建設改良積立金等の繰り入れなどの資本金となっております。合計で31億7,749万5,940円となっております。前年比1.1%の増となっております。

次に、7の剰余金でございます。

(1) 資本剰余金につきましては、地方公営企業会計制度の改正から懸念となっておりました国庫補助金、受贈財産評価額、各種負担金などの3億4,043万9,000円を長期前受金に振りかえいたしました。合計金額を1,771万5,000円としておるところでございます。

(2) 利益剰余金につきましては、各種積立金と当年度未処分利益剰余金の合計で、4億2,803万9,227円となっております。剰余金合計4億4,575万4,227円でございます。資本合計36億2,325万167円となります。

負債・資本合計でございますが、68億1,711万302円となっております。390ページ下段の資産合計と一致する金額でございます。

次に、392ページをお願いいたします。

キャッシュ・フロー計算書でございます。

1、営業活動によるキャッシュ・フローでございます。

この営業活動によるキャッシュ・フローは、企業の営業活動により生み出されますキャッシュ・フロー、現金の動きでございます。当期純利益1億247万9,652円を計上いたしまして、非資金項目の調整には減価償却費、固定資産除却費、長期前受金戻入、賞与引当金の増減額を計上しておるものでございます。

営業活動による資産及び負債の増減でございますが、資産の増減につきましては未収金等の増減を、負債の増減につきましては未払金、前受金など流動資産の増減を計上しておるものでございます。

ほかに、受取利息、受取額461万4,071円と起債償還分の支払利息2,133万5,368円を計上いたしまして、合わせまして営業活動によるキャッシュ・フロー合計は2億5,122万4,844円となるものでございます。

続きまして、2の投資活動によるキャッシュ・フローでございます。

これにつきましては、将来に向けた運営基盤の確立のために行います投資活動に係る資金の状態をあらわすものでございます。

建設改良費といたしまして1億5,995万2,550円を投資しております。上記実施に係る収入、補助金、それから一般会計出資金でございますが、4,141万4,849円となっております。

投資活動による負債では3,874万8,381円の増、投資有価証券の増減は国債等の購入に伴います2億9,966万円を投資いたしまして、合わせまして、投資活動によるキャッシュ・フロー合計はマイナス3億7,967万6,505円となっております。3億の金額を投資しているというところでございます。これ、将来にわたっての投資ということでお伺いいただければと思います。

次に、3、財務活動によるキャッシュ・フローでございます。

増資、原資による資金の収入支出及び借り入れ返済による収入支出など、資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローをあらわしたものでございます。

企業債の発行3,720万円、企業債を償還した分7,998万4,895円で、財務活動によるキャッシュ・フローを合計4,278万4,000円、895円のマイナスとなっております。

資金増減額のマイナス1億7,223万6,556円は、営業、投資、財務活動それぞれのキャッシュ・フローの合計額となるものでございます。資金期首残高6億2,583万3,320円と合わせました資金期末残高は4億5,459万6,764円となっておりますのでございます。

これについては、390ページの現金・預金の金額と合致する金額となっておりますのでございます。

次に、393ページの収益費用明細書でございます。

消費税抜きの金額となっております。

主なものでございます。

1 款水道事業収益でございます。

1 項 1 目給水収益でございます。水道料金とメーター使用料合わせまして7億1,133万7,293円でございます。前年対比で2.9%の増となっております。

2 目受託工事収益425万7,408円は、吉田明ヶ沢川河川改修に伴います配水管等移設工事費の補助を事業主、町でございますが、事業主から受けたものでございます。

3 目加入金でございます。給水加入金でございまして、前年対比24.9%の減となっております。

4、その他営業収益でございます。1 節材売収益としてコードカバー、メーターカウンターなどの売却代、2 節手数料は設計審査手数料、開栓手数料などがございます。3 節雑収益でございます。下水道使用料などの徴収業務受託料、消火栓維持管理料などであります。

2 項営業外収益でございます。

1 目他会計補助金でございます。一般会計補助金で浄水場に対する高料金対策補助金、留保水量解除見合い分、簡易水道管理費などで、前年比5.6%の増となっておりますのでございます。

2 目受取利息及び配当金は、現金及び有価証券等の配当金でございます。

3 目開発負担金は、民間アパートなどの建設によるものでございます。

4 目長期前受金戻入でございます。みなし償却制度の廃止によるもので、資産計上になるものでございます。

5 目雑収益でございます。第三者により施設破損に伴います損害請求などでございまして、全体の収益の合計でございます。9億7,616万9,284円でございます。前年度に比較いたしまして0.2%の増となっておりますのでございます。

394ページ、費用のほうお願いいたします。

1 款水道事業費用 1 項 1 目浄配水費の主なものでございます。1 節から 3 節までは職員人件費、4 節は窓口受付等事務補助員の賃金でございます。7 節通信運搬費は電話料、監視用テレメーターの専用回線料などでありまして、8 節保険料は自動車、建物、機械設備などに係るものでございます。9 節委託料はメーター検針、水質検査、メーター交換業務委託等に要した費用であります。12 節動力費は町内 5 カ所のポンプ場における動力の電気料であります。14 節修繕料は各種水道施設の修繕に要した費用でございます。15 節受水費でございます。5 億 48 万 4,604 円でございますが、宮城県大崎広域水道からの受水料金でございます。前年対比で 1.2% の増となっております。16 節賃借料でございます。水道料金調定システム、企業会計システムなどのシステム借り上げ料でございます。

2 目受託工事費につきましては、歳入でも申しあげました吉田明ヶ沢川の河川改修に伴う工事費分の補償工事費分でございます。

3 目総係費でございます。運転管理に要する事務費でございます。1 節報酬でございます。水道事業審議委員会の委員 10 名分の報酬でございます。2 節旅費は審議会委員の費用弁償と職員旅費、3 節会議費は審議会のお茶代でございます。

395ページからになります。

4 節負担金は日本水道協会への負担金であります。5 節委託料でございます。水道庁舎の宿日直業務の委託料でございます。10 節賃借料でございます。これは水道配水管の水管橋の添架の借り上げ料となるものでございます。

4 目減価償却費でございます。建物、構築物、車両、機械器具などの固定資産の本年度償却分でございます。2 億 1,325 万 9,607 円となっております。

5 目資産減耗費でございます。1 節貯蔵品等たな卸資産の減耗費を計上しております。2 節固定資産除却費につきましては、回収前資産の残額を、資産を処理したものであるということで解釈いただければと思います。

6 目その他営業費用につきましては、コードカバー、メーターカウンターなどの貯蔵品の売却原価でございます。

2 項営業外費用でございます。

1 目支払利息は企業債利息の支払い分。

2 目雑支出は第三者による施設破損修繕費であります。

3 項特別損失でございますが、不納欠損及び過年度分の還付等であります。

費用の合計でございます。8 億 7,368 万 9,632 円でございます。前年度と対比いた

しまして3.5%の減となっておりますのでございます。

396ページお願いいたします。

固定資産明細書であります。

(1)の有形固定資産の種類は、土地、建物、構築物、機械装置、車両、工具器具、建設仮勘定の種類別の整理しておるものでございます。当年度当初現在高は98億5,511万1,778円でございます。当年度増加額は2億6,492万950円でございます。当年度減少額は1億631万7,400円でございます。当年度末現在高は100億1,371万5,328円となるものでございます。

当年度の増加でございますが、配水管の布設などによる構築物の増加、機械及び装置は宮床2号ポンプ場、送水ポンプ等更新工事によります増加、建設仮勘定でございますが、耐震化事業に伴う松坂配水池耐震補強工事分でございます。今の増加分が6,255万の増加分が松坂配水池耐震補強工事分でございます。減少分につきましては、中峰2号配水池耐震補強工事などございまして、浄水場へ切りかえを行いました若畑ポンプ場整備分でございますが、建設仮勘定から本勘定に振りかえを行ったものでございます。

次に、減価償却額でございます。年度末償却未済高でございます。56億6,933万358円となっております。

次に、(2)無形固定資産明細でございます。

年度当初額59万5,993円に対しまして、ダム使用権の当年度減価償却額の減少によりまして年度末残高56万4,282円となっております。

決算書398ページをお開き願います。

重要な会計方針に係る事項に関する注記を記載させていただきます。

1、資産の評価基準及び評価方法でございますが、量水器その他の貯蔵品とも先入先出法による減価法によるものでございます。

2、固定資産の減価償却の方法でございます。定額法によるものでございます。

3、引当金の計上方法でございます。

4番については、その他会計に関する書類のための基本となる重要な事項を記載しておるものでございます。

それぞれ記載の方法により実施しておるものでございます。

それでは、399ページお願いいたします。

企業債の明細書となっておりますのでございます。

平成元年から平成29年度の政府資金22件、公営企業金融公庫19件、民間資金3件の

種類別発行年月日順に整理をいたして居るものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

以上で説明を終わります。

ここでお諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合により、午後5時を過ぎても時間を延長して審査を継続したいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、時間を延長することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

休憩の時間は10分間とし、4時55分から再開をいたします。

午後4時44分 休 憩

午後4時54分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第26「報告第10号 平成29年度大和町健全化判断比率及び資金不足比率について」

議 長 (馬場久雄君)

日程第26、報告第10号 平成29年度大和町健全化判断比率及び資金不足比率について報告を求めます。財政課長千坂俊範君。

財政課長 (千坂俊範君)

最後の説明となりますので、よろしく願いいたします。

議案書の42ページをお願いをいたします。

報告第10号 平成29年度大和町健全化判断比率及び資金不足比率のご報告を申し上げまするものでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定によりまして、平成29年度決算に基づきます健全化判断比率及び資金不足比率を別添監査委員の意見を付しまして、ご報告いたすものでございます。

この健全化比率の対象につきましては、普通会計に加えまして、町が管理する公営企業を含む全ての会計及び関係一部事務組合、さらには町が出資します第三セクターを含めましての算定となっておりますのでございます。

1つ目が、健全化判断比率でございます。平成29年度決算の欄の数値が29年度の数値となるものでございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率は、実質収支が黒字決算となっており、赤字額がないことからハイフンで表記をいたしております。

次に、実質公債費比率につきましては、少ないほど健全ということでございますが、1.9%でございます。前年度2.8%から0.9ポイント比率が下がっております。

将来負担比率につきましては、将来の負担額に対しまして充当可能財源等が上回っておりまして、平成25年度以降、数値としてあらわれないものとなっております。ハイフンで表記をいたしております。

この表の早期健全化基準につきましては、こちらに記載しております数値以上になりますと早期健全化計画を策定いたしまして県や国の指導の対象となる数値でございます。

一番右の財政再生基準につきましては、これも、こちらの数値以上になりますと、財政再生計画を策定し、やはり県や国の指導を受けることとなります。この財政再生基準に達しますと赤信号というような状況となるかといえます。

次に、2番目の資金不足比率でございます。本町の場合は、水道事業会計、下水道事業、農業集落排水事業、戸別合併処理浄化槽の各特別会計が対象となるものでございます。いずれの会計におきましても資金不足は生じていない状況でございますので、こちらもハイフンでの表記となります。

なお、別冊でお配りしてございます資料に算定の方法等を記載してございますので、ご参照いただければと存じます。

以上で、健全化判断比率及び資金不足比率のご報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

以上で報告第10号を終わります。

続いて、平成29年度大和町各種会計決算審査の報告を監査委員に求めます。代表監

査委員櫻井貴子さん。

代表監査委員（櫻井貴子君）

監査委員の櫻井貴子でございます。よろしくお願いたします。

今野善行監査委員とともに審査いたしました。

平成29年度大和町歳入歳出決算の審査結果につきまして、代表してご報告させていただきます。

お手元に配付してございます平成29年度大和町各種会計決算審査意見書の1ページから5ページまでを参照願います。

1ページをお開きください。

平成29年度大和町歳入歳出決算の審査結果につきまして、ご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項、第241条第5項及び地方公営企業法第30条第2項の規定によりまして、審査に付されました平成29年度一般会計、各種特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに平成29年度基金運用状況報告書を審査いたしましたので、ご報告いたします。

審査の対象といたしましたのは、平成29年度の大和町一般会計決算並びに大和町国民健康保険事業勘定特別会計決算、そのほか9つの特別会計決算及び大和町水道事業会計決算についてでございます。

審査の期間でございますが、平成29年度一般会計決算につきましては平成30年7月2日から8月3日までのうちの16日間、各種特別会計決算につきましては7月4日から7月27日までのうちの5日間、各種基金運用状況につきましては7月2日から7月30日までのうちの5日間、財産に関する調書につきましては7月4日に審査いたしました。また、水道事業会計決算につきましては、7月26日に審査をしております。

審査の結果でございますが、審査に付されました平成29年度各種会計決算につきましては、決算計数に誤りはなく、歳入確保の努力、歳出の効率性が保持され、書類も整備されており、会計経理は全般的に見て妥当と認定いたしました。

続きまして、決算の概要と意見の総括でございますが、水道会計を除く一般会計と10の特別会計で見ますと、歳入につきましては、歳入予算総額は164億3,354万2,000円、調定額176億6,194万1,492円に対しまして、収入済額は173億3,148万8,086円となっており、予算対比105.46%、調定対比98.13%の割合でございました。歳入の中核であります町税収入を見ますと、前年度対比16.7%増の58億328万8,000円となり、過去最高額となっております。これは経済回復基調を背景に、町内誘致企業の業績向

上を反映して法人町民税の大幅な増加によるものでございます。

また、不納欠損として認定いたしました額は2,450万7,054円でございます。法令等に基づきまして合法的な手続きを踏んでおり、やむを得ないものと認めた次第でございます。

その結果、収入未済額は3億594万6,352円となっております。

次に、歳出でございますが、4ページをお開きください。

歳出につきましては、支出済額159億1,652万6,024円で、予算現額に対しまして執行率は96.85%となっております。また、繰越明許費いたしまして1億5,026万1,800円が平成30年度に繰り越しされております。これは主に橋梁詳細設計業務におきまして、河川管理者との協議に不測の時間を要し、さらに昨年10月に発生いたしました台風21号の豪雨により被災した河川及び農業用施設の災害復旧工事などによるものであり、やむを得ないものであると認定いたしました。

歳出不用額が3億6,675万4,176円となっておりますが、各課における事業につきましてはおおむね計画的に施工され、成果を得られております。しかしながら、多額の不用額につきましては、財源配分に影響を与え、予算の柔軟な編成や住民サービスの提供を妨げる要因となる可能性が考えられますことから、予算統制と執行管理に留意されるよう助言したところでございます。

以上によりまして、平成29年度決算につきましては、一般会計、特別会計ともに適正に執行されているものと認定いたしました。

また、財政調整基金を初めとする積立基金残高は、2億8,124万2,000円増の46億8,756万4,000円となっております。しかしながら、今後各施設の維持管理などが見込まれますことから、財源の重点的で効率的配分を念頭に各事業の遂行に全力を尽くされるとともに、経費の節減、合理化にさらなる努力を望むものであります。

次に、平成29年度における町債の現在高でございますが、5ページ中段の表のとおりでございます。前年度に比較して、普通会計では5億2,672万3,000円の減、下水道事業会計で2億6,545万7,000円の減、農業集落排水事業会計で2,804万円の減、戸別合併処理浄化槽に浄化槽会計につきましては189万円の減、水道事業会計で4,278万5,000円の減となっており、本年度の公債費比率につきましては2.2%となっております。

全会計を合計した残高は、前年より8億6,489万5,000円の減となっておりますが、総額では114億7,946万7,000円と多額でございます。町債の償還は、後年度の義務的経費の増加を招きますので、長期的視点に立った財政見直し並びに償還計画に沿った

中での運用になお一層留意をお願いしたいと思います。

次の一般会計から財政概要につきましては、事務局より報告いたさせます。よろしくをお願いいたします。

議長 (馬場久雄君)

次に、決算審査の報告を朗読させます。監査委員事務局書記次長野田美沙子さん。

書記次長 (野田美沙子君)

失礼いたします。書記次長の野田でございます。代表監査委員に引き続きまして、平成29年度各種会計決算意見書を朗読、説明させていただきます。

意見書6ページをお開きいただきたいと思います。

財政収支の状況でございます。

本町の財政収支普通会計、この普通会計であります。地方財政の統計上、統一的に用いられる会計区分でございまして、本町の場合は一般会計と奨学事業会計ということになります。これについて見ますと、歳入決算総額115億1,061万7,000円、歳出決算総額102億8,956万5,000円となりまして、歳入は前年度と比較し4億9,234万3,000円の減、歳出においては10億3,063万6,000円の減となっております。歳入歳出差引額は12億2,105万2,000円となり、繰越明許費による翌年度に繰り越すべき財源は1億948万7,000円であるため、実質収支は11億1,156万5,000円の黒字となりました。単年度収支は6億1,692万5,000円の黒字、実質単年度収支においても6億2,166万2,000円の黒字となっております。

続きまして、9ページをお願いいたします。

財政分析主要指数の推移でございます。

過去3カ年の指数の推移につきましては下表のとおりでございますが、財政力指数が前年度より0.06ポイント増加し、0.840となりました。財政構造の弾力性を示します経常収支比率は、前年度と比較し6.2ポイント減少し、81.8%となりました。今後におきましても、財政構造が硬直化しないよう経常経費の削減を念頭に入れた財政運営が求められます。また、実質公債費比率は前年度と比較して0.9ポイント減の1.9%となりました。年々増加しておりまして、良好な比率となっております。今後とも財政運営には十分に留意する必要がございます。

表の下になります、歳入の総括でございます。

歳入決算の概要をお示ししますと、平成29年度一般会計予算額は106億7,794万

9,000円、収入済額115億400万6,000円となり、前年度と比較し収入済額で4.1%の減となっております。詳細につきましては、10ページから13ページに掲げてあります表のとおりでございます。その分は割愛をさせていただきます、14ページをお開きいただきたいと思ます

歳入の状況を見ますと、町税で1億262万7,000円、前年度におきましては1億379万8,000円。以下、記載のとおり収入未済額が生じてございます。この中で、国庫支出金につきましては繰越事業に伴うものであり、やむを得ないものであります。

町税の収入未済額の内訳につきましては、町民税4,759万8,000円、固定資産税5,181万5,000円、軽自動車税321万4,000円、総額で1億262万7,000円となり、前年度と比較しまして117万1,000円の減となっております。一方、後述しております国保税の収入未済額につきましても、昨年度より57万1,000円の減となったものの、1億2,745万5,000円という多額な未済額になっておりますので、徴収に対する努力は認めるところであります。税の公平負担の原則から、徴収率向上のために策定した町税等徴収事業計画に基づき、なお一層の努力を望むものであります。

また、分担金及び負担金、使用料及び手数料、諸収入の収入未済額につきましても、税と同様に収入確保に特段の努力を望むものであります。町税の不納欠損処分につきましては、前年度と比較し590万3,000円増の1,112万6,000円となっております。しかし、合法的な手続により行われており、やむを得ないものと認めたところでございます。

次に、16ページをお願いいたします。

地方交付税でございます。地方交付税につきましては、前年度対比で0.47%増の16億9,040万4,000円となりました。これを歳入全体の構成比で見ますと14.7%を占めております。

内訳としまして、普通交付税が5億7,980万8,000円で、前年度と比較して1億4,956万1,000円、20.51%の減となりました。特別交付税につきましては、16.52%増の11億1,059万6,000円となりました。この結果、交付税全体で787万円の増となっております。

17ページをお願いいたします。

歳出の総括でございます。平成29年度一般会計歳出予算額は106億7,794万9,000円、支出済額は102億8,324万6,000円で、予算に対する執行率は96.30%でございます。支出済額を前年度と比較しますと10億2,919万3,000円の減、不用額につきましては2億4,785万4,000円が生じております。

次の4行を割愛させていただきます。

繰越明許費につきましては、件数で13件、金額で1億4,684万9,000円となっており、前年度と比較し、金額で2億8,035万5,000円の減となりました。内訳でございますが、総務費519万7,000円、事業名は省略をさせていただきます。農林水産業費352万2,000円、商工費49万7,000円、土木費7,177万9,000円、消防費1,496万2,000円、教育費199万8,000円、災害復旧費4,889万4,000円となっておりますが、それぞれの事情によりやむを得ないものと認めたとところでございます。

不用額につきましては、前年度に比較しまして427万4,000円の増となりました。事業の未執行は見受けられませんが、予算の補正措置等によりほかの事業に振り分けるなど有効な活用に十分配慮すべきでございます。

続きまして、特別会計に移らせていただきます。

22ページをお願いいたします。

平成29年度国民健康保険事業勘定特別会計につきましては、歳入予算額25億2,699万1,000円、収入済額25億5,513万3,000円となっており、歳入予算の確保はなされております。しかし、調定対比につきましては94.89%となっており、収入未済額1億2,745万5,000円が発生しております。これは、前年度と比較し57万円の減となっておりますが、予算額の5.04%を占めるほど多額なものとなっております。不納欠損額については、前年度と比較し684万円の増となっており、その金額は1,024万8,000円となっております。しかし、合法的な手続により行われていることから、やむを得ないものと認めました。

国保税の徴収率につきましては、78.57%と2.22ポイント減少となり、その内訳でございますが、現年度分につきましては0.02ポイント増の90.95%、滞納繰越分につきましては11.49%減の28.81%となっております。

収入済額につきましては、現年度分が前年度より2,943万3,000円の減、滞繰分につきましても1,834万3,000円の減となっております。収入未済額は減少しているとはいえ1億2,745万5,000円と多額となっておりますので、今後も町税等徴収事業計画に基づき、特段の徴収努力を望むものであります。

歳出につきましては、支出済額24億4,410万1,000円で96.72%の執行率となっております。被保険者数につきましては5,033人であり、前年度と比較し246人、4.66%の減となっております。

次に、32ページをお願いいたします。

下水道事業特別会計でございます。平成29年度下水道事業特別会計につきましては、歳入予算総額8億4,782万2,000円、調定額8億6,890万5,000円、収入済額8億5,355

万5,000円で、予算対比100.68%、調定対比98.23%となりました。

なお、収入未済額の内訳につきましては、受益者負担金183万7,000円、下水道使用料1,309万4,000円となっており、前年度と比較しまして受益者負担金で6万7,000円の減、下水道使用料で550万7,000円の増となっております。不納欠損処分につきましては41万9,000円となっておりますが、合法的な手続により行われており、やむを得ないものと認めました。

水洗化普及状況につきましては、水洗化率が87.93%と前年度対比で0.35ポイントの増となっているものの、なお一層の普及啓発を望むものであります。

また、農業集落排水事業特別会計、戸別合併処理浄化槽特別会計につきましては、歳入歳出予算とも議決どおり執行されており、適正と認めました。

なお、ただいま申し上げました以外の特別会計につきましても、歳入歳出とも議決どおり執行されており、適正と認めてございます。

33ページをお願いいたします。

水道事業会計でございます。ページ中ほどの財政状況についてでございます。

収益的収支で、収入総額が、税抜き9億7,616万9,284円に対し、支出総額が、税抜き8億7,368万9,632円となり、その差引額1億247万9,652円が当年度の純利益となっております。

以下4行割愛させていただきます。

また、資本的収支においては、収入総額が、税込み7,861万4,849円対しまして、支出総額が、税込み2億5,285万6,793円となり、その差額1億7,424万1,944円につきましては、過年度分損益勘定留保資金1億6,154万9,781円、消費税資本的収支調整額1,269万2,163円をもって補填しております。

なお、今後の見通しとしては、緩やかな回復基調が続いているとされているものの、まだまだ好景気がうかがえない状況であり、本年の収益的収支につきましては営業収益でもある給水収益は微増であります。加入金や開発負担金等につきましては今後さらに減少が見込まれることから、経常収支は厳しいものになることが予想されますので、誘致企業従業員の定住等によります水需要の増加を期待するとともに、有収率の向上による財源の確保を図り、近隣水道事業体と同様の料金体系の見直しなどにより負担の適正化を図るなど、公益企業としての経営基盤安定になお一層の努力を望むものであります。

経理につきましては、各関係諸帳簿と計数を照合した結果、適正であると認めました。

続きまして、38ページをお願いいたします。

ページ中ほどの財産管理でございます。

公有財産の管理につきまして、普通財産、行政財産とも取得、処分、所管がえ等の都度、台帳整備が行われており、台帳と財産の整合性は図られておりました。

2行割愛させていただきます。

肉用牛貸付飼育事業運営基金、土地基金、国民健康保険資金貸付基金の運用につきましては、各関係諸帳簿と計数を照合した結果、計数に誤りがなく基金の運用がなされ、妥当性が保持されているものと認めたものでございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

次に、財政健全化法に係る審査の報告を監査委員に求めます。代表監査委員櫻井貴子さん。

代表監査委員（櫻井貴子君）

それでは、39ページをお願いいたします。

平成29年度財政健全化審査及び経営健全化審査の結果につきましてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条及び第22条の規定によりまして、審査に付されました平成29年度財政健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について審査いたしましたので、ご報告いたします。

40ページをお願いいたします。

普通会計財政健全化の審査意見でございますが、概要につきましては割愛させていただきます。

審査結果の総合意見でございますが、審査に付されました健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となります事項を記載いたしました書類は、いずれも適正に作成されているものと認定いたしました。具体的比率につきましては、中段以下の表のとおりでございます。

次に、個別意見でございますが、実質赤字比率につきましては、平成29年度の決算は黒字となっており、実質赤字比率には該当いたしません。その黒字の比率は15.82%と適正な比率となっております。

また、連結実質赤字比率につきましても黒字となっておりますので、連結実質赤字

比率には該当いたしません。その黒字の比率は23.83%と適正な比率となっております。

実質公債費比率についてでございますが、平成29年度の実質公債費比率につきましても1.9%となっており、早期健全化基準の25.0%を下回り、良好な比率でございます。

将来負担比率につきましては該当なしとなり、前年度同様に良好であります。

次に、水道事業会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業会計並びに戸別合併処理浄化槽特別会計に関する経営健全化の審査意見でございます。審査に付されました資金不足比率及びその算定の基礎になります書類は、いずれも適正に作成されておりました。

平成29年度は、水道事業会計が3億7,013万2,000円、下水道事業特別会計が962万3,000円、農業集落排水事業特別会計が384万8,000円、戸別合併処理浄化槽特別会計が443万9,000円の資金余剰額があり、資金不足比率には該当いたしません。資金不足の状況にはなく、良好な状態にあると認められます。

指摘する事項はなく、改善を要する事項はございません。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

ありがとうございました。

監査委員報告についての質疑は、決算特別委員会の最終日に行う予定となっておりますので、ご了承願います。

決算特別委員会の設置について

議長（馬場久雄君）

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第12号までについては、議長を除く全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第12号までの各種会計歳入歳出決算については、議長を除く全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに

付託の上、審査することに決定しました。

ただいま決算特別委員会が設置されましたので、ここで委員長及び副委員長を選任願います。

委員長、副委員長を選任するため、暫時休憩します。

午後5時36分 休 憩

午後5時36分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので報告します。委員長に藤巻博史議員、副委員長に槻田雅之議員が選任されました。

お諮りいたします。

決算特別委員会による決算審査及び議事の都合により、9月8日から9月13日までの6日間、本会議を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、9月8日から9月13日までの6日間を休会することに決定しました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、9月14日の決算特別委員会終了後といたします。

大変、長時間にわたり、お疲れさまでした。ご苦労さまでした。

午後5時37分 延 会